

平成30年第1回小笠原村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2



第 1 号 （3月7日）

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○出席説明員	5
○欠席説明員	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○会議時間の延長	6
○会議録署名議員の指名	6
○諸般の報告	6
○会期の決定	7
○村長所信	8
○一般質問	15
清水良一君	15
一木重夫君	27
鯉江満君	37
安藤重行君	43
杉田一男君	56
稲垣勇君	61
○散会	66



第 2 号 (3月9日)

○議事日程	6 9
○出席議員	7 1
○欠席議員	7 1
○出席説明員	7 1
○欠席説明員	7 1
○事務局職員出席者	7 1
○開 議	7 2
○会議時間の延長	7 2
○諸般の報告	7 2
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
○議案第5号及び議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
○議案第13号から議案第15号までの上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
○議案第17号から議案第23号までの上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第24号から議案第32号までの上程、説明	1 1 5
○平成30年度予算特別委員会設置の動議	1 2 4
○予算特別委員会から報告	1 2 5
○発言の訂正	1 2 5
○日程の順序の変更	1 2 5

○同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
○同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
○散 会	1 2 8



第 3 号 (3 月 1 5 日)

○議事日程	1 2 9
○出席議員	1 3 0
○欠席議員	1 3 0
○出席説明員	1 3 0
○欠席説明員	1 3 0
○事務局職員出席者	1 3 0
○開 議	1 3 1
○会議時間の延長	1 3 1
○村長の発言	1 3 1
○議案の訂正	1 3 1
○議案第 2 4 号から議案第 3 2 号までの委員長報告、質疑、討論、採決	1 3 2
○議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○発議第 1 号の上程、説明、採決	1 3 7
○閉会中の継続調査の申し出	1 3 8
○閉議及び閉会	1 3 8
○署名議員	1 3 9



小笠原村告示第1号

平成30年第1回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年2月21日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成30年3月7日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（7名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯨 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
8 番	池 田 望 君		

不応招議員（なし）

平成30年第1回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成30年3月7日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例（案）
- 第 2 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例（案）
- 第 3 議案第 3 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第 4 号 小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）
- 第 5 議案第 5 号 小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正
する条例（案）
- 第 6 議案第 6 号 小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第 7 号 小笠原村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条
例（案）
- 第 8 議案第 8 号 小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
- 第 9 議案第 9 号 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）
- 第10 議案第10号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）
- 第11 議案第11号 東京都後期高齢者医療広域連合規約変更について（案）
- 第12 議案第12号 小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
（案）
- 第13 議案第13号 小笠原村給水条例の一部を改正する条例（案）
- 第14 議案第14号 小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例（案）
- 第15 議案第15号 小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例（案）
- 第16 議案第16号 平成29年度小笠原村一般会計補正予算（第5号）（案）
- 第17 議案第17号 平成29年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）
- 第18 議案第18号 平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）
- 第19 議案第19号 平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第20 議案第20号 平成29年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算

(第 1 号) (案)

- 第 2 1 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度小笠原村介護保険 (介護サービス事業勘定) 特別会計補正予算 (第 3 号) (案)
- 第 2 2 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (案)
- 第 2 3 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算 (第 3 号) (案)
- 第 2 4 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度小笠原村一般会計予算 (案)
- 第 2 5 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算 (案)
- 第 2 6 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算 (案)
- 第 2 7 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算 (案)
- 第 2 8 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度小笠原村介護保険 (保険事業勘定) 特別会計予算 (案)
- 第 2 9 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度小笠原村介護保険 (介護サービス事業勘定) 特別会計予算 (案)
- 第 3 0 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度小笠原村下水道事業特別会計予算 (案)
- 第 3 1 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算 (案)
- 第 3 2 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算 (案)
- 第 3 3 議案第 3 3 号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画 (平成 2 6 年度～平成 3 0 年度) (案)
- 第 3 4 同意第 1 号 小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 3 5 同意第 2 号 小笠原村教育委員会委員の選任について
- 第 3 6 発議第 1 号 議員の派遣について (案)

出席議員（7名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯉 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
8 番	池 田 望 君		

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	渋谷 正 昭 君
教 育 長	松 本 隆 君	総 務 課 長	セーボレー 孝 君
総務課副参事	杉 本 重 治 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
環 境 課 長	深 谷 雪 雄 君	建設水道課長	繁 藝 則 仁 君
建設水道課 副 参 事	岩 本 弘 幸 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
教 育 課 長	持 田 憲 一 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 津 源 君	書 記	萩 原 佳 代 君
---------	---------	-----	-----------

◎開会及び開議の宣告

○議長（池田 望君） おはようございます。

ただいまから平成30年第1回小笠原村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田 望君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、清水良一君及び2番、安藤重行君を指名します。

◎諸般の報告

○議長（池田 望君） 次に、事務局長から諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（大津 源君） ご報告いたします。

村長から、平成30年2月21日付小笠原村告示第1号をもって、本定例会の招集通知があり、2月26日付で議案33件、同意2件の送付がありました。

次に、村長から2月23日付で、教育長から2月26日付で議会説明員出席者の通知がありました。

次に、議長、池田 望君の出張等についてご報告します。

1月1日、父島海開きに出席しました。

また、同日、議員4名とともに父島で開催の成人式に出席しました。

1月6日、議員5名とともに、武道始式に出席しました。

1月16日から17日まで、東京都町村議会議長会主催の平成29年度先進町村議会調査、意見交換で、千葉県長生郡長生村議会を訪問しました。

2月13日、議員2名とともにヤマト運輸株式会社を訪問し、小笠原村への大型家電等の配

送について意見交換、要望活動を行ってまいりました。

また同日、村長とともに第92回小笠原諸島振興開発審議会に出席しました。

2月15日、東京都島嶼町村議会議長の意見交換、東京都町村議会議長会役員会、同定期総会に出席しました。

2月16日、議員6名とともに松原仁衆議院議員を訪問し、村政課題等について情報・意見交換を行ってまいりました。

また同日、東京都島嶼町村議会議長会定期総会、東京都島嶼町村会・島嶼町村議会議長会合同会議、東京都島嶼町村一部事務組合定例会に出席しました。

2月19日、議員5名とともに石原宏高衆議院議員を訪問し、村政課題等について情報・意見交換を行ってまいりました。

2月20日、村長とともに石井啓一国土交通大臣を訪問し、小笠原諸島振興開発特別措置法の改正・延長に関する要望活動を行ってまいりました。

2月21日、村長とともに東京都総務局行政部長、東京都議会尾崎大介議長及び長橋桂一副議長並びに東京都議会各会派を訪問し、小笠原諸島振興開発特別措置法の改正・延長に関する要望活動を行ってまいりました。

また同日、村長とともに小笠原諸島復帰50周年記念貨幣打初め式に出席しました。

2月23日、小笠原海運株式会社貨物部小川部長を訪問し、小笠原村への大型家電等の配送について、情報・意見交換を行ってまいりました。

2月28日、行文線未整備区間の整備に関する検討会に出席しました。

3月5日、小笠原海運株式会社父島営業所高岩所長を訪問し、小笠原村への大型家電等の配送について情報・意見交換を行ってまいりました。

次に、小笠原村監査委員、稲垣直彦君及び鯉江 満君から、12月26日付、1月17日付及び2月28日付で例月出納検査の報告、また、1月22日付で平成29年度定期監査の結果報告がありました。

報告は以上です。

◎会期の決定

○議長（池田 望君） 次に、会期についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日3月7日から3月15日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日３月７日から３月15日までの９日間と決定しました。

◎村長所信

○議長（池田 望君） 次に、村長森下一男君から発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 平成30年第１回村議会の定例会の開会にあたりまして、村政運営に対する所信の一端を申し述べさせていただきたいと思いますが、その前に、先ほど池田議長が長年の議会議員としての活動を全国町村議会議長会から功労者として表彰されました。これは、池田議長の長年にわたるその業績が評価されたものとして、その表彰に心からお祝いを申し上げるところでございます。

では改めまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず初めに、本年は小笠原諸島が日本に復帰を果たして50周年であります。小笠原諸島の発見から定住、開拓、そして繁栄の歴史。一転、戦況の悪化による昭和19年の全島民強制疎開。敗戦後の米国統治。昭和21年、一部の欧米系島民の帰島は叶うものの、多くの旧島民は帰島が叶わず、約24年に及ぶ空白の歴史が生まれました。

この間、故郷を想う先人達の熱烈で悲壮な帰島運動が展開され、様々な人々の協力、ご支援のもと、昭和43年６月26日に日本に返還され、復帰となりました。それから今日までの間、小笠原村は小笠原諸島復興・振興特別措置法により、国・東京都のご支援をいただきながら、生活基盤、産業基盤の整備促進を図り、現在に至っております。

私達の住んでいる小笠原は、この様な激動の荒波にのまれて来た歴史を持つ島です。

私は、先人達の労苦に報いる為にも、返還50周年という大きな節目に、村民の皆様と共に小笠原の歴史を振り返り、辿っていただき、郷土への誇りと愛着を高めていただける様、年間を通じて様々な記念事業を実施し、一緒により明るい小笠原の未来像を構築して行く事が出来ればと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。

次に、政策課題ごとに述べさせていただきます。

平成30年度の予算編成にあたりましては、「航空路開設の推進」、「世界自然遺産地として自然環境の保全と活用を図るための施策の推進」、「小笠原の特色を活かした産業の振

興」、「良好な生活環境のための生活基盤整備及び災害に備える防災基盤整備の充実」、「村民の安心と次世代の人材育成に向けた保健、福祉、医療、教育の充実」、また、村民の皆様の記憶に残る１年となりますよう「返還50周年事業の実施」、以上の６項目を重点施策として編成いたしております。

振興事業におきましては、「村道」、「簡易水道」、「し尿処理施設」、「浄化槽施設」、「保育施設」、「診療所運営」を継続事業として計上させていただいており、国費につきましては前年度とほぼ同額を確保いたしております。

振興開発事業以外の事業では、引き続き村有既存施設の経年、老朽化に伴う補修・改修、防災行政無線の更新等、必要な経費増に対応するため基金の取り崩しを行っての予算編成となっておりますが、財源確保に努め、健全な財政運営に留意しながら、確実に事業を実施してまいります。

現行の小笠原諸島振興開発特別措置法は、平成30年度末にその期限を迎えます。現在、国、東京都、村による改正・延長に向けた検討が進められており、先月、国の小笠原諸島振興開発審議会における審議も始まりました。

法律の目的である「小笠原諸島の自立的発展」、「住民生活の安定と福祉の向上」、「定住の促進」を達成するためには、まだ多くの課題が残っているため、本村としましては特別措置法の改正・延長は必要と考えており、先般、池田議長とともに、国土交通大臣、東京都知事、東京都議会議長及び副議長宛、改正・延長の要望書を提出したところでございます。今後、さらに万全を期すため、国政の先生方に対する支援要請も行なってまいります。

第４次小笠原村総合計画につきましては、平成26年度から平成40年度までの15年間を計画期間としており、５年ごとに基本計画を見直すこととしております。現行の前期基本計画が平成30年度末にその期限を迎えることから、平成30年度は次期５カ年の中期基本計画の策定に取り組むこととなります。

引き続き、本村の将来像である「心豊かに暮らし続けられる島」の実現に向け、一步ずつ着実に近づくことのできる計画となるよう、検討を進めてまいります。

平成31年度末までを計画期間とする地方創生の総合戦略につきましては、CATV活用プロジェクトやオリジナルツアーの開発、また、島っ子同窓会など、鋭意計画事業に取り組んでいるところでございます。平成30年度につきましても、引き続き、小笠原村総合計画と一体的に取り組み、事業全体の推進を図ってまいります。

村政の最重要課題の一つである航空路の開設につきましては、かねてより復帰50周年の際

には東京都として一定の方向性を示していただくよう、東京都をはじめとする関係機関の皆様をお願いをしております。また、2月15日、小池知事との意見交換の場におきましても、改めて知事に直接、航空路の開設を要望したところでございます。

現在、東京都においては、航空局等の指導を仰ぎながら実務的な検討を精力的に進めていただいております。課題はまだ多くございますが、本村としましては今後も引き続き東京都とともに、着実な航空路の開設に向け、積極的に関係機関との協議・調整を進めてまいります。

都営小笠原住宅の建替計画につきましては、現在、東京都において鋭意、検討が進められておりますが、建替えに伴う新たな小笠原住宅のしくみにつきましては、平成30年度中に、本村にその案が提示される予定と伺っておりますので、引き続き東京都と協議を進めてまいります。

行文線未整備区間の整備につきましては、昨年9月に村民説明会を開催し、3つのルート案を提示して意見交換を行い、11月には各戸配布により広く村民に周知しながら、整備に対する考えをアンケート調査により集約いたしました。それらを踏まえ、「行文線未整備区間の整備に関する検討会」を開催し、ルート案の絞り込みが行われたところであります。

今後、再度村民説明会等も行い、村内合意形成を図りながら、東京都において事業化に向けた検討を進めていただき、本村としても早急な整備に向けた協力をしてまいりたい所存であります。

次に、防災行政無線につきましては、平成19年度に整備してから10年が経過したため、来年度は更新を行い、災害時等の広報に支障が生じないように対応してまいります。

硫黄島訪島事業の再開につきましては、さまざまな難題があり大変厳しい状況にあります。が、関係機関の協力を仰ぎながら、実現に向けて更に調整を進めてまいります。

本年度の硫黄島遺骨収集帰還事業につきましては、昨年の渇水の影響により派遣が2回中止になりましたが、本年1月末からの第4回遺骨収集帰還事業では、16柱のご遺骨を収集することが出来ました。先月15日に参列した千鳥ヶ淵戦没者墓苑での遺骨引渡式では、第2回目の事業で収集した1柱と併せて17柱のご遺骨が国に引き渡されました。

引き続き、小笠原村在住硫黄島旧島民の会と連携して事業に協力をし、1柱でも多くのご遺骨が収集、帰還されるよう取り組んでまいります。

冒頭でも申し上げましたが、本年は小笠原諸島が日本へ復帰してから50周年を迎える年です。すでに年初から記念事業は始まっておりますが、6月30日には東京都と共催し

て多くのご来賓をお迎えし、記念式典を行うべく準備を進めております。翌7月1日には母島での行事をとり行う予定でございます。

式典におきましては、村民の皆様と共に、50年という大変大きな節目を迎えたことを一緒にお祝いしたいと思っております。また、実行委員会が主催する各事業のほか、村民のグループなどが実施する自主事業なども含めまして、記念の年を祝い、より小笠原への誇りと愛着を高めるよう、事業を進めてまいりたいと考えております。

父島のF T T H網につきましては、本年度更新工事を行っており、これが終了いたしますと、告知放送が明瞭な音声で視聴できるとともに、各種気象警報等についても音声により配信する予定にしております。

また、現在、本村で事業運営を行っているインターネット接続サービスについては、プロバイダーによるさまざまなサービス提供が期待できることから、今後、通信会社への移行に向けた検討を進めてまいります。

硫黄島においては携帯基地局の整備が進み、大手3事業者のサービスが基地周辺で利用可能となっておりますが、小笠原村硫黄島平和祈念会館周辺も利用可能なエリアになるよう、設備の増強を要望しております。

世界自然遺産の管理計画の改定作業においては、遺産価値を永続的に守るために、自然環境の保全と人の暮らしの調査を図ることが重要であると改めて認識をいたしました。国や東京都などの関係機関が実施する様々な取組と連携しながら、村民の理解を一層深めるとともに、適切な支援を行いつつ主体的な参加を促していくことが大切と考えています。

昨年5月に開所した世界遺産センターの動物対処室は、関係機関の協力のもと運営を実施していますが、野生動物の保護やペットの適正管理において順調に成果を上げているところです。そういった成果も踏まえ、ペットの管理に関する新しい制度の検討も進めてまいります。

普及啓発においては、これまで継続している現地視察やボランティア事業に加え、復帰50周年を記念して実施する「オガグワの森プロジェクト」と「ハハジマ森の道プロジェクト」が本格的に始動いたします。既に、内外の多くの協力に助けられて準備を進めておりますが、より一層、村民の参加を得て、自然を身近に感じられる場と機会の創出を図ります。

さらに、世界自然遺産地域ネットワーク協議会の取組として、関係町村とともに、世界自然遺産の価値や保全の必要性を対外的に発信することとしております。

国民健康保険制度改革による国保運営の広域化に伴い、平成30年度からは東京都が国保財政の運営を担うこととなりました。新制度においては、各市区町村の国保財政の更なる安定化、負担の平等化を図るため、国保税額の改正が必要となっております。本村におきましても、平成30年度から国保税額の段階的な見直しを行ってまいります。

児童福祉につきましては、地域の子育て世帯のニーズにできる限り応えられるよう、今後、父島母島保育施設の更新も含め、本村の実情に即した子育て支援の充実を図ってまいります。

平成30年度には、母島保育施設建替え予定地の斜面地対策工事・敷地造成工事の実施設計、また、国有林地の追加測量を実施いたします。父島保育施設につきましては、建替え地、施設の規模や機能等について、今後も検討を重ねてまいります。

第6期介護保険事業計画が平成29年度で終了するため、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画を策定いたしました。この事業計画は、介護保険の保険給付を円滑に行うための計画で、この計画において1期3年間の介護保険料を決定することになります。国から示されたワークシートを基に、本村の人口推計、要介護認定者数の推移、サービス利用料の推移等を分析し、介護保険料額の見直しを行ったところでございます。

平成30年度からは、要支援者と要支援状態となる恐れのある高齢者を対象として、介護予防と日常生活への支援とを切れ目なく提供する仕組みとして、「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施してまいります。

本村の健康診断事業につきましては、実施日程や受診の利便性の向上のため改善を行ってきたところでございますが、今後も更に健診事業の充実に向け努力をしてまいります。

また、受診後の保健指導、疾病予防対策も大変重要でございますので、より多くの対象者に保健指導を受けていただき、疾病予防に繋げていくとともに、各種健康増進事業の実施など、村民の健康維持に対する意識づけを高めていきたいと考えております。

その他、乳幼児健診や育児学級等の母子保健事業、訪問事業、各種予防接種など、保健事業の維持・充実に努めてまいります。

医療、介護を取り巻く環境は、相変わらず厳しい状況が続いている中、複合施設の開設から8年が経過しようとしております。施設運営面では、様々な課題が見えてきたところであり、医療・介護の安定的、継続的な人員確保や施設運営を担う人材育成、さらには、医療・介護施設としての経営基盤を確立させ、安定した運営体制の構築を図ることなどが必要であると考えます。

今後も、村民ニーズや利便性の向上に応えられる方策を模索しながら、適正な施設運営を図ってまいります。

また、救急患者の搬送につきましては、昨年中に900回を超え、5月には村民を代表して海上自衛隊をはじめ関係機関に感謝の意を表してまいりたいと考えております。

本村の農業振興において、農地の確保は重要な課題であります。現在、国や東京都と「蝙蝠谷農業団地」の活用方法について協議をしており、硫黄島旧島民の定住促進対策と農業者に対する農地の確保を支援する農業振興とを両立させた事業として、本年秋からの貸付に向け準備を進めているところでございます。

ネズミ食害対策事業費補助金につきましては、平成30年度から従来の殺鼠剤購入費に加え、殺鼠剤をより効率的、効果的に使用し、かつ鳥類等への影響の少ないベイトステーションの購入費も補助対象として追加し、ネズミ食害対策の強化に取り組んでまいります。

また、父島の野ヤギの全頭駆除を目指す東京都とも連携しながら、引き続き、野ヤギの駆除を実施してまいります。

水産業振興につきましては、漁場の生産力の向上や市場の開拓及び販路拡大に寄与する水産物生産・販売促進事業、離島漁業再生支援事業などの父島・母島両漁業協同組合への補助事業を継続的に実施しております。

また、中国船違法操業により放置された漁網の影響による遠方漁場の開拓や、そのための係留施設の設置・維持など、負担が引き続きある現状に鑑み、父島・母島両漁業協同組合が行う具体的な取組みに対する支援を平成30年度以降も行う予定です。

平成29年度の4月から1月までのおがさわら丸の乗船客数につきましては、7月下旬の台風5号による欠航、11月から1月の落ち込みもありましたが、平成28年度と比較して1.9%の増となっており、新船効果により増加した前年度を上回る数値となっております。

乗船客数を今後も維持できるよう、海運会社、父島・母島両観光協会、小笠原村観光局など、関係機関と協力をし、集客に取り組んでまいります。特に、中京圏や関西圏を中心とした地方でのPR活動を継続して行うことに加え、復帰50周年を迎え注目度が増加するタイミングに合わせ、最大のマーケットである首都圏においてもPR活動を強化し、更なる認知度の向上を図ってまいります。

平成29年度より、電子決済端末を導入する島内事業者に対し購入経費の一部を支援しておりますが、村内におきまして電子マネー及びクレジットカードが使える宿泊施設や飲食店が依然少ない状況にあり、観光客の利便性の向上を図るため、来年度も支援を継続してま

います。

一方で、小笠原の貴重な自然環境を持続的に利活用していくため、引き続き小笠原エコツアーリズム協議会を中心に、ガイド育成制度の継続などエコツアーリズムの充実を図ってまいります。

村道につきましては、全国的に施設の老朽化対策として、定期点検や長寿命化対策が進められているところであり、本村におきましても安全・安心を確保するため、計画的に整備を進めてまいります。

来年度におきましては、母島保育施設建替え予定地周辺の村道沖村9号線の整備を進めてまいります。また、扇浦分譲地内の村道扇浦2号線、宮之浜海岸に向かう村道宮之浜線の改修に向けた地質調査を実施いたします。

簡易水道事業につきましては、旧扇浦浄水場跡地に整備中の第2原水調整池は、今年度の入札が不調に終わり、工事がストップしております。来年度、改めて事業を進めてまいります。

母島沖村浄水場の更新につきましては、予定どおり平成32年4月の供用開始に向け、更新事業を着実に進めてまいります。

また、上下水道料金の改定につきましては、5月分からの適用となりますので、村民だより等で周知するとともに、今後はこれまで以上に事業運営の効率化に努めてまいります。

廃棄物処理につきましては、持続可能な資源循環型社会構築を目指し、更なる焼却量の削減に向け、本土との広域連携を引き続き強化するとともに、施設の予防保守を徹底し、長寿命化を目指します。

シロアリ対策につきましては、母島では蝙蝠谷周辺及び北部域のイエシロアリ根絶対策を重点的に進めるとともに、父島では、「人とシロアリのすみ分け方針」に基づく総合対策を継続いたします。

学校教育につきましては、すべての子供たちに学力向上を重点としながら、個性と創造力の伸長及び豊かな国際感覚の育成、子供の心を豊かにする教育の充実を図ってまいります。

学校施設の整備につきましては、小笠原小・中学校が築後45年以上経過していることから、校舎等の建替えに向けた準備を進めてまいります。

社会体育施設につきましては、施設の効率的な運用を進め、施設の利用促進を図ります。

文化財関係につきましては、歴史資料等の電子化など、文化財の保護・活用等の文化財行政の推進に努めてまいります。

以上、所信を述べさせていただきましたが、引き続きこれまでの施策・事業の着実な実施に向け、職員一同、不断の努力を重ねてまいり所存でありますので、議員諸氏並びに村民の皆様のご支援、ご協力をお願いする次第でございます。

本定例会には、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）他、議案33件、同意2件を上程しております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

◎一般質問

○議長（池田 望君） これより一般質問に入ります。

質問のある議員は、挙手をしてください。

◇ 清 水 良 一 君

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1 番（清水良一君） 1 番、清水良一。

質問に先立って、池田議長、表彰おめでとうございます。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

○1 番（清水良一君） また、私たち議員の大先輩であり、小笠原にも多大な功績を残された大澤 彰氏がお亡くなりになりました。そのことについて、ご家族の皆様にお悔やみを申し上げますとともに、ご冥福をお祈りいたしたいと思います。

それでは、今回は2つの質問を用意しております。

まず第1点、来年度の小笠原エネルギービジョンについてということで、今年度は地方公共団体カーボンマネジメント事業、これによって今まで村が取り組んだ省エネルギーや再生可能エネルギーを検証し、評価されたと聞いています。

エネルギービジョンの第1段階が終わり、いよいよ来年度から再生可能エネルギー100%に向けて新しい施策が必要な年だと思われます。このことについて3年間継続的に、私は取り組んできましたので、来年に向けて村長の所信と具体的な施策をお伺いしたいと思います。

もう一点、村長の所信にもございましたように、今年は返還50周年という記念の年ですが、小笠原返還50周年について再度、村長にお伺いしたいと思います。

返還50周年、節目の年ということで、たくさんのイベントが組まれております。この返還

という言葉の中には、戦争があり、そしてその後平和が続く、そういった戦争と平和という大きなテーマが含まれているのではないかと思います。それぞれのイベントが、ただのお祭り騒ぎで終わらないように、改めて村長の思いをお聞きしたいと思います。

また、戦後50年の年につくられた不戦と恒久平和を誓った小笠原村平和都市宣言がございます。これと、今回返還50周年とのかかわりもお伺いしたいと思います。

あとは自席で質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 清水議員のご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問の冒頭、我々の、旧島民としても大先輩であります大澤氏のご逝去についてのことに触れていただきました。昭和12年に父島でお生まれになった大澤氏は、強制疎開も経験し、疎開先の静岡県の清水のほうでいろいろご苦労された方でした。

帰島されてからはさまざまな分野で、特に現在のし尿処理場におけるご活躍ですとか、村議会の議員としても活躍された方でした。大変大きな功労者であった方を亡くしてしまったということで、改めて私も、そのご逝去に対しお悔やみを申すものでございます。触れていただきましてありがとうございます。

まず、エネルギービジョンについてのご質問がございました。エネルギービジョンにつきましては、これまでも繰り返しお話をしていますとおり、こういうふうになればよいという大変意欲的なことが書かれております。再生可能エネルギー100%を目指すという部分もよく引用していただいておりますが、これは、いわば理念のようなものでございまして、なかなか一足飛びに実現できるものではないというのは、改めて申し上げさせていただきたいと思います。

一方で、平時の節電の取り組みに始まり、防災拠点への太陽光発電設備の導入や、今年度実施しましたこれまでの取り組みの検証など、できることに取り組んでいくということは続けてまいってきたところでございます。

ご指摘のとおり、来年度がエネルギービジョンを策定して5年目ということでございますので、各種取り組みの進捗を点検することは必要だろうと思いますが、その際、ビジョンに書かれていることを何でもかんでも追い求めるということではなく、現状の中でできること、できないことをきちんと整理し、現実的な優先度を確認することが肝要だと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

また、具体的な質問に対しては担当課長が答弁をいたしますので、その点はご了解をお願い

いしたいと思います。

続きまして、返還50周年事業についてご質問もございました。一部先ほどの所信表明と重複するところもあるとは思いますが、ご容赦をお願いします。

皆様もご承知のとおり、小笠原諸島は島の発見から定住、開拓、そして繁栄の歴史を歩んだ後、一転、戦況の悪化による全島民の強制疎開、敗戦後の米国統治が続き、日本に復帰するという激動かつ不幸な時期を含んだ歴史を歩んでまいりました。

米国占領時代においては、昭和21年、一部の欧米系島民の帰島は叶うものの、多くの旧島民の帰島が叶わず、故郷を想う先人達の必死の帰島運動が展開され、様々な人々の協力、ご支援のもと、昭和43年、ようやく日本復帰が叶ったという歴史がございます。

また、本村は、平成7年の戦後50周年という節目の年に、恒久平和を願う小笠原村平和都市宣言をいたしております。その趣旨は、戦後50年という歳月が過ぎて、我々島民が平和で豊かな自然の中で暮らせるのは、先輩諸氏のご苦勞と戦争による犠牲の上に成り立っていることを忘れてはいけないということでございます。

特に硫黄島では熾烈な戦いが繰り広げられ、島民も含む多くの犠牲者を出した悲しい歴史がございます。また、戦火の悪化に伴い、一部の島民を残して全島強制疎開が行われ、島民の生活・文化は分断されることになりました。その後、父島と母島の島民は帰島を果たしたわけですが、硫黄島旧島民はいまだ帰島が叶わない現状にあり、周知のように遺骨収集が続けられている状況にあります。

私たちは、今の生活に感謝をし、先輩諸氏のご苦勞を偲び、ご遺骨が一日も早くご家族のもとへ帰れるよう全力を傾注し、そして島に住む後世の方々にも、これらの悲しい歴史を含めて正しく、しっかりと伝えていかなければなりません。

本年は返還50周年ということから、記念の節目を全村を挙げて祝い、村民たちが築き上げてきた歴史と伝統を振り返り、あわせて村の魅力を再認識して次世代に伝え、活かすことにより、郷土への誇りと愛着を高め、明るい未来に向けた魅力あふれる小笠原を創造するというメッセージを発信しております。このことは、小笠原村平和都市宣言を宣言した趣旨、背景とも共通したものでございます。

返還50周年というこの機会に、改めてこのことをより多くの村民の皆様に発信し、小笠原の置かれた歴史、平和の尊さを通じ、郷土への誇りと愛着を高めていただくことができるよう努めてまいりたいと考えております。これが大筋でございます。

まず少し、平和都市宣言を村が宣言したときの事情をお話したいと思いますが、当時、

村長は安藤光一村長の時代の平成7年でございます。それまで硫黄島には旧島民並びに遺族の方々しか訪島できませんでした。硫黄島旧島民は帰島できないということから、父島・母島で生活はしていましたが、当時、父島・母島で暮らしていた村民の方も、そういう歴史を知らない方が多くございました。

当時、戦後50年ということで、安藤村長が平和宣言をしたいということで、議会にそういう発信があり、議会も、よしやりましょうということで、あの原文、議会を代表して草案に携わりましたのは今の池田議長、そして私の2名でございます。戦後50年の平成7年に硫黄島での慰霊祭がおがさわら丸により訪島することで行われまして、終わった後、船中で草案、原文をつくったものでございます。そして、それが平成7年第2回の定例会で発議され、採択され、宣言となりました。

その多くの趣旨は、今申し上げましたように、村の内外、特に村の内にいた人たちもそういう小笠原の歴史を知らないということ、多くいたものですから、村のそういう歴史を知っていただき、将来同じような思いを絶対させてはいけないという思いからの宣言でございます。それは先ほども申しましたように、今回の返還50周年の記念事業の中で、歴史を振り返り、今を立ちどまり、未来を創造していくという考え方に相通ずるものであるということを再度申し上げさせていただきまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 村長の熱い思い、聞かせていただきましてありがとうございます。

まず、来年度の小笠原エネルギービジョンについて再質問をさせていただきたいと思います。

村長から、一足飛びでは実現できるものではないと。ですが何もしなければ何も起きません。まさに何かを積み上げていかなければならないということだと思います。

皆様に、自然エネルギー、ハワイ州が再生可能エネルギー100%へ、州法、2045年に達成を目指すというペーパーを2枚お配りさせていただきました。これについては、この間、内地に出張の際、石原宏高衆議院議員からも、これからの小笠原はこれではないかというような意見もいただきました。

これ2015年5月12日のものですけれども、2012年に発電量全体のうち13.7%が再生可能エネルギー、自然エネルギーだったのが、その後の最新の資料によると、2016年には25%、約4分の1の電気を再生可能エネルギーにかえているという情報もあります。ハワイは130万人ぐらいで、1つの国と言っておかしくないぐらいの大きさの島です。ここがこういう

ことを、25%というのはかなりすごい数字ではないかと思います。

そういったことで、そういう目標をつくる、そしてそれに向けて何をしていくかということが重要であると。村長も言われたとおりのことであります。まず、現状でできること、できないこと、それが何なのかを執行部のほうで捉えているかということをもっとお聞きしたいと思います。

2番目に、エネルギービジョン策定時と現在とでは、村長も優先度を確認するということですが、現在では優先順位、優先度は変わっているのかということをお聞きしたい。

3番目に、今回のカーボンマネジメント事業の実施結果について、わかる範囲で教えてください。

4番目に、その中で、現状小笠原村で太陽光発電の実際の発電コスト、この辺が重要になってくるのではないかなと思うんですが、それは、大雑把でも構わないんですが教えてください。

5番目に、このエネルギービジョン、平成26年につくられたんですが、平成26年から今までの間に、どのくらい再生可能エネルギーの比率が推移しているのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） ご質問についてお答えさせていただきます。

まず1番目、現状でできること、できないことをどのように捉えているかというご質問ですけれども、エネルギービジョンに沿って申し上げますと、公共施設への再生可能エネルギー導入、具体的には太陽光発電施設を各種施設の更新・改築に合わせて導入していくということは、運用面の改善等は必要とは思いますが、引き続き検討できることだと考えております。

そのほか、ビジョンのほうにはさまざまに書かれているんですけれども、現状ということで申し上げますと、すぐに着手できる状況にはないというふうに考えております。

続きまして、エネルギービジョンを策定した際と現在とで優先順位、優先度が変わっているかどうかというご質問ですけれども、基本的には変わっていないと考えております。

資料を見ていただくとおわかりになると思うんですが、当初、重点検討事項というふうに定めているものが短期、中期、長期とございます。短期については、防災拠点への太陽光蓄電池の導入としております。中期になりますと、EV、電気自動車充電スタンドの導入促進の検討、さらに長期になると海洋エネルギー導入の検討となっております。

現在まで、実際この短期の部分に取り組んでいるところという意味で、優先度について変わっているものではないと理解をしております。

3番目に、今年度のカーボンマネジメント事業の実施結果についてですけれども、1つ目に、村の庁舎等におけるエネルギーの使用の現状と省エネルギーの取り組み状況について調査をしました。例として本庁舎、こちらの建物についての調査結果ですけれども、エネルギー消費については一般的な事業所、事務所に比べると低くて、省エネルギーの運用ができていているという評価はされております。

一方で、ここ数年で使用量が微増していることから、簡易な運用の変更等が必要というような指摘も受けております。それに対して提案された取り組み例というのは、どうしても施設を改修するというような、ハードの面のことも言われていますけれども、運用面で改善できる点なども示されていますので、それについては今後、施行していける部分について、施設担当とも相談してまいりたいというふうに考えております。

次に、同じそのカーボンマネジメント事業の中で、もう一つ実証したこととして、導入済みの太陽光発電施設の運用状況の診断を実施しました。

結果としては、屋根材一体型のパネルで塩害等による白濁が生じていまして、これについて改善方法の提案等を受けています。あわせて定期的な保守点検の必要性も言われておりますので、今後、改修コストですとか維持管理コストも勘案して、各施設の担当者とも対応を相談してまいりたいと考えております。

また、これらの調査結果を踏まえまして、今後、村の事務事業、村が行う行政事務等において、排出削減の目標であるとか、それを実現するための取り組み方針についても提案を受けています。その提案を受けて庁内で実効性のある方法、数値目標、そういったものについて、改めて議論しまして、来年度に向けて取り組み内容を整理をすることとしております。

4番目、太陽光発電の発電コストについてですけれども、今のところ、まだ精密な試算は実施できていないんですけれども、例えば地域福祉センターの太陽光発電施設は、容量10キロワットで平成12年度に約1,700万円で設置をされていますけれども、これまでの間にパワーコンディショナーを一度交換しておりまして、補修費用が170万円ほどかかっております。

そろそろ一般的な耐用年数も迎えるだろうというような過程で、17年間でこの投入額を割りますと、年間に110万円程度。年間の発電量の実績が、平成28年度の数字だったかと思い

ますが、1万1,000キロワットアワー程度ですので、1キロワットアワー当たり100円くらいで発電できているんだらうというのが粗々の試算です。

ただ、今後、太陽光パネルの交換も想定されます。そうすると10キロワットの場合はパネルだけで70万円から80万円、工事費等も加えると数百万円、さらには先ほど申し上げたように、定期的なメンテナンスとか技術職員の対応なんかもコストとしては考えながら、精査していく必要があるかなというふうには思っております。

最後に、エネルギービジョン策定後の再生可能エネルギーの導入の状況については、これまでも実態としてご報告はしているかと思えますけれども、この間に扇浦浄水場のほうで、独立型ではございますけれども、太陽光発電施設を導入しておりますのと、扇浦交流センターに導入をしています。

平成26年度の再生可能エネルギーによる発電量が、10万580キロワットアワーぐらい。平成28年度になると12万6,800キロワットアワーぐらいということで、当然ですけれども若干増えています。ただ、全体の発電量、消費量と言ったほうがいいかもしれませんが、それに比べるとまだ非常に小さい数字ではあるかなと思っております。

以上です。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） キロワットアワーで言われると、ぴんときないんですけれども、何%ぐらいですか、この10万、12万というのは。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） 失礼しました。言い漏れてしまいました。

東京電力が発電している量との比較になってしまうんですが、平成26年度のその10万キロワットアワー程度が、年間の0.55%ぐらいですね。平成28年度の数字に関して計算してみると、0.7%ぐらいということで、あくまでも試算になってしまうんですけれども、若干増えてはいるというような実績になります。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 村長からエネルギービジョンの点検をするという方針を言ってもらいました。あと、担当課長からもいろいろ細かい部分ご説明をいただきましてありがとうございます。

来年度に向けて、具体的に取り組みを教えてくださいと思うんですが、今までも何回も言っているんですが、東京都と東京電力、やはり民間を含めて協議会なり話し合いを持

っていくというのは、まずは一番やっていかなければいけないことではないかと思います。

平成12年、13年ごろに新エネルギービジョンということで、かなり力を入れていた時代があって、そのときは島民を交えた勉強会やそういったものを、かなりやられているんですが、このエネルギービジョンになってからは、そういうことがまだ一回も行われていないというのが事実ではないかと思います。その辺をちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） そうですね。これまでもご報告をしていたとおり、やはり当面やらなければいけないこととしては、今年度検証した結果を踏まえて、庁内で、足元でできることは何かということをもう一度整理しなければいけないかなというふうに思っているのが現状です。ということで申し上げますと、民間も含めての話し合いというご提案、協議会というような組織の話も今までもいただいているんですけども、まだそういったことを、主体を広げて、範囲を広げて議論する材料がないのかなと思っております。

1つは村がやれることをやるという部分と、あるいは島全体のエネルギーの話、それこそ清水議員がおっしゃるような100%とか、そういう大きな話になってきますと、小笠原の实情から鑑みたときには、やはり発電事業者、東京都等の主体との連携が不可欠だというのが考えているところです。そういった面でいうと、昨年度に関しましては、エネルギー情報交換会というのを開催して、そういった主体との話をする場というのは設けておりますし、折々意見交換は行っておりますので、そういった機会は引き続き行っていきたいと思っております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 東京都、東京電力、一番キーになる部分だと思います。実際、東京都、東京電力はこの小笠原エネルギービジョンについて、再生可能エネルギーについてどう考えているのかということと、今までにどんな話し合いがなされているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田 望君） 深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） そうですね。大きな話としては、具体的な話としては、今申し上げたようなエネルギー対策情報交換会というところで、昨年の1月に、村のそういったエネルギービジョンですとか、あるいは発電の状況、電力消費の状況とか資料をつくって、東京電力、東京都、そのほか国の機関も含めた関係行政機関の皆さんに、村の現状はこうで、村はこういうふうに考えています、具体的には太陽光発電施設を公共施設に導入して

いく、それを防災の観点からも活用すると、そういった考え方をご説明させていただいて、今後村のほうで、今回やったような検証の結果なんかも提供しますので、一緒に考えていただきたいというようなことはお話ししております。

そういった意味で、村の考えている方向性についてはご理解をいただいているのかなというふうに考えております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1 番（清水良一君） 今、このエネルギービジョンに東京都、東京電力も賛同しているということで安心したわけですが、このエネルギービジョンの中で何ページかちょっと忘れましたが、エネルギー技術の導入可能性検討という具体的な試案の15項目のものが出ているページがあります。

その中で、どういうものが可能性があるのかということで、バツ、三角、丸、二重丸とありますが、15項目の中で、太陽光発電、そして蓄電池、電気自動車の3項目に二重丸がついています。太陽光発電については、このエネルギービジョンの前からもう始まっているんですが、かなり検証もされ、実証もされ、いろいろな問題点も浮き彫りになってきたかと思います。

ただ、扇浦交流センターに独立系のものを導入されて、初めて蓄電池を入れたことですが、この蓄電池が二重丸なので、これはどのような検証になっているのか、そこら辺をもう一回聞きたいと思います。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） 扇浦交流センターの蓄電池については、ご指摘のように独立系で、主眼が災害時に備えて避難所にエネルギーを蓄えておくという意味合いで導入をしております、現状その蓄電池に対する充電というのは行われておりますので、その機能を果たしていると考えております。

以上であります。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1 番（清水良一君） たしか扇浦交流センターは10キロワットですよ。10キロワットのソーラーが乗っていたわけですね。それに対して、たしか発電の容量が8キロワットアワーぐらいだったと記憶しているんですが、この冬から自分のところで独立系で実験をされていて、今うちの家庭の電気は99%ぐらい独立、自然エネルギーで賄えるようになったんですが、それが大体3キロワットの太陽光パネルで、蓄電池が27キロワットアワーのものを使

っています。これで大体足りてくるわけですが、ただ、27キロワットアワーで普段使っていても、昨日あたりの天気になりますと、恐らく3キロワットアワー、4キロワットアワーの電気は捨てることになってしまいます。

3キロワットのパネルと27キロワットアワーの蓄電池でも、まだもう少し多くすれば無駄がないぐらいのレベルです。だから、扇浦交流センターのソーラーパネルと蓄電池の比率がかなり悪いのではないかと、もっと確実に有効利用ができるシステムにかえることができると思います。これ設置してからずっと私も言っていて、売電するという回答だったんですが、売電もなかなか進んでいないようなので、これはチャンスと捉えて、そういう実証を来年度にしていったらいいのではないかとこの気もいたします。

具体的に、来年度のエネルギービジョンに関する予算、今年度はカーボンマネジメントということで、調査のために800万円超のお金がかかって、実際の施策には今お金が出ていないような状態なので、来年度もそれでいきますと、ただ検証だけということになります。なかなか進みにくいと。その辺はいかがでしょうか。エネルギービジョンに関する予算。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） 現状ということで申し上げますと、やはり来年度はまず課内であるとか庁内で検証の結果を検討して、どういうことができるかということ进行调整するのが主と考えておりまして、特段予算としての計上はしていない状況でございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） これからでも補正予算とか何らかで考えていただける可能性もあるかと思うのでお伝えしたいんですが、ハワイが、13.7%から今25%に伸ばしているわけですが、当村においては0.55%から0.7%ぐらいの推移で、ほとんどが動いていないような状況です。ハワイよりも先に、2014年にこのエネルギービジョンを打ち立てて走り出したんですが、大きな差をつけられております。

お配りした資料の中で、1枚目の、この部分ですね。ハワイ州が再生可能エネルギーの拡大に積極的に取り組むのは、地球温暖化のほかに理由が2つあるということが書かれています。1つはハワイは石油が出ないと。小笠原も全く石油が出ないわけですが、もう一つの理由は電気料金が非常に高かったと。米国本土に比べると3倍以上の水準だったそうです。その2枚目の上ですが、2014年の1キロワットアワーの値段が、大体40円ぐらいだったということなんですね。

今、小笠原では東京電力に大盤振る舞いをしていただいている、本土と同じ値段で売って

いただいております。大体26円ぐらいで買っているのではないかと思います。ということは、恐らく東京電力は、この小笠原の事業に対して、赤字を覚悟で、ユニバーサルサービスということでやっていると。

ただ、そういった部分も、実際かかっている費用も含めて東京電力、それから東京都と考えて、次の施策を練っていただきたいと。そして、深谷課長も言っておられたように、この二重丸の部分で蓄電池とEV、これEVを導入というのはそんなに難しいことではないと思います。今から補正予算を組んでもできるのではないかと思います。今検証しなければ、すぐにぼんとはできません。だから、少しずつでも検証していただきたいと強く思います。

再生エネルギーについては以上にして、続いて50周年について再質問をしたいと思います。

村長の熱い思いを聞かせていただきまして、ほっとしている次第ではございますが、世界では、いまだ戦争をしている国がある状態。そして、昨今では北朝鮮の問題も含めて、世界はいつでも戦争しようとして準備しているような状況ではございます。

そんな中で、村長も言われたように、戦争の時代を経験し、戦争の残した傷を癒やし終えていないこの島で、今私たちは生きているわけですが、世界が二度と同じ間違いをしないように、世界に平和を発信することがこの島の定め、役割ではないかと感じております。

これは、自分たちだけが平和だ、平和だと言っても、相手があることなので、相手にどんどん伝えていくということが平和への大きなことではないかと思います。返還50周年を迎えるに当たって、村長の思いを、世界に発信していくということが非常に意義深いことだと思います。その辺を村長、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、平和宣言の平成7年から、この返還50周年の間23年たっております。この23年の間に新しい住民も増え、小笠原の過去通ってきたこのような歴史を知らない方がいます。私が村の内外にこういうことをきちっとお示しをしたいという大きな目的は、今ここに暮らしている村民の方にきちっと発信をしたいというのが一つでございます。

それを私が世界と言っているのは、島の外ですね。日本国も含めて。経験値は違いますが、戦争で傷つき、こういう小笠原のように、それぞれ経験したことで、この平和都市宣言をされているというところだけでも相当な数に上ります。そのようなことですので、

私が積極的に世界に向けて発信ということではなく、この返還50周年、さまざまな機会を捉えて、このことを発信してきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。事あるごとに発信をお願いしたいと思うんですが、世界は今、インターネットの時代になりました。本当に誰でもが世界に発信できる。

広島や長崎の戦争や平和ということで検索をしますと、市長やその市の長が必ず平和について言っておられます。広島を見ますと平和宣言ということで、クリックするとすぐ出てきます。平和宣言は、7カ国ぐらの言葉で出ています。本村が持っている平和都市宣言、これをせめて英語、中国語、韓国語、で表記して近隣の方たちに理解していただくということが、いろんな問題を解決していく上で一つの施策だと思います。

平和は守るものではなくてつくるものだということを、ある方から聞きました。積極的につくっていく、発信していくということが非常に重要ではないかと思われま

す。ちょっと質問を、たくさん用意し過ぎて、そろそろ時間が来てしまっているの

で、最後に、今回返還50周年とエネルギービジョンということで聞かせてもらいました。戦争の多くは、理由の1つとしてエネルギーの取り合いであることもございます。この島がそういうエネルギーの取り合いに参加しないで、そして平和を訴えていける、そういう島にぜひ考えていただけるとありがたいと思います。

時間も来てしまいました。どうも本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願

いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 清水議員のご指摘はよくわかっているつもりでございますので、そのようにしたいと思います。少なくとも世界の共通語である、英語でということは考えていきたい

と思います。

それからエネルギービジョンのことでございますけれども、清水議員からすると答弁の仕方が、積極性がないと思われたかもしれませんが、現状を把握して、現実的なということは、中長期を考えるとときに必ず精査、研究、調査ということが必須になります。東京電力とか関係者とはきちっと話を

して、それが表に出せるときにはきちっとお示しをするという行政の立場としての考え方であるということで、決して消極的であるということではないということ

（「最後に」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1 番（清水良一君） すみません。ご意見をいただきましてありがとうございます。最後の言葉で少し心強くなりました。今後とも執行部の皆様、村長におかれましてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

◇ 一 木 重 夫 君

○議長（池田 望君） 次に、一木重夫君。

○3 番（一木重夫君） 3 番、一木重夫です。

まず冒頭、先日大澤 彰先輩がお亡くなりになりました。大澤先輩は、私に津波防災の対策をよろしく頼むとおっしゃって議員をやめられました。大澤先輩の遺志を継ぎまして、津波防災対策、今後もやってまいりたいと思ひます。大澤先輩、ゆっくりとお休みください。

まず最初に、今日の一般質問、障害児の福祉と教育について、また2 番目として、小笠原諸島振興開発特別措置法について、本日はこの2 点を質問いたします。

まず1 点目、障害児の関係ですけれども、最近、障害児の福祉と教育の分野において、インクルーシブな社会の構築、また、インクルーシブ教育というのがあちこちで提唱されています。このインクルーシブな社会の構築、またそのインクルーシブ教育とは一体どのようなものなのか、まず説明をお願いします。また、その説明を踏まえた上で、このインクルーシブな社会の構築と教育の目指すべき方向性について、小笠原村の今後の見解を村長と教育長に伺ひます。

また2 点目、小笠原諸島振興開発特別措置法についてでございます。先月、この小笠原諸島振興開発特別措置法の審議会を傍聴したんですけれども、平成31年度の小笠原諸島振興開発特別措置法の延長・改正に向けて、基本的な考えとかビジョンを残念ながら見出すことができませんでした。何をどう変えたいのか、それを村長に伺ひます。

再質問は自席で行ひます。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 一木議員のご質問に答弁をさせていただきます。

インクルーシブ社会というのはどのようなものかというお尋ねがございました。インクルーシブとは、日本語にいたしますと、包み込むような、包括的なというような意味合いか

と思います。インクルーシブな社会とは、あらゆる人が孤立したり排除されたりしないように援護をし、社会の一員として包み、支え合うという理念であると思います。これは、平成28年に国が打ち出した新しい地域福祉の概念である地域共生社会に通じるものがあると考えます。

地域共生社会は、高齢者、障害者、子供など全ての人々が、一人一人の暮らしと生きがいとともに作り高め合う社会と定義されており、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みであると言えます。このような共生社会を目指すことは、本村における障害児・障害者支援においても大変重要であると考えておるところでございます。

本村では、平成29年度において、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を策定いたしました。さらに、小笠原村障害者地域自立支援協議会を設立し、2月には第1回の協議会を開催したところでございます。

この協議会は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児等の福祉サービスを提供するに当たり、個々のニーズに応じた適切な援助を行うため、保健、医療、福祉、教育、就業等、地域の関係機関が、相互に、総合的かつ継続的な支援が行える体制をつくることを目的としております。

第1回協議会では、父島・母島合わせて60名以上の参加者を得て、地域共生社会への共通認識を深めるとともに、障害児・障害者支援について活発な討議が行われたと聞いております。協議会には障害児の保護者も参加しておりますので、支援を受ける当事者としての意見等も生の声として直接発信し、ともに協議できる場となっております。

今後、この協議会が有効に機能することにより、本村の障害福祉が一步でも前進するよう、期待するところでございます。また、それにより、本村における地域共生社会の構築につなげてまいりたいと考えているところでございます。

小笠原諸島振興開発特別措置法についてのご質問がございました。

小笠原諸島振興開発特別措置法の改正につきましては、過去も一木議員から復帰に伴いという小笠原諸島振興開発特別措置法の成立規定の扱いや交付金制度の導入など、さまざまな観点からご質問をいただき、議論をさせていただいてきたところでございます。

その後、それらについて調査、検討してきたところでございますが、今回の法改正における対応として、「復帰に伴い」の文言については、そのまま残すこととし、また、交付金の導入については、交付金という仕組みにかかわらず、既存のソフト事業の枠組みの中で今後必要なメニューは求めていくとしたところでございます。

結果、法律の骨格としては現行のままということになりますが、一方で、復帰50周年を迎えた後の最初の10年間で取り組むべき振興開発の課題に目を向けますと、村においては父島小・中学校の建替えと父島・母島の保育施設の建替えがございます。これらの事業は、村事業としては予算規模も大きく、かつ先延ばしにはできない重要な事業でございますが、今後予定されている都事業や村のその他の事業を積み上げますと、既存の振興開発予算の枠組みでは対応し切れない状況でございます。

今回の法改正においては、村として今後取り組むべき課題に対し、確実に事業執行ができる状況をつくっていくことが必要でございます。今後の法改正の議論の中では、そのことを発信し、復帰50周年の後の振興開発が円滑に進むよう、小笠原諸島振興開発特別措置法の改正・延長に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（池田 望君） 教育長、松本君。

○教育長（松本 隆君） インクルーシブ教育について答弁させていただきます。

インクルーシブ教育は、一般的には子供たち一人一人が多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスと理解されています。障害のある児童・生徒は、インクルーシブ教育の一つの対象にすぎませんが、障害のある児童・生徒に対する教育がインクルーシブ教育の典型と見ることができることから、障害のある児童・生徒に対する教育として取り上げられることがあります。

文部科学省は、インクルーシブ教育システム構築に必要な要件として、以下の3点を挙げております。1つ、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、1つ、障害のある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること、1つ、障害のある子供が他の子供と平等に教育を受ける権利を行使するため、個々に必要となる適当な変更、調整、合理的配慮と説明されていますが、それが提供されること。

東京都では、発達障害を含む障害のある幼児、児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するため、幼児期から学校卒業までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与することを基本理念として、特別支援教育を策定しております。

小笠原村教育委員会では、平成21年度実施の教育ビジョンで、障害があるなしにかかわらず、全ての子供に対して一人一人のニーズに応じた教育支援を行うとして、この考えをもとに、特別支援教育を展開しております。平成28年度には、東京都の支援を受けながら特

別支援学級を開設し、指導体制の確保、村独自で実施している特別支援教育補助員の配置などを行っております。

今後も、このような形で特別支援教育を継続実施してまいります。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ありがとうございます。

最初に、障害児の福祉と教育についての再質問をします。

今、教育長がおっしゃられたように、この村はインクルーシブ教育という全体的な枠組みの中ではすごく進んでいるなと思います。

それは、以前の法律的な基準からいいますと、例えば重度重複障害児は、特別支援学校へということで規定されているんです。それをこの島の中で受け入れていこうという、またそれを受け入れてきた歴史というのはまさにインクルーシブ教育の理念そのものだと考えています。細かい点を挙げれば、もちろん課題はありますけれども、全体としてはインクルーシブ教育を実践しているのかなというのは見えてまいります。

一方で、本村でこのインクルーシブ教育をやってきて、これをさらに発揮するためには、やっぱり社会全体が障害児との共生、インクルーシブでなければいけない。もっともっと社会としてのインクルーシブ、共生をもっとシステムとしてつくることのできるのではないかなというふうに考えています。それこそがこの島における障害児福祉の目指すべき姿ではないかなと考えております。

今、新たなことができないかと言いましたけれども、そういう必要性が出てきたときには、新たな予算上の措置もあってもいいのではないかなというふうに考えております。その点、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 小笠原村は、さまざまな専門機関ですとか専門施設がある内地とは違っております。本村のような自治体、地域だからこそ、インクルーシブという理念が大切であると考えてところです。

そういった専門施設がない中、障害児・障害者に対して、どうぞ内地の施設へということではなくて、この島の中でいかに安心して暮らしていけるか、そういったことを考える上では、本村の障害福祉をさらに一歩進めるという意味では、インクルーシブ、地域共生社会を目指すということは大変重要な事項であると、このように考えるところでございます。

先ほど村長の答弁にもありましたが、障害者地域自立支援協議会というものを設立し、これを有効に活用する中でどのような支援ができていくのか、こういったことを協議していく中で、予算につきましても適正な措置をしまいたいと考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ぜひそのような形でお願いをします。

また、このインクルーシブ社会の構築において、障害者・障害児の皆さんにメリットがあるというだけでなく、一般の住民、一般の島民にもメリット、プラスの効果があるのではないのでしょうか。その点はいかがでしょう。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 共生社会の構築は、この地域を基盤として人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され、その人らしい生活を実現できる社会を構築する取り組みではないかと考えるところです。

このようなつながりのある地域をつくる取り組みは、地域住民の主体性に基づいて、障害者のことについても他人事ということではなく、自分のこととして行われてこそ参加する人の暮らしの豊かさを高めることができ、継続していくことができるものと考えています。

また、社会保障等々の分野の枠を超えて地域が連携し、地域のさまざまな資源を活用しながら取り組むことで、人々の暮らしにも地域社会にも豊かさというものをもたらすものであると考えております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 人と人とのつながりを育むことができると思います。まさに村長の目指してきている互助と連帯という部分が、こういう障害者・障害児とのかかわりの中で育むことができるのではないかと考えております。

自分の息子、娘を見ている、今一緒に同じ学校にいて、私が育ってきた分離教育、障害者と健常者は分けるという、そういう時代と比べると大分違うなということを感じます。ぜひそういったメリット、地域社会全体におけるメリットもあるんだということを知っていただければと思います。

また、今課長がおっしゃったように、他人事ではなく我が事として考えることができるようになる、まさにそうだと思います。私も正直、この障害者対策、障害児対応をやっている

く中で気づくことがいっぱいありました。今までは正直他人事だったかもしれませんが、でも、こういう政策を勉強していく中で、自分のこととして捉えることができるようになったと思います。

例えば、私は商売をやっていますが、自分の商売の中で、こういう部分はこういう障害者の方でも担えるのではないかというふうに考えることができるようになりました。将来的に、この子が父島で育って行って18歳になったときに、こういう部分の仕事を手伝ってもらいたいと思うことが今はあります。こういうことをみんなで考えられる社会、これが実現できたらまさに共生社会、インクルーシブな社会というのは実現できるのではないかなと思います。

特に就労支援ですよ。専門的な言葉で言うと就労支援という形になるんですけども、これは行政でやるとなるとなかなか難しい。これは地域の力でできるのではないかと思います。先日第1回の協議会が行われ、障害者地域自立支援協議会がスタートしました。これは本当に画期的なことだと思います。今まで法律上はできる規定だったのを、それを始めたというのはすごく大きな一歩です。その中に就労支援の関係団体も入っていると伺っているので、非常に期待をしているところです。

ここの協議会、年に何回やるのかわからないですけども、この協議会をどんどん積極的に動かして行ってほしいんですよ。村長は期待するという言葉を使っていますが、事務局は村役場なんだから、この協議会をどんどん動かして行って、また部会なんかもつくってやって行っていただきたいと思いますけれども、その点はいかがですか。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 今回の立ち上げに当たりましては、協議会構成メンバーの方々に對しても、内地から専門家の講師、ケースワーカーを招聘いたしまして勉強会、講習会という形で実施をしたところです。そういった意味では、地域共生型社会というものを深く理解していただくということと、あと今回の場合はグループワークということで、事例をどのように支援していくかと、そういった討議も行われたものです。

この構成員の中には、障害をお持ちのお子さんの保護者の方にも入っていただいていて、一緒に話し合いをさせていただきましたので、議員ご指摘のとおり、皆で考えていくという意味ではこの協議会の意義というものは非常に大事なものであろうかと思います。

これも立ち上げて年に何回という形で行って安心するのではなくて、これは実際の事例についても協議・検討していく場でもありますので、これについてはなるべくといいますか、

すみません、言葉が出てこないんですけれども、ただ、定期的に年2回開くとかそういうことではなくて、村の障害福祉を一步でも二歩でも前進させるための機関として活用していきたいと考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ぜひそのような思いを持って、協議会の運営を進めていってください。お願いします。

また、共生社会を目指すに当たって、やっぱり基本的な考え方として、そういう子供が生まれたら、生まれてからその子が大人になる、働く、そういうところまで、ゆりかごから墓場ではないですけれども、その全体的な、生まれてからのケアプランというのは、やっぱりインクルーシブな社会においては必要なのではないのでしょうか。その点はいかがですか。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 現状におきましては、例えば高齢者への支援の、いわゆるケアプランというものの、介護保険の中で行われている具体的な介護プランのようなものについては、現在、障害児・障害者についてのそういったものはございませんけれども、これも繰り返しになりますけれども、今般策定した障害者福祉計画、障害児福祉計画においては、障害児に対して行うべき支援の内容、それと、それに対して村ではどのようなことができるのか、あるいはできないのかということを、その計画の中では明示したところでございます。

そのできない部分についてどうするか、不足している部分をどのように補っていくかということに関しましては、先ほど申し上げたこの自立支援協議会の中で、支援を必要とされている当事者の方とともに協議をしていかなければならないと考えております。

そういった意味では、先ほども申し上げましたが、協議会を十分に機能させることで、村の障害者福祉という中では、幼児から大人まで切れ目のない支援を実践していけるように努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ぜひ、乳幼児から大人まで切れ目のない支援ということで、愛を持って取り組んでほしいと思います。

あと、前回の一般質問の中でも申したんですけれども、やはりこのインクルーシブな社会の構築において、福祉施設のサービスも共生型、インクルーシブという形でいいのではな

いかと考えます。特に母島においては、小さなコミュニティでもあるので、1つの福祉団体に統一したほうがいいのではないかという意見も母島の島内でありました。そういう話を聞いたんですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 前回、共生型施設という意味では同様のご質問をいただきまして、前回は答弁いたしましたけれども、共生型の施設サービスについても検討すべきところがあるかと考えております。

本村では、個々に専門施設を整備することというのは、もうほとんど難しいことだと思いますので、既存の団体、施設、これをどのように活用していくかということも含めて、今後の支援のあり方については現状でも社会福祉協議会あるいは明老会とも話し合いをさせていただいているところでございます。

現在ある施設、あるいは団体の役割というものを明確にした上で、今後の支援において連携、協働を強めることで、より効率的な実施ができるよう目指していきたいと考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） わかりました。

続いて、村長に1点だけお伺いしたいと思います。

先ほど就労支援ということで、仕事の場づくりが、最終的に大事なのではないかというお話をさせていただきましたけれども、障害児・障害者の保護者の思いを、私この数カ月間でたくさん聞いてまいりました。本村の保護者以外にも、本土の方の保護者の思いとか、いろんな人の話を聞いてまいったんですけれども、やはり保護者が目指すべきところ、その子供に対して目指すべきところというのは最終的には自立なんですよ。私が死んだ後でもこの子が、自立して生きていけるような、そういう訓練、機能訓練、もしくは教育をしたいんだと。最終的には自分自身が育った地域で誇りを持って、輝きながら、自分の子供がその地域に対して貢献する、社会貢献をしていく、つまり労働、働くということを通してその障害者が輝ける人生を送っていくことができる、そういうのを目指したいんだというところに、話を聞いていくと行き着くわけなんですね。

そういった部分では、就労の支援というのは村がやれということではなく、地域全体でそれを醸成していかななくてはだめだという思いが私にはすごくあるんですけれども、村長はいかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 今、議員からご披露された親御さんの気持ちというのはよくわかりますよね。本当に心にすんと落ちる話であります。

行政の長の立場からということですが、先ほど議員の口からも出ましたけれども、小笠原村の基本理念の一つに互助と連帯感の醸成ということがございます。それから、所信でも言わせていただきましたが、私どもが策定した小笠原村の総合計画の中で、心豊かに暮らし続けられる島、これを私ども今の村政で目指しているわけですから、自ずから今出たような課題をどう克服していけるのか、どのように対処できるのかということが、我々が考えていかなければいけないことなわけです。

そうしますと、必ずいろいろな課題に直面をいたします。できること、できないことがあります。できるだけのことをしたいという答弁に、ついなってしまうんですが、これが目指すところの本音なんです。私たちの。どれだけできることを増やしていくことができるのかということは、一朝一夕にいくことではないと思いますが、そこを目指して、これから行政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 福祉の分野についての再質問は以上となりますけれども、続きまして教育のほうの再質問をしたいと思います。

先ほど、一般村民に対してのインクルーシブな社会の構築におけるメリットという部分でお聞きしましたけれども、このインクルーシブ教育の場合、健常の児童・生徒にどのようなよい効果をもたらすのか教えてください。

○議長（池田 望君） 教育長、松本君。

○教育長（松本 隆君） お答えします。

障害のある子供が障害のない子供とともに活動することによって、双方の子供たちの社会性や豊かな人間性を育成することが期待されています。また、障害を持たない子供たちにとっても、障害児と積極的に交流することにより、障害者だけではなく他者を理解し受け入れようとする姿勢や意識を育むなどの効果も期待できます。

以上です。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） まさに、今教育長がおっしゃった社会性や豊かな人間性を育成する、この部分、私さつき村長に言いましたけれども、自分の子供を見て感じております。実感

しております。

今後もインクルーシブ教育、文部科学省の定義とは若干違う部分はあるんですけども、この小笠原で特別支援学級として受け入れること自体が私はインクルーシブ教育だと思っていますので、ぜひこの理念に沿って今後もやっていただきたいと思います。

また、次の質問です。

こういうインクルーシブ教育を進めてはおりますけれども、もっとよりよい教育、福祉を目指して、内地の特別支援学校に通うという、そういう例もございます。そのような児童・生徒、保護者への経済的な補助制度というのは今現在どのようになっているのでしょうか。

○議長（池田 望君） 教育長、松本君。

○教育長（松本 隆君） 今そのような財政支援制度はありません。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 村として、そういう財政支援というのはないということですね。

東京都の制度に目を向けますと、その障害児本人に対しての支援というのはかなり充実しているんですね。一方で、その保護者に対しては、残念ながら東京都の制度においてもそういう支援の制度というのはございません。

そもそも、なぜ内地の特別支援学校に通うのか、そこをもう少し理解してほしいなという部分があるんです。私もちょっと誤解しているところがあったんですけども、今、障害児に対しての機能回復とか、あと教育プログラムというのはすごく発展しているんですね。すごく進んでいるんですよ。そのプログラムを受ける受けないで、その子供が18歳になったときに、その障害の程度にすごく大きな差が出てしまうんですね。

そういうのを保護者は目の当たりにすると、ここまで回復するんだったら、ここまでよくなるんだったら何としても内地に行かせたい、そう思うんですよ。それはもう私が考えている以上に、そのプログラムを受ける受けないの差が大きいんですよ。

私自身も、小学校、中学校のとき、高校、大学もそうでしたけれども、言語障害を持っていました。ひどい吃音で、自分の名前を呼ばれても、はいと言えないんですよ。私、この議会に入ってから、千葉県障害者リハビリテーションセンターに通いました。よくなったんですね。やっぱりプロって違うんですよ、もう全然。その指導法も、私らが考えているような、そんな偏見の入った指導法ではなくて、きちんとした理論に基づいてやってくれたので、こんな私でもこんな議会の場でしゃべれるようになったんです。

ぜひ、この島の子供たちにもすごくいいプログラムを、まずは理想として、ここの小笠原の社会でそういうプログラム提供ができるようにしたい。でも、それがどうしてもかなわないんだっただらば、内地に行ってこい、そういう背中を押してあげられるような、そういう小笠原の社会でありたいというふうに私は思います。

村長、最後をお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 先ほどの答弁と重複するところもありますが、小笠原村が目指しているのは、心豊かに暮らし続けられる村です。その中に、今一本議員が述べられたようなことが課題としてあるということであるのなら、どうしたら解決できるのかということについては、基本目指すべき村を我々はつくっていくための一つの課題として今ご提言をいただいたと、このように受けとめているところでございます。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

お諮りします。

暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

再開は午後２時からといたします。お疲れさまでした。

（午前１１時５５分）

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後２時）

◇ 鯉 江 満 君

○議長（池田 望君） 一般質問を再開します。

鯉江 満君。

○４番（鯉江 満君） ４番、鯉江 満です。

質問の前に、大澤 彰先輩が他界されました。あの大澤節と楽しい思い出を残してくれました。本当にありがとうございます。先輩、お疲れさまでした。先輩のご冥福をお祈りいたします。

それでは質問に入ります。

小笠原村議会の行政視察で、平成30年2月13日から15日にかけて硫黄島を視察してまいりました。例年ですと、海上自衛隊のヘリコプターで人数制限があるものの、日帰りで行ってまいりました視察です。

今期29年度は、神奈川県厚木基地から貨物機にて現地へ行き、視察をいたしました。貨物機のエンジン点検で5時間ほど出発が遅れ、現地硫黄島では足早とはなりましたが、天山慰霊碑、鎮魂の丘、その他の慰霊箇所での慰霊と村事業の平和祈念墓地公園と平和祈念会館の改修工事作業、また崖を崩しての遺骨収集現場、そして以前からの懸案であった滑走路下での遺骨収集現場も視察を行ってまいりました。

このように、村議会による年1回の視察においては、防衛省北関東防衛局と航空自衛隊、また海上自衛隊に厚く御礼を申し上げます。また、村役場による硫黄島訪島事業では、これまで長きにわたり、小笠原海運の協力なしでは継続をでき得なかったわけでございまして、防衛省と同様に厚く御礼を申し上げます。

しかし、昨年の記録的な渇水もございましたが、新おがさわら丸では硫黄島訪島事業が実施できないということで、昨年の第2回と第3回定例会と硫黄島調査特別委員会で説明を受けておりますが、それ以降の実施に向けての進捗状況を伺います。

以上です。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 鯉江議員のご質問に答弁をさせていただきます。

おがさわら丸によります硫黄島訪島事業は、帰島が叶わない硫黄島旧島民の心情に配慮して、平成9年からおがさわら丸で訪島し、旧島民の切実な願いでありますゆとりある墓参りと里帰りを実現しております。また、平和教育、郷土学習の一環で、中学2年生にも学校行事として参加の機会を設けておりますとともに、人数制限はあるものの、一般村民にも参加の機会を設けております。

このように、硫黄島訪島事業は本村にとって重要な施策であります。昨年は渇水の影響と、新おがさわら丸が大型化されたことを起因として幾つかの課題が生じ、断腸の思いで上陸墓参を断念したところであります。

なお、中学生につきましては、昨年9月に硫黄島3島クルーズがありましたので、そのクルーズに同乗していただき、平和教育、郷土学習を行うとともに、硫黄島沖で洋上慰霊祭を行ってまいりました。

本年は、返還50周年で慰霊祭の開催もございますので、何としても事業が執行できますよ

う要望活動を行い、関係機関ともさまざまな調整を行っているところでございます。

なお、おがさわら丸での上陸墓参が叶わない場合においても、しっかりと対応は考えてまいりたいと思っております。

問題点、進捗状況につきましては、個別的な質問でございますので担当課長が答弁いたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 議員から進捗状況はというご質問がありましたので、私のほうで回答させていただきます。

まず、昨年の硫黄島訪島事業は、議員からのご指摘もありましたけれども、現地が厳しい渇水であったということ、新おがさわら丸の排水量が現地係留ブイの能力を超えていて、安全上、ブイへの係留ができないという問題が生じ、断念するということになりました。その後、現地係留ブイの取替えが難しいという現状を受けて、小笠原海運に錨泊についての検討を要請しましたところ、錨泊に当たっての条件が示され、現在その条件クリアのため各関係機関と検討・調整を進めております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 鯉江 満君。

○4番（鯉江 満君） 再質問になりますが、先日その視察をしたときに、釜岩の周辺ですがたまたま波もほとんどない、風もそれほどなかったということで、このような状況であれば乗下船するのが可能なのではないかなと。

条件を全く把握はしておりませんが、本来船は、先ほど言ったように錨を持っているわけですから、投錨できないことはないのではないかなというふうに思いまして。以前にも、実際に天候不良で上陸できずに洋上で慰霊を行ったということを私も経験しております。最悪の場合は、もちろん安全第一なので、そういう選択肢しか残っていないとなればやむを得ないと思うんですけれども、今言ったような課題というのはどういう内容だったんでしょうか。もし差し支えがなければ伺いたいです。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 小笠原海運には錨泊でできないのかということは関係者との連絡会の中で話をしておりましたけれども、その際は難しいということでした。けれども、昨年の11月になりまして、錨泊に当たっての条件が示されて、それがクリアできれば錨泊できるということでした。

その条件につきましては、一定の海域において、一定の海域というのはおがさわら丸が錨泊する必要な海域ですけれども、その水深と底質、それから障害物の有無ですね。それが記載された詳細な海図が必要であるということが1つ。もう一つは、それらの海域の水深が10メートル以上であること、なおかつ投錨するところが10メートル以上25メートル以下であるということ。もう一つ、現地に海上自衛隊の係留ブイがありますけれども、そのブイを1基使用して船尾を係留する、横ぶれ防止のために補助的に使わせてもらおうと、それが可能であるということが条件。そのほか、気象に関する条件ですけれども、風が南から南南西秒速10メートル以下、波高が0.5メートル以下と、そういった条件が示されました。

○議長（池田 望君） 鯨江 満君。

○4番（鯨江 満君） 今、その条件を満たすというのは、これは新しいおがさわら丸になったからということではなくて、前おがさわら丸でも、これほぼ同じですよ、と私は思うんですが。今度の新船は、強力なスラスタも備えておりますし、乗下船に関してのそれなりの機械的なものというか、そういうものはそろっていると。私は素人ですが、そういうふうに見えるんですけれども、その条件というのは前もほぼ同じですよ。違いますか。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 議員ご承知のとおり、以前は、おがさわら丸は6,800トンありました。今回の新しいおがさわら丸は1万1,000トンです。それを基準排出量という形で置きかえますと、現地の係留ブイの能力が5,000トン未満の能力なので、その能力を超えてしまうということになりました。以前はその能力を超えていないということでしたので、船の2カ所をブイを使って係留することができましたけれども、船が大きくなったことで、ブイが使用できないということが1点ですね。そのことから錨泊についての検討をしていたということです。

○議長（池田 望君） 鯨江 満君。

○4番（鯨江 満君） これ以上再質問しても、らちがあかないというか、よくわからないわけですが、要は、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、小笠原海運はやりたくないというのか、何かそういうような感じなんでしょうか。これは質問してはいけないかな、こういうことは。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） まず、改めまして、おがさわら丸を使った慰霊墓参というのは、もつとさかのぼって村政が始まる前、昭和50年代でやっておりました。それは遺族、硫黄島協

会というのがありますが、硫黄島で亡くなられた遺族、もしくは小笠原旧島民の慰霊墓参ということで、それぞれチャーターする団体が違って、東京都もしくは硫黄島協会というところが、定期的ではありませんけれども何回かやってきたという歴史があります。

村でいいますと旧島民の慰霊墓参のためにスタートしたのですが、午前中の質疑で平和宣言の話も出ましたが、硫黄島に祈念墓地公園をつくる。その式典、そして戦後50周年の式典、慰霊墓参小笠原の中に硫黄島というものがあるということを村民の方々にも知っていただく。旧島民の、ゆとりある墓参、そこに中学生、それから枠があれば一般村民の方も行けるようにして、そして、こういう歴史を背負っているんだということを知ってもらうという機会を設けてきたわけでございます。

硫黄島で我々が小笠原の墓参のときに使わせていただくブイについては、本来の目的はそういうことで設置されたものではありませんが、この墓参と慰霊という趣旨を鑑みて、自衛隊の方々の協力があってやってきたということでございます。

また、今、議員諸氏が当たり前のように行っております硫黄島の視察でございますが、これも平成11年、3軍合同演習というのが硫黄島で行われるということがあって、その後さまざまな協議をした結果、今実現をしているところでございます。それ以前というのは定期的なことではなかった事例なんですね。このようなことを硫黄島では、その歴史、おがさわら丸の墓参とか、硫黄島への墓参、または議会の視察ということでも、そういう歴史を順次抱えてきて今がでございます。

おがさわら丸のことは、おがさわら丸を新しくするときに、硫黄島墓参は大丈夫ですねということは、私としては小笠原海運に確認をさせていただきました。大丈夫ですとお返事をいただいていたいました。

今、議員と総務課長のやりとりの中で、できないことに対してこうすればできるよということを小笠原海運から問われていて、今何とかそれを解決するように努力しているところでございますが、このハードルは大変高うございます。高い。だから今年おがさわら丸での墓参は、大変厳しい状況にあるということは前議会でも答弁させていただきました。

小笠原海運にやる気があるかないかというお話になりますと、以前できていたもの、そのときにいろいろ条件が出されなかったことが、この船になって変わってきたということについては、私にはわかりませんが、私自身がこの事業を推進してきて、それからこの硫黄島の墓参事業は村民の方からも大変高い評価をいただいているんです。

返還50周年に合わせてということで、清水議員からも質問がありましたけれども、こうい

う小笠原の背負ってきた過去の歴史とか、今の成り立ち、そういうことの中では、やはり何としても硫黄島に行って、亡くなられた方の霊に対して我々が毎年慰霊をしていくということは大事なことですし、将来に向けて、これから育ってくる次世代の人たちにも引き継いでもらいたいと思っておりますので、何とかこのことを実現できるように、今年がダメでも次こそはと、解決策を求めてまいりたいです。小笠原海運にも、かつて協力していただいたような思いに立ち返っていただいて協力していただけるよう、これからも交渉を重ねてまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長（池田 望君） 鯨江 満君。

○4番（鯨江 満君） 村長の場合はお母様が硫黄島出身ということで、また特別の思いもあるやと思うわけです。小笠原海運は新しい船になって、あの船内、あのとおりととてもいい形で、乗客数も制限してゆとりの空間をいっぱいつくって、とても理想的になっていると思うし、船員の皆さんもとても親切でいいなというふうに僕は評価しているんです。それなりの乗客数もあるのは、当然小笠原の魅力ということがその前提にあるわけですが、とてもいい業績になるのではないかと思いますのですがこの硫黄島訪島事業に関しては何でできないんだろうと単純な疑問が浮かぶんですね。

下船と乗船、たしか4回ぐらいかな。例年の墓参ですと4回しかないと思うんですね。1時間か2時間ぐらい、1回がね。錨がダメならスラスターじゃないですが、降りたら一回放す、沖に流すとか。仮にそのようなことでも、小笠原海運にそれなりの気持ちがあれば、できるのではないだろうかと思うわけで、今、村の執行部でこれから先も要望していくということなので、また議会にも振っていただいて、場合によっては議会も、議長また特別委員長その他が小笠原海運にお願いに行こうと、要望に行こうというのであれば、上京の視察の折に組み入れてもいいのではないかなと思っております。今年度はもちろん無理、来年度といっても、もうあと1カ月もなく始まるわけで、ましてや例年の6月といたらもう3カ月を切っているわけですから、不可能かなと思ったら洋上慰霊祭にするのかなとか、そういうふうになってくるかと思うんですが、ぜひ平成31年度とかには従前のようにできればいいかなと。

特に旧島民の、ましてや戦前硫黄島でお住まいの方たちは、もうかなり高齢なので、やはりこの事業をどこまで続けるかという問題は、今後の問題としてまた議論していくようになるかと思いますが、とにかく継続をするべくぜひ努力をしていただきたいと思います。

私の質問は以上です。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 村長の思いは先ほどお話しになったとおりですが、総務課長の説明で少し補足させてもらいたいと思います。

10月に私が上京した際に、先ほどの錨泊のための条件を小笠原海運と話し合ってきました。まず小笠原海運の、最初のスタンスとしては、やる気あるなしではなくて、定期航路に支障があってはいけないという中で、これまではブイの能力が船の重量に対して十分だったので、両側、前後を錨泊することで船と島の間にポンツーンを置いて、ご高齢の方から中学生まで、安全に降ろすことができていたと。

それでも、私も経験しましたが、沖縄に台風があつて大きなうねりが入った時には、天気はよくても降りられなかったということで帰ったことがあります。それだけやはり外洋に面したところでの安全面には、非常に気を遣われているということは言えるかと思います。

それと船については、おがさわら丸の一番下の南島というサロンがありますが、そこに硫黄島訪島を前提にそれ用の出入口をつくっていたのも事実でございます。ただ、問題だったのは、能力を超えるというところの調べを村がしなかったのか、小笠原海運がしなかったのかというところがありますけれども、そこに至らなかったというのは、船ができ上がってから発覚したことでございます。

それと、錨泊については、錨泊だけだと、風に向かって舳先が向かいますので、結局降りるところの波があつて、それは小笠原海運の問題ではなくて、小笠原海運から下船を受けている業者も入れて話し合った際に、そういう状態では降ろせない、やっぱり安全面で。前に錨泊をするとしたら、どうしても後ろにも補助的にブイにつながとかしないといけないということで、自衛隊にもブイへの補助的な係留ができるのかどうかを問い合わせています。

それから、先ほどの錨泊をして本来の運航のために、いざ下に何かあつては困るということが小笠原海運から与えられている条件で、底質や障害物を今調整しているということです。ですので条件として非常に厳しいというのは事実でございます。

○議長（池田 望君） いいですか。

◇ 安 藤 重 行 君

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 2番、安藤重行です。

本日の一般質問に先立ちまして、大澤 彰先輩のご冥福をお祈りしたいと思います。

大澤先輩は私たちの一回り上ということで、干支会の中心人物であり、それから私が社会福祉協議会にいるときには理事を務めていらっしゃいました。野球とか、いろんなところで、いろいろご指導いただいてきた先輩でもあります。奥様も、それからご家族の方も、大変だっただろうと思いますが、これからも頑張っていって下さいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

村長の所信表明を聞かせていただきました。そのことも含めてお伺いしたいと思います。今回は2点質問させていただきます。

1 番目は障害者や障害児の問題でございます。その中の、1 点目が福祉関係、2 点目が教育関係でございます。

2 番目はエネルギービジョンにおける今後の具体的課題についてお伺いしたいと思います。

さて、1 番目の1 点目、障害児・障害者の課題についてですが、午前中の一木議員が細部にわたって質疑をされていますので、それと重なる部分もあろうかと思います。ご容赦いただいて質問に入らせていただきます。

まず、福祉分野について聞きたいと思います。

障害者・障害児への対応が小笠原村で一番立ち遅れていた分野、今でもそのような背景があると認識もしています。

小笠原村は、ゆるやかな人口の増加に伴い、対象者も増加していることを以前から注意して見てまいりました。そのような中で、それぞれの障害に合ったきめ細かな支援体制の確立というのが求められています。特に、これからの障害児支援については専門職の育成と雇用、村としてどのように考え、どのような年次計画に沿った確実な実施に結びつけていくのか、その考え方や具体的な施策を問います。

1 点目は、保育園の受け入れの課題、2 点目は保育園入園前の乳幼児の課題、3 点目は学童や学校、あるいは地域を利用した新しい分野での居場所づくりなどの課題、4 点目は地域住民との協力体制の課題、このようなことは、常に事前準備が大切になるので、それらの課題に対する備えは万全かということですが、既に計画されているのかどうかをお伺いしたいと思います。

大変申し訳ないんですが、この後自席で質疑させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 安藤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

障害児・障害者についての問題でございました。4点の具体的な質問をいただきましたので、担当課長に答弁をさせます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 障害児・障害者についてのご質問に答弁をさせていただきます。

障害児・障害者の支援につきましては、本村ではこれまで対象者個々の年齢、あるいは生活ステージに合わせて対応してきたところでございます。議員ご質問の具体的な部分について、それぞれ答弁させていただきます。

まず1点目の保育園の受け入れについてですけれども、以前にも父島・母島両保育園において受け入れを行ってまいりました。現在においても、何らかの障害をお持ちのお子さんを受け入れていて、他の園児と同様に一般的な保育を行っています。

障害児の受け入れ保育の実施における課題としましては、やはり人材の確保というところが一番重要となっております。これまでも任期付保育士の採用、あるいは非常勤職員の増員などにより加配保育士ということでの対応をしています。実際の受け入れに当たりましては、入園までの1年、2年前から準備期間を設けまして、保護者をはじめ医療課、保健師、保育士との十分な話し合いを行っています。

2点目の乳幼児についてですが、お子さんの出生、帰島直後から保健師がかかわり、身体の発達の状況や精神面等の把握に努めております。何らかの支援が必要な場合においては、専門機関への相談や専門職による島での巡回相談事業等につないで対応をしています。

3点目につきましては、現在、社会福祉協議会等との共同により、一部試行的に放課後支援や居場所づくり、就業支援のための作業の機会等々を行ってきたところでございますけれども、これら各事業を今後どのような方向性で実施していくかについて話し合いを進めているところです。

4点目の地域住民との協力体制についてですが、障害者の支援を行うに当たっては、行政や関係機関だけではなく、地域住民の方々のご理解、ご協力、あるいは事業への参画は大変重要であると考えております。先ほど一木議員のご質問でも答弁をさせていただきましたけれども、地域全体で障害者を支えるという意味では、地域共生社会を目指すということが本村にとっての大きな課題であると、このように考えております。

以上です。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。実際の受け入れに当たっては、入園までに一、

二年前から準備期間をとっているということで、保護者をはじめ医療課、保健師、保育士、この辺の十分な話し合いを行っているということです。少しほっとはしているんですが、一木議員の質問の答弁でも、地域全体で障害者を支えるという意味では、地域共生社会を目指すことが本村にとって大きな課題だということを言われました。

私は、そうであるならば、なおそれを担う専門職員の働ける体制づくりが欠かせないと思っています。職員体制はどうなっているのかということになりますが、12月の一木議員の質問では、施設運営責任者の方から叱られたという一節がありました。それは取り組む姿勢ということだと思います。ある程度若い方であれば、自力で立ち上げることも夢ではないと思います。また、そうならなければ大変ありがたいなということで思っています。

私の友人にも、50代前半ですが、実際にいろいろな資格を取って小規模多機能型の施設を立ち上げた方もいます。大変なことだったなと今でも思っています。沖縄の友人で、現在3カ所の障害者施設を経営している方がいます。そういった友人との話の中でも、やはり職員確保、特に専門職員の確保というのが重要課題だということでした。

専門職員の確保といっても、いろいろな形態があるだろうと思います。村で雇うのか、あるいは関係団体が雇うのか、いろんな雇用手段がありますが、事業展開するには専門職員の確保はやはり急務だと思っています。そのために何をどのようにすれば雇用あるいは人材育成ができると考えているのかお伺いします。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 専門職の確保ということでございます。専門職の配置につきましては、村職員としての確保、特に内地からの専門職の確保という部分では、定数の問題や住宅等の問題もございますので、一足飛びにはいかない状況であろうかと考えております。

そのような中において、村内の人材を育成していくということが重要であると考えています。これまで私どもの答弁の中には、村内の資源が限られているという言葉がしばしば使われてきたんですけれども、村内に資源が少ないのであれば、資源をつくり出すという視点も大事なことでありと考えているところです。

今後、専門職としての人材の育成をどのようにするか、あるいは雇用、配置の手段等について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 以前から事あるごとに言ってきたんですが、トータルマネジメントの

観点から考えれば、高齢者がかかわった子育てや障害者支援なども模索できていくと思っています。いろいろな分野とコラボレートすることが小さな地域では重要であると考えます。いろいろな発想で考えるためには、お互いを知って協力できる社会を構築することだというふうに思います。そのためのコーディネーター役が必要になってきます。

その中でも、今まで失敗してきた事例などもあります。それはコーディネーターがいつまでもかかわってしまうというのが、この島の悪い特徴でもあるかなというふうには思います。それでだめになったということも実際にありました。その会が潰れたということです。団体を結成して、その中で団体が自主運営できる体力をつけて自立していくことが重要なことだと思います。村はどのようなお考えをお持ちか伺いたいと思います。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） これまでも障害福祉を行うに当たっては、行政関係者だけではなくて地域全体で支える、地域の力を使っていくということが大事だというお話をさせていただいております。また、ご質問をいただいております。そのような中では、議員ご指摘のいろいろな分野のコラボレーション、お互いを知って協力できる社会の構築という意味では、まさに地域共生社会を構築することだと考えております。

また、団体を結成した上で自立していくということでございますけれども、今般設立をしました障害者地域自立支援協議会、これを活用して、当面その部分については福祉係がそのコーディネーター役を務めていきたいと考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ぜひ地域共生社会ということで構築するというこのためにも、いろいろな方々とのコラボレーションを進めていただきたいなというふうに思います。

また、先ほども言いましたけれども、コーディネーターをどこで切り離すのかがある意味重要なターニングポイントになってくるのかなと思いますので、つかず離れずの精神で、見守りと支援の重要性をしっかりと認識して、障害児あるいは障害者を取り巻く環境整備を推進していただきたいと思います。

障害者の地域自立支援協議会を設立させたということですので、ぜひその主催ででも地域住民の勉強会を開催していただいて、専門性を持つ人材育成を図り、この小笠原村に障害者も健常者も、誰でもがいつまでも住み続けたいと思うような地域共生社会を実現していきたいと切に願っておりますので、我々議員も支援の輪に加わり、お手伝いできることがあれば頑張りたいと思いますし、執行部にもぜひ参加していただければというふうに思い

ます。

そのことをお願いして、次の２点目の教育関係についてお伺いしたいと思います。

人口の増加に伴い、障害者・障害児も増える。その中での学校教育におけるそれぞれの障害に合ったきめ細やかな支援体制の確立が求められています。確実な実施に結びつけるための具体的な施策について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 教育長、松本君。

○教育長（松本 隆君） お答えいたします。

村立学校の特別支援教育の体制や課題については、平成28年第４回定例会において安藤議員から、平成29年第３回定例会及び第４回定例会において一木議員からご質問があり、答弁させていただいております。重複する内容もございますが、改めて障害がある児童への対応について学校教育の観点から基本的な考えを述べさせていただきます。

教育を受ける機会は、障害の有無にかかわらず等しく与えられなければなりません。このために、村立学校においても児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し、または克服することを目指して教育活動を行っており、今後もその充実に努めてまいります。

また、新たに就学する際には、個別に就学相談を行うなど対象となる児童の状況に配慮した対応を行っておりますが、対象児童の円滑な受け入れのためには学級の開設等の準備に時間が必要なことから、早目に情報を把握し計画的に準備を進めることが必要となります。

今後も保育園との連絡を密にとり合い、情報の共有に努め、先を見越した準備に努めてまいります。

以上です。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○２番（安藤重行君） 村長の所信表明にも、この島に住む誰もが安心して暮らせる村づくりを目指す、村民の安心と次世代の人材育成に向けた保健、福祉、医療、教育の充実、６つの重点施策の一つとして言われています。その中の児童福祉では、「子育て世代のニーズにできる限り応えられるよう、村の実情に即した子育て支援の充実を図ってまいります」と言っています。

教育行政では、全ての子供たちの個性と創造力を伸ばす、心を豊かにする教育の充実を図っていくと言っています。障害児に対する対策などは、一木議員や私も質問しているわけですから、もっと積極的な対策があってもよいのではないかと実は思っています。

教育長は以前の答弁でも、全ての子供たちには当然障害児も含んでいて、全ての子供たちとはそういう意味だと言いました。私から話をさせていただく一般の方々とは、誰一人として理解できていませんでした。だったら、わかりやすく障害児をはじめとする全ての子供たちとさえいいのではないかというご意見もいただきました。私にはやはり理解できない部分でもありましたので、村長も同じ考えかどうか伺いたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 午前中の一木議員との質疑応答の中でも出ました村の基本理念の中に、互助と連帯感の醸成というのがございます。基本理念でございます。また、村の総合計画の中には、心豊かに暮らし続けられる村ということを理念として掲げた上で、今、所信の中の私どもの言葉を引用していただきました。

私が所信で申し上げた全ての子供たちには、当然、障害児も含まれております。基本理念に沿って申し上げれば、わざわざ障害児をはじめとするというような言い方ではなく、全ての子供ということで、これからは基本理念にのっとった形で事業を進めてまいりたいと考えています。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 教育長が先ほど、一木議員の答弁のときに、障害あるなしにかかわらず全ての子供たちと言われたので、そのように変えたほうが誰が聞いてもよく理解できるのかなと思いましたので、その辺をちょっとお聞きしたわけです。

同じ考えということですから、そういうことで考えれば、極端な例を言えばオリンピックは全ての人が平等にという理念から始まっています。だったら何もパラリンピックなどやらないで、オリンピックの名のもとに全ての人が出場し、一くくりにすればよいのではないかと感じてしまいます。わざわざパラリンピックと銘打っているのには、それなりの理念があるわけだと思います。

障害は少ししか異なっていなくても、全然違った対応をしなければならない。それは学校教育でもしかりです。一緒にできる障害とできない障害というのがあります。そういった課題解決も一くくりにではなく、個別に実施していかなければならないと考えています。教育長が答弁していただいたものは抜本的なものだというふうに理解はしております。当然、先読みが必要になってきますので、その対応しかないのかもしれない。

しかしながら、障害児教育は日進月歩の部分もございますから、いろいろな障害の鑑定方法などが発達してきたことから、多くの障害が発見されてきています。また、障害児の中

には障害を持っておられるのかなかなかわからない、狭間でわかりにくい方々も混在しています。そこで同じ教育をやるのかというと、それではできないことがたくさん出てきています。それぞれ個性豊かに育むには、それぞれに合った障害児学級が本当は必要だということだと思います。

しかし、財政的なものもあって簡単ではないのも、今までの答弁からは理解しているつもりです。学校教育という概念を少し外した福育、学校教育の中に福祉の考え方をベースにしていく教育が必要ではないかというふうに思っています。こども園のように、幼稚園と保育園をベースにしたものもできてきています。これを30年以上前から実践してきている方々がいるのも事実です。実践してこられた方は、やっとな国が私たちの考えに追いついてきた、これから勝負だというふうに言っていました。

どのようなものにも先読みの目は必要ですから、先進的な取り組みに対して信念を持って挑戦していくことも必要なときがあります。教育と福祉が別物という考え方は、急速に変革し始めています。こういったことを受けて、内地の障害児あるいは障害者の支援法や支援の輪の広がり、その地域によって対応の違いがかなり異なっています。だからこそ、小地域社会での運用や対応が必要になってくるわけです。

その観点から、学校教育の中で何が問題で、何ができて何ができないのか、その理由は何かといったものを列記して、何をどう解決できるのか、地域ごとに精査することが必要だと考えています。それは父島も、母島もということもありますので、保護者の方々も一緒になって考えていく相互教育なのかもしれません。これからの教育のあり方も含めて、島民が考えていく問題でもあるのかもしいないと思っています。地域で暮らせる幸せが一番だと思います。そこに寄り添った地域社会を構築していかなければならないのではないのでしょうか。教育長はどのような見解を持っているかお伺いします。

それと、今後数年のうちに学校で対応する障害児が増えていくものと想定しています。対象児童の円滑な受け入れのためには、学級の開設等の準備に時間が必要なことから、早目に情報を把握して、計画的に準備を進めることが必要になります。今後も保育園との連絡を密にとり合い、情報の共有に努め、先を見越した準備が必要だというふうに言われていましたので、その場合の学校の対応の中で、1点目は学校の先生たちとの協議や意見交換はされるのか、またそれが反映されるのか。

2点目は、それぞれの障害に合わせて内地の専門職との協議をされて意見が反映されるようになるのか、その際、どこの障害者団体、あるいはどこの関係機関と協議するのか、決

まっていたらそれについても伺います。

3点目は、その際の学校内の施設設置等については予算の問題もありますから何度も手直しはできないので、十分に検討して細部に行き届いた構築物となるように配慮できるのか。

4点目は、十分な補助支援員の配置がされるのか、今後これらの対応については十分に行われるだろうとは思いますが、具体的にどのように行っていくのか、またそれ以外にも特段に教育委員会として考えているのであれば、対応策を伺いたいと思います。

○議長（池田 望君） 教育長、松本君。

○教育長（松本 隆君） 障害者支援と地域社会とのかかわり方、障害児の保護者の参画については、安藤議員のご質問のとおり地域ごとに異なる事情があり、それぞれの地域ごとに対応できる内容が異なりますが、重要なことは、関係者が合理的配慮のもと、でき得る限りの対応を行うということに尽きると思います。教育委員会としましても、一人一人、事例ごとに適切な対応と判断を行い、本村の特別支援教育の充実に努めてまいります。

学校の先生たちとの協議のご質問以下4点につきましては、かなり具体的な内容を含みますので教育課長に答弁させます。

○議長（池田 望君） 教育課長、持田君。

○教育課長（持田憲一君） 1点目の、障害児の就学の際に学校教員との協議の有無、その意見が反映されるのかという点でございますが、教育委員会では、特別支援教育の協議の場として小笠原村教育支援委員会を設置しております。本委員会では、各学校の校長及び教員、保育園の保育士、学校医及び教育委員会事務局が委員及び関係者として出席し、支援が必要な児童・生徒について協議や意見交換を行っております。ですので、1点目のことについてはそういった場があるということになります。

2点目の、それぞれの障害に合わせて内地の専門職との協議をしているかというご質問ですが、特別支援学級の開設等の際には、東京都特別支援教育推進室という機関がございますので、そちらに協議や相談を行っています。

3点目の施設整備の際の配慮についてですが、事前に十分に検討を重ねるということは非常に重要でございます。ただし、細かい部分はやはり実際に学校に受け入れて、担当の先生が授業をしていく中で気づく点も多いというところがここ1年半の間に感じているところでございます。

また、子供たちは日々成長していきますので、当初はよかったものが成長に合わせて合わなくなっていくといった事態もありますので、初期の整備も非常に重要なのですが、成長

や変化に合わせた調整だとか変更ということが非常に重要であるというふうな認識であります。

4点目の特別支援教育補助員の配置につきましては、今後も学校の状況に合わせて配置等の対応をしてまいります。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 村の教育委員会で考えられることでの現在の対応ということだと理解しました。

障害を抱えているご家庭では、どう対応していいかわからないところから始まるわけで、不安が先行していきます。それでも授かった命を大事にしていくことに気づいて、日々を大切に生きようと、とてつもない努力を惜しみません。それでも全てが思うようにいくことはありません。そういった中で、地域ぐるみで支援の輪を広げていくことがとても大切になってきます。

行政には一番内側から支えてほしいと思っています。学校もしかりです。ぜひそういった当たり前のことが通用する小笠原村であってほしいと思います。助けてあげるといった押しつけがましい意味ではなく、ごく自然に優しさで接することのできる社会は誰にでも優しい社会だと思います。これからの子供たちの育成も踏まえて、学校教育でもぜひ心に寄り添った支援を心がけていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後になりますが、2番目のエネルギービジョンにおける今後の具体的課題について聞きたいと思います。

福祉及び防災の観点を踏まえた課題から見たエネルギービジョンの具体的施策について伺います。昨年も一般質問で質疑したとおり、現在のエネルギービジョンにおける今後の具体的な行動指針を示していかなければならないと明示しました。最先端の事業化を推進していくことが重要になってきます。

村長も答弁の中で、ビジョンに書かれていることは意欲的なもので、重要なのはそういったビジョンを踏まえて現実的にできることを着実に進めていくこと、離島特有のコスト、メンテナンスの技術的な課題もある。行政の長の使命は、村民生活の安心・安全のためのエネルギーを安定的に確保することと言いました。

しかしながら、今回の村長の所信表明を読ませていただき、また予算書などを見ても、このエネルギー施策に関して一言も言及されていないのではないかと、私的にはちょっとが

っかりしたというところです。予算書案を見ても、どこにどう紛れているのか、見えないのが現状です。

午前中、清水議員の質問のときに、村長の思いについてはお伺いしました。再度、もっとこうしたいのにとか、今年はこれを目玉にするぞとか、そういった村長の熱い発案で村を動かそうとの思いがあれば伺いたいと思います。予算書等には見えないが、それぞれの担当課にも既に指示されているものがあれば、その胸中をお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 清水議員のご質問でもお答えをしたとおり、現在、村が置かれた状況を踏まえて、現実的にできることを進めていくというのが私の基本的な考えでございます。繰り返しになりますけれども、理想は理想として、現実的な施策は一足飛びには進められません。

前回の定例会で、防災時や緊急時を含めたエネルギーの確保が優先課題と申し上げましたが、例えばこれまで導入をしてきました太陽光発電一つをとっても、維持管理上の課題が見えてきて、コストや技術的な体制の問題を議論せずにやみくもに導入するわけにはいけないというのが執行部の中での共通認識でございます。

どんな技術も万能ではありませんし、きちっと管理ができず、防災を目的に導入した施設が、いざというときに役割が果たせないというようなことでは安心・安全とは言えません。また、防災拠点となる施設の更新時期での導入が効果的であろうというタイミングの問題もございます。この3カ月で飛躍的な進捗を報告できるというものではないということもご理解をいただければと存じます。

また、島全体のエネルギー確保ということでは、これも繰り返し申し上げているところですが、知見や技術の蓄積のある発電事業者の取り組みに頼る部分が大きいというところが現実的な捉え方だと思っております。

来年度の予算にないからといって何も考えていないということではなく、これらのことを総合的に判断しているところでございます。事業化できるようなことになった際には予算化ということが出てくるということをご理解いただければと思います。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 環境課には、具体的な観点から実現可能な問題も含めて、今回は福祉の視点ということで伺いたいと思います。

基本的方向性のところで、自然と調和した環境に配慮した島として観光を促進する取り組

みということでお話ししましたがけれども、今回の予算の話し合いの場でE V、電動バイク、パーソナルモビリティなどを村民が導入するときに、村として奨励金あるいは奨励補助事業などを検討したのか。

また、急速な電気自動車の普及に対応して、災害時の電源車としての蓄電池と併用していくことで、運用の幅が格段に広がってくることがわかっています。こうしたものの導入時の奨励事業、展開を検討したのか。これは防災の観点からも有効手段としてさまざまところで検討されています。この島でも、まだ数人ですが実際に走らせている方もいますし、時代は急速に変わっているのではというふうに思います。そういった検討が環境課内部で話し合われているのか、また何年後までに村で導入するのかなどの方向性を検討しているのか伺います。

高齢者の福祉という観点からいけば、自動車危険運転問題というのは全国レベルでかなり問題になっています。そのために自動車運転をやめさせて、運転免許証を返納させる。やはりこういったことが結構あるかと思います。その一つの対応策として、シニアカーの普及等があるんですが、ゴルフカートベースとしたエコカートが公道で走る実証実験が始まっています。こういったものも、やはり今後活用できるのではないかと思います。高齢者の事故の削減、あるいはそういった日常の足としての活躍も期待されています。

このような導入は島だからこそできるのかもしれませんが、検討に値すると思いますが、こういったエネルギービジョンの活用で自動車危険運転問題解決のための検討について、どのように考えているか伺います。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） まず、E V、電気自動車、電動バイク、パーソナルモビリティを村民が導入する際の助成制度についてですけれども、現在は検討するに至っておりません。E Vですとか電動バイク等だけを導入したとしても、大もとの発電時に化石燃料を使用しているのは、環境負荷の低減効果が薄いだろうという議論もよくされるところです。ですので、その導入のみをもって環境に配慮した島をうたうという、ビジョンの部分に掲げることが正しいメッセージではないようにも思います。

ただ、もちろん、個人個人で思いを持って取り組まれている方々については後押ししたい思いもあるんですけれども、現状では村の施策として助成するのは難しいと考えております。

一方で、ご指摘のように災害時に蓄電池として活用するという観点は、それも個人、民間

への奨励というよりは公共施設の面でということですのでけれども、太陽光発電施設とのセットで導入する有効性については他地域の事例も承知はしておりますし、課の中で議論に上がったこともありますけれども、村長から申し上げたとおり、運用面ですとかタイミングを含めて検討が必要ですので、現時点では具体的な導入を考えるには至っていません。

また、最後にシニアカーの取り組みについて、実証中の他地域の事例をもとにご紹介いただきましたけれども、設備面でもいろいろと追加的なものが必要なようですし、前段申し上げたように大もとの発電方式のこともございます。これが環境面で有効な取り組みなのかどうかは見極めが必要だろうというふうに感想を持っております。

福祉の面でもそれがベストの方法なのかという点も議論が必要な内容だろうと存じますので、現時点で即時検討の対象とするのは難しいように感じております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） すみません、時間がちょっとなくなってきましたので、端折ります。

次をお願いしていた部分については、少しカットさせていただこうかと思います。

ビジョン自体は既に大きな方向性、将来像を示しているもので、進捗状況、見直しの方向性、村民に直接かかわる取り組みなど、具体的な論点が見えてきた段階で勉強会の開催を検討すべきと考えているということですが、ただ、こういう観点からいけば、平成26年から4年たってこのビジョンの何%達成されているのかというのは、来年にならないとなかなかわからないということだとは思いますが、非常にゆっくり、スローリーな展開状況にあると感じています。スピード感がないのかなと感じていますので、本来はこういうエネルギービジョンについても専門官を配置すべきではないか、専門職を育てるべきではないかということもあります。

こういった点を全て、ハワイ州の取り組みについても勉強することが必要だったりすると思いますので、この辺について、エネルギービジョンが絵に描いた餅にならないように、いろんな形で対応できないかというふうに思っています。

その中で、これから話し合う論点というのはいっぱいあるかと思います。勉強することで新しい知見が生まれ、それを村政に反映できればいいというふうに思いますので、その辺の勉強会は担当課として、例えばどのような具体的な勉強会を想定しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 環境課長、深谷君。

○環境課長（深谷雪雄君） 進捗のことについてご指摘をいただきましたけれども、エネルギービジョンの進捗という点でいうと、先ほど午前中の清水議員のご質問の際も、数字としては非常に小さいですが、実際に公共施設に導入するということであるので、5年の間にも実施していることがございます。そういった意味で、エネルギービジョンに3つほど柱があるんですが、その中での災害時エネルギーセキュリティの強化という部分では、少なくとも試行は進めているというふうにご理解いただきたいなと思います。

一方で、村民参加の勉強会の意義というのは、5年前、4年前に掲げたビジョンを、いきなりゼロベースで方針を話し合うとかいうものではないと思ってしまして、村民の方に直接これからこうしてほしい、こういうことを考えてほしいということ、実際もう少し具体的に考えたり、知見を共有するという場だと思っています。そういった意味で、ちょっとまだ現時点では材料がないかなというふうに思っている次第でございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。終わります。

◇ 杉 田 一 男 君

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 5番、杉田一男です。

今定例会では、観光振興ということでお聞きします。その中でも、観光局についてちょっとお聞きします。

私が今回観光局について質問するにつきまして、一番感じているのは、観光局自体の認知度が島内でかなり低いのではないかという感じを受けています。今までそれなりの実績を上げてきたわけですが、観光局は、何をしているんだろうという人がいるのも事実でございます。

観光局の前身は、2006年にスタートした小笠原ツアーデスクです。これは村長の肝入りで閑散期対策を含めた集客、どうやったらお客を呼べるだろうかということから始まりました。当初、この2006年当時で来島者数は全てひっくるめて2万6,500人ぐらい。単に集客数を増やすにはどうしたらいいか、2万6,500人というのは基本的な数字であるとともに、目標値でもありますね。どういう形でそのニーズを広げるか、1つは中長期的にどうしたら観光客を呼べるだろうか、そのために旅行会社に大いに協力してもらおうということもありました。

そして、2013年には観光局に移管しました。観光局に移管したときに、島内にも民間の旅行業者ができて、事業仕分けではないですけども、ある程度立ち位置を決めながらということで、観光局は主に島内外のPR活動、そしてあとは修学旅行の誘致と、ほとんどが広報活動に従事してきたわけですね。それなりの成果も上げてきました。

認知度が低いのはなぜだろうと考えたときに、まず、ツアーデスク時代にあった目標の設定がない。働く人も、村民の皆さんも何を成果として認めるか、数値がないわけですね。ですから、目標設定はしっかりするべきだと思っています。

それとやはり、働く環境の部分で、ちょっとまだ地に足がついていないような、流動的な部分も私が調べた中ではいろいろありました。そういう部分を含めて、村長の強い思いで始まった集客対策事業ですけども、村長が代わってもこの観光局は続けられるのかなとか、いろんな思いを抱く人もいると思います。

そういう意味でも、この2013年から始まった観光局、その前の2006年から入れるともう二十何年、その間、村長は村長なりに、自分の中でこの事業を精査して、そして今後に向けてどういう形でこの事業を継続していくのかということも、方向性も持っているんだろうと思います。そうでなければ、村長の肝入りで始まったこの事業は、やっぱり中身のないものになってしまうと思います。

そういう意味で、村長としては今後の観光局のあり方をどう考えているのか。この課題については、後でまた私も自席で質問させていただきますけれども、今現時点での村長の率直なお気持ちをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 杉田副議長のご質問に答弁をさせていただきます。

小笠原村観光局につきましては、エコツーリズムを基軸とした観光振興を図るため、集客増のための島外イベント、島外における案内業務、旅行会社向けセミナーの実施、教育旅行誘致など、本土における小笠原のPR活動の拠点としての役割を担っております。

活動拠点が本土にあることから、事業の取り組みについて以前もご指摘を受けましたので、島内観光団体をはじめ観光事業者、村民の皆様にご理解をいただくため、父島・母島両島で毎年報告会を実施しており、観光協会の会報誌におきましても毎月活動内容を掲載し、周知に努めているところでございます。また、平成28年度からは、議員の皆様にも報告会を開催させていただいております。

杉田副議長ご質問の、これまでの経過を見てどう感じているかということでございますが、

本土に拠点があるという機動力を十分に、存分に発揮しながらPR活動を行うという活動に関しましては、池田議長もご存じでございますが、全国の離島の、他の離島の皆さんからは大変高い評価をいただいています。

目標設定に関しましては、世界自然遺産登録によって増加した乗船客数を高い水準で維持し、平準化していくことでこれまで取り組んできておりますが、より具体的な目標設定をするように担当課に指示しているところでございます。

来島客数が多くなるということは、自ずから地域の経済の活性化を生み、活力ある地域社会を構築するものと私は考えておりますので、今後の方向性といたしましても、エコツーリズムを基軸とした観光振興を図るため、観光局には本土におけるPR活動を担っていただき、1次産業との連携等々を図って、小笠原の地域経済活動を活性化させ、住民の安心・安全、暮らしやすい社会づくりに貢献をしたいと、このように考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 今、村長の答弁にもありましたように、ほかの離島からもこの小笠原観光局の取り組みは評価いただいているということです。私もそう思います。だからこそ、なぜ認知度が低いかなという思いを強くしているわけですが、その中でちょっと懸念することを村長にお聞きしたいと思います。

最初に、目標設定の件に関しては、これから考慮していくという答弁でしたので、それはぜひよろしくお願ひしたいと思います。それは、事業にかかわる人間の力のもとだと思いますので、ぜひお願ひしたいと思います。

それともう一つ、今1次産業の件もおっしゃいましたけれども、私がこの観光局に期待した中の一つに、前から言っていますけれども、地産地消も含めた1次産業との連携の強化が、もしかしたら今よりは進むんではないかという気持ちも抱いておりました。

しかし、私は地産地消でも、島内の地産地消もそうですけれども、その前に、ぜひ観光客向けの地産地消をお願ひしたいと。やはり来られた観光客の皆さんには地のもの、地の特産品をぜひ食べていただけるような形に持って行っていただきたいと私は、こう思うところです。この観光客向けの地産地消に関して、村長はどう考えておりますか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 今の直接のご質問にお答えする前に、その目標設定の話ですが、観光局自体が具体的にツアーを売っているわけではございませんので、集客、宣伝、広報とか

さまざまな活動の中で、その目標設定につきましては先ほども申し上げましたように、前年度より高いところにとか、そういう意味でございます。

それと、今ご質問にありました地産地消の関係でございますが、私が来島客数を多くすることが1次産業との連携、活性化にもつながるというふうに考えておりますのは、来島してくださるお客様が多くなれば、島のものを出しさえすれば食べていただけます。地産地消と言いますが、まず地消の部分ですね。島で消費をしてくだされば、売れる。売れば作る、売れば採るという好循環になるのではないかとこのように考えていました。

その観点から、観光局が全体的な来島客数の増に貢献するような活躍をしてくだされば、自ずから1次産業との連携もできるのではないかと、このように考えています。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 観光局の職員、普通に考えると、父島・母島に観光協会もありますし、その中に観光局もある。一般的に考えると、どこが違うんだろうという部分も出てくると思うんですね。それと、この観光局がどの立場に位置しているのか。それによつては1次産業との連携がとりづらい部分も出てくるのではないかと。

この1次産業の関連に関していえば、村の例えば産業観光課とか、そういうところの調整も必要になるのではないと思うんですね。そういう部分に関して、担当課長はどう考えているか聞かせてくれますか。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 先ほど、村長答弁もありましたように、来島者数を伸ばしていくことが農水産物の生産も増え、観光と1次産業が連携するというようなことだと私も考えております。

観光局によるPR活動によつて来島者数が増えるというところ、1次産業の絡みということでは、内地で行うイベントとかでも農業協同組合に出てきてもらうとか、そういったことで実際に来場される方と直接やりとりをするとか、対面的に販売をするというようなこともやっております。

そういったことで、実際にそういった現場に立ち会うことによつて、かなりのニーズがあるということですので、生産のほうにもかかってくるのかなということを感じておるところでございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） この辺はすごく微妙なところがいっぱいあると思うんですけども、

もう一つ懸念すべきことは、この観光局の事業運営、形態といいますか、不安を与えるような感じで組織運営がなされているのではないかという気がするんですね。

その一つが、働く人の、今3人の職員がいますけれども、1人は観光協会からの出向ですよ。あとの2人は単年度契約という形で働いているわけですが、私はこの観光局の事業自体がとても単年度ではできるものではないと思いますし、そういう意味ではもっと地に足がついたような就労の方法を考える必要があるのではないかと。

今、東京諸島観光連盟の中の一つのセクションという形で入っていますので、他の部局との関連もあると思うんですけれども、例えば、単年度契約を複数年度にするとか、働く人が一生懸命結果を出すために働くには、もうちょっと職場環境を考える必要もあるのではないかと思うんですけれども、この辺を村長はどういう感じで考えているか聞かせて。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） まず、さまざまな経緯から、今、伊豆諸島開発の中に観光局があるということでございまして、また、先ほどの副議長と担当のやりとりの中でも、内地でのイベントのコーディネーター役を観光局がやっております、小笠原独自だけでも幾つかのイベントがございます。

今年も年頭、2月に小笠原デーをやりましたが、そこには母島の農業協同組合や観光協会、それから伊豆諸島開発、東京都島しょ振興公社とか、さまざまなもののコーディネート役をやっていたりするので、今の3名体制ではなかなか、事業の量が多いのかもしれない。

ただ、私のところに直接まだ彼らから待遇面での改善の話は、聞こえてこないんですよ。ですが、副議長からご指摘を受けましたので、上京の際、イベントがあるときには、極力私が、出られるときには出るようにしておりますので、そんな折に少し話もしてみたいと思うということが1点と、待遇の改善とかということになりましては、いろいろなことをきちっと担当課とも協議を重ねなければいけませんので、そういうご意見をいただいたということを念頭に置いておきたいと、このように思うところでございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 村長が直接聞いたことないというよりは、働いている人たちは遠慮もあるのかもわかりません。私がいろいろと話した中ではやっぱりそういう部分が非常に気になっているというか、当然皆さん、家族がいる人もいますわけですから、やはりふらふらの形という状態ではうまくないと考えますしね。

村長がこの事業を始めて、もう二十何年も続けているということは、やはりそれなりに実

績も上げて、ニーズに応える部分もあったという意味で、村長はさらに推進してきたんだと思うんですね。それをもっと進めていく必要があると感じたら、事業者という言い方はおかしいかもわかりませんが、働く人のことも考えた中でやはりそういう職場環境を、ちゃんとした形で考えていく必要があると思う。村長が観光局をつくると言ったときに、そういう部分を当然考えていると思います。その職場環境の改善に関しては、すぐということではなくても、いろんな担当者との意見交換をしながら、そういう形で考えていきますという前向きな姿勢でも示してあげれば、私は違ってくると思うので、ぜひそういう方向でやっていっていただきたいと。

そうなって初めて私は、小笠原のために本当にいい方向にいく観光局になると思いますし、村長の意思が活きていくと思いますので、ぜひその辺を考えて進めていっていただきたいと思っております。

そして、先ほど来言っている1次産業に関しても、いろいろと難しい問題もあるでしょうけれども、一歩ずつでもいいからぜひ前向きに進めていっていただきたい。そしてこの問題は、小笠原にある父島・母島の観光協会、そして小笠原村商工会、いろんな任意団体がありますけれども、そういう小笠原村における受け入れの基本的な団体、そういう受け入れに関しても、ぜひもうちょっと円滑にいくように気配りをしていただきたい。そのために、産業観光課長にもぜひ頑張ってもらいたいと思います。

最後にもう一度、村長、前向きなお話を聞かせてくれますか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 従前から申し上げておりますように、観光産業というのは総合産業でございますので、1次産業との連携というものも不可欠でございますし、各関係団体との協力も不可欠でございます。観光振興を図ることによって産業の底上げをし、小笠原が活性のある社会になっていくよう、その一翼を担う観光局として活躍をしていただけるよう、これからも配慮をしてまいりたいと、このように思います。

◇ 稲 垣 勇 君

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 6番、稲垣 勇です。

シロアリの現状について、毎年この3月の定例会で質問してきましたので、今回も質問させていただきます。

村長の所信の環境衛生のところ、母島の蝙蝠谷周辺及び北部域のイエシロアリ根絶対策を重点的に進めると述べられております。母島のシロアリの現状と今年度の対策についてお伺いいたします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 稲垣議員のご質問に答弁をさせていただきます。

母島のシロアリの現状と今後ということのご質問でございましたので、まず担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、繁藝君。

○建設水道課長（繁藝則仁君） 母島の、まずはシロアリの現状について報告させていただきます。

まず、東京都の蝙蝠谷仮置き場の現状ですが、島内のイエシロアリ営巣については一旦駆除が完了したと考えられますが、6月の羽アリ群飛調査の結果から、周辺域への分布の兆候があらわれております。9月の対策事業の際には、仮置き場入り口から数十メートル離れた敷地外部で小集団1つを発見、駆除いたしましたが、他にも集団が残っていると考えられるため、引き続き東京都と連携し、蝙蝠谷周辺を重点的に調査・駆除いたします。

次に、北部域についてですが、昨年6月3日から14日にかけての群飛調査では、一昨年と同様に大変多くの羽ア리를観測しております。特に二十丁峠以北では数多くの羽アリを確認しており、中でも北村小学校跡付近では、大群飛の状態でありました。今後は、北部域での生息密度が高くなり、また、北部全域に広がることでイエシロアリの南下の危険性が高まることが懸念されます。

北部域の広範囲で行われています外来植物駆除事業については、村の調査の中で山に残された駆除木をイエシロアリが食害する事例を多数確認しております。このため、国と村で構成していますシロアリ対策連絡調整会議の中で、外来植物駆除事業主の責任においてイエシロアリ駆除を実施されるよう村から申し入れているところでありますが、これ以上生息区域を拡大させないためにも引き続き事業主に対し強く駆除実施を要請してまいります。

また、公共事業に関して、草木、木材、土砂ほか建設資材等を北部域から都道北進線の電光掲示板を越えて南側へ運搬することを制限しているところですが、特にイエシロアリの羽アリが飛ぶ4月から7月については、南への資材等の移動は厳禁としております。また、母島一般島民の方にも、羽アリ時期における北から南への人・物の移動はイエシロアリ南下拡散の危険性が高いことを再認識していただきたいと思います。

なお、静沢を中心とするヤマトシロアリについては、北上拡散を確認しております。こちらはイエシロアリに比べ加害力は格段に小さいものの、放置はできませんので、当面はイエシロアリに主力を置きつつも、その中でヤマトシロアリの動向も監視してまいります。

また、この対策事業、対応方針についてお話をしたいと思います。今後の対応方針につきましては、まずは蝙蝠谷に飛び火しておりますイエシロアリの終息宣言を目指していきたいと思います。ただし、最低でも連続で3年以上羽アリが観測されないという条件を満たす必要があるため、今後も経験を積んだ専門家による総合対策の継続が重要と考えております。

また、北部域については、長浜トンネルまで防衛ラインを北へ押し戻し、同時に関係機関とともに駆除作業を実施することで生息密度を抑え込み、イエシロアリ南下のリスクを下げるのが当面の目標と考えております。

侵略的外来種であるイエシロアリにつきましては、集団への侵略防止はもちろん、最終的には母島からの根絶を目指し、総合的なシロアリ対策を引き続き講じてまいります。

以上です。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 今まで蝙蝠谷周辺域、1回は根絶したようではございますけれども、ここへ来てまた拡散しているのではないかとということで、まだ三、四年の年数がかかるように答弁がありました。

答弁の中で、母島の島民の方に北からの資材等移動や危険性が高いことを再認識していただきたいという発言がありましたけれども、これはどういう形で島民に周知するつもりでしょうか。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、繁藝君。

○建設水道課長（繁藝則仁君） これは、公共事業において1枚チラシをつくりまして、もう既に小笠原支庁、あと母島の関連する建設業者にはお配りしております。これと同等のものを村民の方用につくって、これを広く母島支所から配布していただくように考えております。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 建設会社やそういう公共事業にかかわる方々への周知は割合簡単にできると思うし、今までもやっていることだろうと思います。このことについて、亡くなってしまった旧島民の方が、化けて出るんじゃないかと思って私はびくびくしているわけ

ですけれども、このように拡散してしまっている中で、父島の吹雪のような状態、こういった現状を、あれを知っている母島島民は少ないと思うんですよ。

やっぱり、今の若い人たちも含め、内地から移住してきた方なんか特に、現状を全然知らないわけですね。そういうことも含めて、こういう認識度を強めていっていただかないと、北のほうから材料とかそういうものを運んで来られたら、1回でもう集落は全滅してしまうわけですが、そのようなことで、一番私、今回の答弁を聞いて心配しています。何とか拡散しない方向で考えていただきたいと思います。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、繁藝君。

○建設水道課長（繁藝則仁君） 前回まではたしか母島でシロアリ報告会というのをやっていたと思うんですが、今後も、やはりこれは継続してやるべきだなと私も思っておりますので、近いうちに母島においてシロアリ報告会というのをやって、母島島民の方にしっかり現状を把握していただくべきだなと考えておりますので、近いうちに報告会をやらせていただきたいと思います。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 村長に聞きたいと思います。

今言ったように、北部域では非常に本当に寒気がするような答弁を聞いたわけですが、村長として、これどういうふうに進めていくつもりでしょうか。今まで村は、母島からシロアリは本当に根絶するんだという答弁をずっとしてきたわけです。だけれども、ここへ来てこのような状況になっているわけで、先ほども言いましたように、亡くなられた旧島民の方に私はお墓の前でどうやって答弁していかなければいけないかなと、そういう強い認識をしているわけですが、村長はどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 私も担当から報告を受けましたときに、議員同様、本当に危機感を抱いたものであります。特に北村地域は集落から外されましたので、現状、人が常住していないということ、それから外来種対策のための伐採木等にシロアリが入っているとすると、それを日々の監視等もできないということになりますので、大変な危機感を抱きました。

村としましては、平成28年度より対策事業を年4回に増やしまして、全力で対策に取り組んでいるわけですが、北部域に関しましては集中した駆除対策が必要であり、手遅れにならないよう、やはり国・東京都・村でお互い協力をして駆除を進めていくべきだろうと考えております。

地域連絡会、それから森林生態系の会議等々でも私から直接お願いをするとともに、実務方同士の連絡協議会もごございますので、そこでまず強く発信をして協力の要請をしてまいりたいと。それから、何よりも粘り強くが必要なことだと思っておりますので、関係機関には早急な駆除を強く要望してまいります。

一方で、最重要課題として取り組んでいる蝙蝠谷については、駆除対策が功を奏し沈静化が図られているということも確認しております。また、蝙蝠谷周辺から集落にかけては群飛調査、探索駆除及びモニタリングステーションの設置を行い、集落への侵入を阻止するための総合対策を集中して行っているという報告も受けておりますので、それを続けさせると。

それから、ただいま母島の村民説明会という話がありましたが、私はこの報告を受けたときに、動画は撮れないのかという話をしました。稲垣議員と同様に、あのシロアリのあの羽アリの群飛を直接見たことのない方が、恐らく母島では増えているんだろうと。

ですから、根絶、母島には絶対入れないんだと言った先輩たちの思いは少なくなってきたと思います。改めて担当課からも、動画は撮れるという報告を受けておりますので、説明会等々ではそういうものも母島の村民の皆様にお見せして、北部域から南に移動する際には、車の移動だけでも心配になりますから、その辺の注意喚起もしながら、長く険しい道筋にはなと思いますが、一步一步努力を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 答弁にもありましたように、今、侵略的外来種ということでアカギの駆除を行っていますよね。それにシロアリが巣をつくって、結局拡散してしまったのではないかなという気がします。

それで、村長、議長にお願いしておきたいんですけども、小笠原諸島振興開発審議会等、国・東京都の偉い方々との懇談、そういう場の中で、村は根絶に向けた対策を今まで答弁してきた経緯もありますので、国にもう少しきちっとこの問題を報告していただいて、きちっとした対応をお願いしたいと思いますが、村長、いかがですか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 小笠原諸島振興開発審議会、それから先ほども申し上げましたが、地域連絡会、それから森林のほうの、国有林等の会合もごございますので、それぞれの場で発信をしてまいりたいと、こう思っております。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 母島・父島も含めて、以前ミカンコミバエの根絶に向けて東京都・国も含めてトラップ調査をやっていましたよね。ああいうことが今後やれる方向はないんでしょうか。それとも今やっているんですか。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、繁藝君。

○建設水道課長（繁藝則仁君） トラップ調査に関しては、群飛調査ということで、5月から6月、シロアリのスウォーム時期にかけて、父島・母島で群飛調査、ライトトラップで調査を行っております。詳しく申し上げますと、直径40センチぐらいのお皿に水を張りまして、ランタンで投光してシロアリを呼び集めて、そのお皿の中のシロアリの数を何匹いたかということで調査をしております。これ、母島においては猪熊谷トンネル以北から北港、東港のあたりで約20カ所程度、あとは蝙蝠谷から集落内も含めて集落周辺で20カ所程度を行っております。これは継続して今後も行いう予定になっております。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） トラップ調査はやっていただいているということで安心しました。今後も根絶に向けて、ミカンコミバエのときもそうですけれども、まだやっておりますよね。引き続きやっていただきたいと思います。

それと、去年集落にも羽アリが飛んでいるという答弁がありましたけれども、去年から今までにかけて、そういう状態はあるんでしょうか。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、繁藝君。

○建設水道課長（繁藝則仁君） 申し上げます。

今年度の群飛調査に限っては、蝙蝠谷の周辺にはばらばらと飛んでおりました。それで、最終的に捕らえたのが100匹程度だと思います。集落内のほうは、余り見つかっていない。いても数匹がばらばら飛んでいたという程度でございます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 先ほどの島民周知、この件、本当によろしくお願ひしたいと思います。要望して質問を終わります。

○議長（池田 望君） 以上で一般質問は終了しました。

◎散会の宣告

○議長（池田 望君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認め、本日の会議を終了いたします。

次回は明後日、3月9日の午後3時30分から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

(午後3時46分)

平成30年第1回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成30年3月9日（金曜日）午後3時30分開議

- 第 1 議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例（案）
- 第 2 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例（案）
- 第 3 議案第 3 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第 4 号 小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）
- 第 5 議案第 5 号 小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正
する条例（案）
- 第 6 議案第 6 号 小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第 7 号 小笠原村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条
例（案）
- 第 8 議案第 8 号 小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
- 第 9 議案第 9 号 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）
- 第10 議案第10号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）
- 第11 議案第11号 東京都後期高齢者医療広域連合規約変更について（案）
- 第12 議案第12号 小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
（案）
- 第13 議案第13号 小笠原村給水条例の一部を改正する条例（案）
- 第14 議案第14号 小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例（案）
- 第15 議案第15号 小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例（案）
- 第16 議案第16号 平成29年度小笠原村一般会計補正予算（第5号）（案）
- 第17 議案第17号 平成29年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）
- 第18 議案第18号 平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）
- 第19 議案第19号 平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第20 議案第20号 平成29年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算

(第3号) (案)

- 第21 議案第21号 平成29年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）（案）
- 第22 議案第22号 平成29年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）
- 第23 議案第23号 平成29年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）（案）
- 第24 議案第24号 平成30年度小笠原村一般会計予算（案）
- 第25 議案第25号 平成30年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
- 第26 議案第26号 平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
- 第27 議案第27号 平成30年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
- 第28 議案第28号 平成30年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）
- 第29 議案第29号 平成30年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）
- 第30 議案第30号 平成30年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
- 第31 議案第31号 平成30年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
- 第32 議案第32号 平成30年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）
- 第33 議案第33号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成26年度～平成30年度）（案）
- 第34 同意第 1号 小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第35 同意第 2号 小笠原村教育委員会委員の選任について
- 第36 発議第 1号 議員の派遣について（案）

出席議員（7名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯉 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
8 番	池 田 望 君		

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	渋谷 正 昭 君
教 育 長	松 本 隆 君	総 務 課 長	セーボレー 孝 君
総務課副参事	杉 本 重 治 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
環 境 課 長	深 谷 雪 雄 君	建設水道課長	繁 藝 則 仁 君
建設水道課 副 参 事	岩 本 弘 幸 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
教 育 課 長	持 田 憲 一 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 津 源 君	書 記	萩 原 佳 代 君
---------	---------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（池田 望君） これより本日の会議を開きます。

（午後 3 時 3 0 分）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎諸般の報告

○議長（池田 望君） 次に、事務局長から諸般の報告をさせます。

○事務局長（大津 源君） ご報告いたします。

3 月 8 日、議長池田 望君が都立小笠原高校の卒業式に出席しました。

報告は以上です。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） これより本日の日程に入ります。

日程第 1、議案第 1 号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年 3 月 7 日。提出者、小笠原村長、森下一男。

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村議会議員の期末手当にかかる規定を改正する必要があるためのものでございます。

詳細については担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 2 ページをお開きください。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）でござい

ます。

第1条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附則。

（施行期日等）

第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和54年条例第7号）（次条において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条、改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

次の3、4ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第 1 号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第 2、議案第 2 号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年 3 月 7 日。提出者、小笠原村長、森下一男。

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村特別職の期末手当にかかる規定を改正する必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 次の 6 ページをお開きください。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）。

第 1 条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第 2 条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附則。

(施行期日等)

第 1 条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成30年 4 月 1

日から施行する。

２、第１条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成29年12月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条、改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

次の７ページ、８ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第２号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第３、議案第３号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第３号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年3月7日。提出者、小笠原村長、森下一男。

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村職員の給与を改正し、また等級別基準職務表の一部を改正する必要性が生じたためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 次の10ページをお開きください。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）でございますけれども、改正条文は29ページにわたり非常に長くなっておりますので、こちらの10ページの説明資料で説明にかえさせていただきます。

1番、給料表の改正。こちらは別表第1から別表第3の改正になりますが、平均0.2%引き上げるというものでございます。適用は平成29年4月1日からです。

2、初任給調整手当の改正。こちらは医師、歯科医師が該当しますけれども、第8条の改正になります。支給上限額を41万4,300円に改正する内容でございます。改正前は41万3,800円となっております。こちらの適用も平成29年4月1日からでございます。

3、勤勉手当支給割合の改正。こちらは第21条の改正となっております。勤勉手当の基準となる支給割合を年間1.8月分に改正する内容でございます。改正前は1.7カ月分。平成29年12月支給分から適用するということになります。

4、勤勉手当支給割合の改正。こちら第21条の改正になりますが、勤勉手当の基準となる支給割合を6月期と12月期の間で調整するという改正の内容であります。なお、年間支給割合1.8月分は変更がありません。こちらは平成30年4月1日から施行ということになります。

5、等級別基準職務表への職種の追加で、こちらは別表第4の改正となります。医療職給料表（3）等級別基準職務表の職務給の1級のところに准看護師の職務を追加するという改正でございます。平成30年4月1日から施行となります。

改正条文は、次の11ページから39ページまでになっております。また、40ページから80ページまでが新旧対照表となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長(池田 望君) 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(池田 望君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

議案第3号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第4、議案第4号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長(森下一男君) 議案第4号 小笠原村消防団条例の一部を改正する条例(案)。

上記の議案を提出する。

平成30年3月7日。提出者、小笠原村長、森下一男。

小笠原村消防団の定数を増員し、また部長職を新設するための条文を改正するためのもの
でございます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田 望君) 総務課長、セーボレー君。

○総務課長(セーボレー孝君) 次の82ページをお開きください。

小笠原村消防団条例の一部を改正する条例(案)。

小笠原消防団条例(昭和44年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「60」を「93」に改める。

第4条の2中「分団長」の次に「、部長」を加える。

別表の1の「分団長」の項の次に、次のように加える。「部長、年額5万円」。

附則。

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

次の83ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第4号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号及び議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第5、議案第5号及び日程第6、議案第6号の議案2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、議案2件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第5号から第6号までを一括して提出させていただきます。

議案第5号は、小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）、議案第6号は小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 84ページをお開きください。

この条例の小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）でございますけれども、提案理由は、F T T H網更新整備により、宅内設置機器等の接続構成を変更したことにより、該当条文を改正する必要性が生じたためでございます。

85ページをお開きください。

小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例（平成19年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

（2）D-ONUインターネット接続サービスを提供するために、村が設置する光終端装置をいう。

第2条第1項第3号中、「通信機器」を「D-ONU」に改める。

第2条第1項第4号を次のように改める。

（4）通信機器。インターネット接続サービスを利用する為、D-ONUに接続する機器をいう。

第4条第1項中「光ケーブル網」を「基幹光ケーブル網」に改める。

第9条第1項第1号中「伝送設備、I P告知端末」を「D-ONU、伝送設備」に改め、同項第2号中「情報通信端末装置」を「通信機器」に改める。

第10条中「I P告知端末」を「D-ONU」に改める。

第13条第1項中「引込線、I P告知端末及び伝送設備」を「宅内の伝送設備及びD-ONU」に改める。

第14条中「I P告知端末及び宅内伝送設備」を「宅内の伝送設備及びD-ONU」に改める。

附則。

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

次の86ページ、87ページに新旧対照表を添付しております。

88ページをお開きください。

小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）でございます。

この条例の提案理由につきましては、F T T H網更新整備により宅内設備機器等の接続構成を変更したことにより、該当条文を改正する必要性が生じたためでございます。

89ページをお開きください。

小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村ケーブルテレビ条例（平成23年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号、及び第5号中「映像用光端末回線装置」を「映像用光終端装置」に改める。

第3条第1項に次の1号を加える。

（8）FM告知端末。小笠原村が各戸に設置する音声告知端末をいう。

第5条第1項第6号中「V-ONUの設置」の次に「、FM告知端末の設置」を加える。

第7条第3項中「V-ONU」の次に「及びFM告知端末」を加える。

第11条第1項第2号中「及びV-ONU」を「、V-ONU及びFM告知端末」に改める。

第13条第1項第1号中「及びV-ONU」を「V-ONU及びFM告知端末」に改め、同項第3号、及び第4号中「V-ONU」の次に「及びFM告知端末」を加える。

第15条第1項中「V-ONU」の次に「及びFM告知端末」を加える。

附則。

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

次の90ページから92ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第5号及び議案第6号の議案2件を一括して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第5号及び議案第6号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第7、議案第7号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第7号 小笠原村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年3月7日。提出者、小笠原村長、森下一男。

平成26年の介護保険法（平成9年法律第123号）改正において、保険者機能の強化という観点から、市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市町村に移譲されることとなったため、必要な条例を制定するためのものがございます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 94ページをお開きください。

小笠原村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（案）でございます。

新たに制定する条例でございますけれども、14ページにわたり非常に長くなっておりますので、この94ページからの説明資料によって、制定条文の説明にかえさせていただきます。

第1章は総則となっております。

第1条は趣旨。

第2条は用語の意義。

第3条は基本方針となっており、自立生活を営むことの配慮、総合的かつ効率的なサービスが提供される配慮、公正中立に行う、事業者は連携に努めなければならない、という規定がされております。

第2章は人員に関する基準となっております。

第4条では従事者の配慮の基準。常勤介護支援専門員を規則基準で配置するということを規定しております。

第5条は管理者。常勤主任介護支援専門員の配置に関する規定でございます。

第3章、運営に関する基準となっております。

第6条では設備及び備品等として、必要な設備及び備品等の設置を規定しております。

第7条は管理者の責務としまして、一元的な管理と必要な指揮命令を行うという規定となっております。

第8条は運営規程、運営方針等の運営規程を定めております。

第9条は勤務体制の確保等となっており、介護支援専門員の勤務体制整備及び研修機会の確保という規定となっております。

第10条は内容及び手続の説明及び同意となっており、利用申込者等への説明、同意義務及び入院時の適切な対応、そして電磁的方法による説明が規定されております。

第11条は提供拒否の禁止としまして、サービス提供拒否の原則禁止が規定されております。

第12条はサービス提供困難時の対応としまして、他事業者の紹介措置を規定しております。

第13条は受給資格の確認としまして、被保険者証による確認義務を規定しております。

第14条は要介護認定の申請に係る援助としまして、認定申請時の協力・援助対応を規定しております。

第15条は法定代理受領サービスに係る報告としまして、法定代理受領サービスの区市町村への提供義務を規定しております。

第16条は身分を証する書類の携行としまして、介護支援専門員の証明書の携行規定を規定しております。

第17条は利用料等の受領としまして、利用料額と計画額との差額の考え方及び交通費の扱いを規定しております。

第18条は保険給付の請求のための証明書の交付としまして、証明書の交付対応を規定しております。

第19条は指定居宅介護支援の基本取扱方針としまして、要介護状態の軽減又は悪化の防止、医療サービスの連携考慮、質の評価と改善への取組を規定しております。

第20条は指定居宅介護者の介護支援の具体的方針としまして、管理者への方針、利用者等への説明義務、介護支援専門員への方針を規定しております。

第21条は利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付としまして、事業者の別事業者への計画書類の交付が規定されております。

第22条は利用者に関する区市町村への通知としまして、事業者の利用者不正行為等時の区市町村への通知対応を規定しております。

第23条は従業者の健康管理等としまして、事業者の従業者への勤務環境等管理を規定しております。

第24条は掲示。事業者の重要事項等の適切な掲示を規定しております。

第25条は秘密保持等としまして、秘密保持の原則、管理、個人情報利用の同意に関することを規定しております。

第26条は広告。虚偽、誇大広告の禁止を規定しております。

第27条は居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等としまして、特定のサービス事業者等利用者等利用の指示及び利益收受の禁止を規定しております。

第28条は苦情処理としまして、苦情の適切な対応及び記録の作成等、国民健康保険団体連合会への苦情申立てに関する援助、指導、改善を規定しております。

第29条は事故発生時の対応としまして、次のページでございますけれども、事故発生時の損害賠償への対応を規定しております。

第30条、会計の区分としまして、会計区分への対応を規定しております。

第31条は記録の整備としまして、整備する記録の項目と保管期間を規定しております。

第4章は基準該当居宅介護支援に関する基準となっており、第32条で準用としまして、基準該当居宅介護支援の事業への準用を規定しております。

附則。

第1条、施行期日。

施行期日を平成30年4月1日、一部、平成30年10月1日。

第2条、管理者に係る経過措置。

介護支援専門員の管理者配置は、平成33年3月31日まで可能という規定となっております。
次の97ページから110ページまで、新たに設ける条文となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 1点だけ、第12条のサービス提供困難時の対応ということですが、他事業者の紹介措置とあるんですが、これは小笠原の場合は他事業者というのがほとんどないと思うので、その場合内地の事業者を紹介するというのでしょうか。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 今回、制定させていただきましたこの条例につきましては、これまで都道府県に申請して、その許認可を行う居宅介護支援を行う事業者ということで、その権限が市町村に移譲されるということです。

小笠原村に置きかえますと、村はこの基準によって指定を受けているわけではございませんで、もともと東京都が権限を持っていたこの許認可の部分ではなくて、それより少し規定が緩い、基準該当あるいは事業所によっては、離島相当という部分での村長への申請によって事業認可を受けるということです。村の居宅支援事業所は、具体的にいうと村民課福祉係になるんですけれども、それについては別段ほかに紹介するという事例というのは発生しないというところでございます。

これは、あくまでも内地でいうところの事業者、それに対応する権限を移譲するということです。この条例を使って、実際こういった事業者がある、民間ですとか、新たに発生するということは考えにくいというところでございます。

○議長（池田 望君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第 7 号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第 8、議案第 8 号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第 8 号 小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年 3 月 7 日。提出者、小笠原村長、森下一男。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令27号）が公布されたことに伴い、小笠原村国民健康保険条例の該当条文を改正する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 次の112ページをお開きください。

小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村国民健康保険条例（昭和43年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「行なう国民健康保険」を「行う国民健康保険の事務」に改める。

「第 2 章 国民健康保険運営協議会」を「第 2 章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 2 条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附則。

（施行期日）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

次の113ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第8号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第9、議案第9号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第9号 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年3月7日。提出者、小笠原村長、森下一男。

国民健康保険税の税率等について、所要の改正を行うとともに規定の整備をするためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 次の115ページをお開きください。

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村国民健康保険税条例（昭和43年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課す国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

（1）基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

（2）後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

（3）介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第5条の2第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削り、「12,600円」を「14,600円」に改め、同条第2号中「6,300円」を「7,300円」に改め、

同条第3号中「9,450円」を「10,950円」に改める。

第6条中「100分の1.1」を「100分の1.18」に改める。

第7条の3第1号中「5,000円」を「6,000円」に改め、同条第2号中「2,500円」を「3,000円」に改め、同条第3号中「3,750円」を「4,500円」に改める。

第8条中「100分の0.42」を「100分の0.62」に改める。

第9条の2中、「5,800円」を「6,600円」に改める。

第9条の3中「3,200円」を「4,500円」に改める。

第23条第1号イ(1)中「8,820円」を「10,220円」に改め、同号イ(2)中「4,410円」を「5,110円」に改め、同号イ(3)中「6,615円」を「7,665円」に改め、同号エ(1)中「3,500円」を「4,200円」に改め、同号エ(2)中「1,750円」を「2,100円」に改め、同号エ(3)中「2,625円」を「3,150円」に改め、同号オ(5)中「4,060円」を「4,620円」に改め、同号カ中「2,240円」を「3,150円」に改め、同条第2号イ(1)中「6,300円」を「7,300円」に改め、同号イ(2)中「3,150円」を「3,650円」に改め、同号イ(3)中「4,725円」を「5,475円」に改め、同号エ(1)中「2,500円」を「3,000円」に改め、同号エ(2)中「1,250円」を「1,500円」に改め、同号エ(3)中「1,875円」を「2,250円」に改め、同号オ中「2,900円」を「3,300円」に改め、同号カ中「1,600円」を「2,250円」に改め、同条第3号イ(1)中「6,300円」を「2,920円」に改め、同号イ(2)中「3,150円」を「1,460円」に改め、同号イ(3)中「4,725円」を「2,190円」に改め、同号エ(1)中「1,000円」を「1,200円」に改め、同号エ(2)中「500円」を「600円」に改め、同号エ(3)中「750円」を「900円」に改め、同号オ中「1,160円」を「1,320円」に改め、同号カ中「640円」を「900円」に改める。

附則。

(施行期日)

第1条、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

次のページです。

(経過措置)

第2条、改正後の小笠原村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の保険税について適用し、平成29年度分の保険税については、なお従前の例による。

次の118ページから123の3までが新旧対照表となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

清水良一君。

○1番（清水良一君） そうすると、小笠原村の平均的な収入の、平均的がどの辺だかわからないですけれども、どのぐらい上がるのかというか、どのぐらいの方がどのぐらい上がるのかというのはわかるのでしょうか。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 申しわけございません。昨年12月の議会で詳細な資料を示させていただいたんですけれども、ちょっと今手元にないんですけれども、一番高い方で、東京都から示されている国民健康保険事業費納付金に照らし合わせますと、一気に納付額に保険料で賄って追いつくということをしたとした場合、これは全員協議会でも説明したんですけれども、一番収入のある方について年額9万9,000円ほどだったんですが、それを5カ年で段階的にやるということで、それが6万円であったり、3万円、5万円という、その各階層にあるんですけれども、それを大体5で割っていただければ。

申しわけないんですけれども、ちょっと手元に用意するのを忘れましたので、表については全員協議会でご説明した区分ごとの値上げ額というところになります。

先ほど申し上げた一番高い方というのは、本当に十数名いるかないかというところで、平均的には一番多いところで、年間2,000円程度上がっていくということで、それを5カ年で改定していくという予定であります。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

安藤重行君。

○2番（安藤重行君） この前、全員協議会で説明された第7期の介護保険料額が、安くなってよかったなということだったんですが、この国民健康保険のほうの介護納付金については、少し上がっていくという、ちょっと違う話かなと思うんですけども、それはどういうふうになっているのか教えてください。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 国民健康保険につきましては、都道府県単位の広域化ということで、東京都が財政を担っていくという中で、各市町村の医療費あるいは所得を勘案した形で、各市町村にこれだけ納めてくださいという、東京都にこれだけ納めてくださいという

事業費納付金というのを毎年示すことになります。本村でいえば、実際に収納している額と納めなければならない納付金額の差額部分というものを段階的に埋めていかなければならないということで、直接この国民健康保険の部分と介護保険の保険料が直接的な影響があるということではないということでございます。

今般、全員協議会でも説明しましたけれども、基金を投入すること、あと介護保険の給付額の見込みが、特別養護老人ホーム入所者の見込みが下がったこと、あと、認定率が横ばいであるということで、保険料を下げてでも運営していけるということで、値下げということになっております。

○議長（池田 望君） ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第9号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第10、議案第10号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第10号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年3月7日。提出者、小笠原村長、森下一男。

介護保険の第7期事業計画期間における、第1号被保険者の適正な保険料額を定めるため

のものでございます。

詳細については担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 次の125ページをお開きください。

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村介護保険条例（平成12年条例第4号）の一部を、次のように改正する。

第5条第10号中「介護予防訪問介護」を削り、同条第13号中「介護予防通所介護」を削る。

第7条第1項中「平成27年度から平成29年度までの」を「平成30年度から平成32年度までの」に改め、同項第1号中「27,840円」を「20,244円」に改め、同項第2号及び第3号中「41,760円」を「30,366円」に改め、同項第4号中「50,112円」を「36,439円」に改め、同項第5号中「55,680円」を「40,488円」に改め、同項第6号中「66,816円」を「48,585円」に改め、同項第7号中「72,384円」を「52,634円」に改め、同項第8号中「83,520円」を「60,732円」に改め、同項第9号中「94,656円」を「68,829円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度までの」を「平成30年度から平成32年度までの」に改め、「25,056円」を「18,219円」に改める。

附則。

（施行期日）

第1条、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2、附則第7条第2項中、村長が定める日を平成30年3月31日とする。

3、附則第7条第3項中、村長が定める日を平成30年3月31日とする。

4、附則第7条第4項中、村長が定める日を平成30年3月31日とする。

（経過措置）

第2条、改正後の小笠原村介護保険条例第7条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

次の126ページ、127ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第10号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第11、議案第11号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第11号 東京都後期高齢者医療広域連合規約変更について（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年3月7日。提出者、小笠原村長、森下一男。

平成30年1月11日の東京都後期高齢者医療広域連合協議会において、後期高齢者医療保険料について、低所得者の保険料の軽減に係る経費を、構成区市町村の一般財源から分賦金として支弁することとするため、東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の変更（案）について了承された。

本規約の変更にあたっては、地方自治法に基づき各区市町村議会による議決を経る必要があるためのものでございます。

詳細については担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 次の129ページをお開きください。

東京都後期高齢者医療広域連合規約変更について（案）でございます。

後期高齢者医療保険料について、低所得者の保険料の軽減に係る経費を、構成区市町村の一般財源から分賦金として支弁することとするため、別記規約のとおり変更するというこ
とで、次の130ページに規約変更の規約が記載されております。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のよ
うに変更する。

附則第5項中「平成28年度分及び平成29年度分」を「平成30年度分及び平成31年度分」に、
「平成28年4月1日現在」を「平成30年4月1日現在」に改める。

附則。

（施行期日）

1、この規約は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2、この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」
という。）附則第5項の規定は、平成30年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に
規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について
適用し、平成29年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

次の131ページから133ページまで新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ちょっとお願いというか、これは新旧対照表がほかのものは全部左が
現行で右が改正なんだけれども、これだけが逆になっているんです。最初見たとき、あれ
っと思ったんですが、これ変更してください。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 村の条例改正等については、ご指摘のとおり現行が左、改正案と
いうことで右にしていますけれども、これはあくまでも広域連合の規約を変えるというこ
とで、それを各市町村議会に諮るということですので、こちらの組織の規約の改正として
は、この書式で行っているというところがございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） では変えられないということですか。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） うちからの要望で変えていただくとか、そういう話ではないと考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ただ、ずっと見て、今までずっと左に現行があって、ずっと見てきたら、いきなりここでここだけがこういうふうになっているというのは、非常に紛らわしかったんですね。よく見ればこっち反対になっているんだというのはわかりましたけれども、ちょっと紛らわしかったので、そこを直せないのかなというふうに思っただけです。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

○2番（安藤重行君） はい。

○議長（池田 望君） ほかに質疑はございますか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第11号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第12、議案第12号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第12号 小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改

正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年3月7日。提出者、小笠原村長、森下一男。

建設発生土置場の管理に係る形態の変化や労務費の上昇に伴い、公共料金の適切な対応を行う必要があるためのものとございます。

詳細については担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 次の135ページをお開きください。

小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表4中「864円」を「1,620円」に改める。

附則。

（施行期日）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

次の136ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第12号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号から議案第15号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第13、議案第13号から日程第15、議案第15号までの議案3件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、議案3件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第13号から第15号までを、一括して提出させていただきます。

議案第13号は小笠原村給水条例の一部を改正する条例（案）、議案第14号は小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例（案）、議案第15号は小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例（案）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 小笠原村給水条例の一部を改正する条例（案）。

こちらの条例の提案理由は、平成30年4月16日施行予定の小笠原村給水条例の一部を改正する条例について、減免に関する条項についても見直したためでございます。

次の138ページに改正条文を載せております。

小笠原村給水条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村給水条例（平成10年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「その者の基本料金」の次に「と使用水量10立方メートルまでの水量料金の合計額」を加える。

附則。

（施行期日）

この条例は、平成30年4月16日から施行する。

次の139ページに新旧対照表を添付しております。

140ページをお開きください。

小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例（案）。

こちらの条例の提案理由につきましては、平成30年4月16日施行予定の小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例について、減免に関する条項についても見直したためでございます。

次の141ページに改正条文を掲載しています。

小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村地域し尿施設条例（平成24年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「その者の基本使用料」の次に「と汚水量10m³までの従量使用料の合計額」を加える。

附則。

（施行期日）

この条例は、平成30年4月16日から施行する。

次の142ページに新旧対照表を添付しております。

次に143ページ、小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例（案）。

こちらの条例の提案理由につきましては、平成30年4月16日施行予定の、小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例について、減免に関する条項についても見直したためでございます。

次の144ページでございます。

小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村浄化槽条例（平成24年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「その者の基本使用料」の次に「と汚水量10m³までの従量使用料の合計額」を加える。

附則。

（施行期日）

この条例は、平成30年4月16日から施行する。

次の145ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長(池田 望君) 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(池田 望君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第13号から議案第15号までの議案3件を一括して採決することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

議案第13号から議案第15号までに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第16、議案第16号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長(森下一男君) 議案第16号 平成29年度小笠原村一般会計補正予算(第5号)(案)。

上記の議案を提出する。

平成30年3月7日。提出者、小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田 望君) 財政課長、江尻君。

○財政課長(江尻康弘君) ご説明いたします。

148ページをお開きください。

平成29年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成29年度小笠原村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,408万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億7,177万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月7日。小笠原村長、森下一男。

149ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入の款項ごとの補正内訳でございます。

この後、150ページから151ページにかけまして、歳出の記載がございます。

151の2ページをお開きください。

平成29年度小笠原村一般会計補正予算、予算説明書第5号でございます。

151の3、4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正。歳入歳出の総括でございます。

続きまして151の5、6ページをお開きください。

説明につきましては、款項目を読み上げました上で、節の計上説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。

村税、村民税、個人現年課税分の3,145万2,000円につきましては、現年課税分増額分を計上したものでございます。

続きまして目、法人現年課税分の1,039万6,000円、現年課税分増額分を計上したものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、保険基盤安定負担金のマイナス12万6,000円につきましては、保険基盤安定負担金減額分を計上したものでございます。

項、国庫委託金、民生費国庫委託金、遺骨収容費のマイナス888万7,000円につきましては、遺骨収容費減額分を計上したものでございます。今年度予定されておりました硫黄島における遺骨収容の作業が、4回から2回に減となったことによるものでございます。

都支出金、都負担金、民生費都負担金、保険基盤安定負担金のマイナス70万7,000円につきましては、こちらは保険基盤安定の東京都の負担金の減額分の計上でございます。

項、都補助金、民生費都補助金、老人福祉費のマイナス19万4,000円につきましては、老人福祉費減額分を計上したものでございます。

目、農林水産業費都補助金、農業費のマイナス845万円につきましては、農業費の減額分を計上したものでございます。東京都から農道につきまして順次移管を受けているところでございますけれども、移管が成立した際には、東京都から助成金をいただくことになってございますけれども、今年度予定されておりました移管が行われない路線が発生したた

めに、助成金の減額補正をさせていただいておるところでございます。

同じく目の農林水産業費の都補助金、水産業費、こちらのマイナス47万9,000円につきましては、水産業費減額分を計上したものでございます。

目、土木費都補助金、道路整備費のマイナス145万4,000円につきましては、市町村土木補助の補助金マイナス145万4,000円を計上したものでございます。

項、都委託金、総務費都委託金、こちらは節が3つございます。都議会議員選挙費、統計調査費、衆議院議員選挙費、こちらはそれぞれで2つの選挙、それから統計調査が終了したことに伴いまして、精算によりまして減額が生じたためにマイナス30万1,000円、マイナス8万円、マイナス100万7,000円、それぞれ減額補正をしたものでございます。

目、農林水産業費都委託金、地籍調査費、こちらのマイナス734万6,000円につきましては、地籍調査費減額分を計上したものでございます。

繰入金、特別会計繰入金、宅地造成事業特別会計繰入金、宅地造成事業特別会計繰入金のマイナス648万8,000円につきましては、宅地造成事業特別会計繰入金減額分を計上したものでございます。

目、介護保険（保険事業勘定）特別会計繰入金、介護保険（保険事業勘定）特別会計繰入金の311万9,000円につきましては、介護保険（保険事業勘定）特別会計繰入金増額分を計上したものでございます。

151の7、8ページをお開きください。

目、介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計繰入金、介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計繰入金の412万2,000円につきましては、特別会計からの繰入金、こちらは増額分を計上したものでございます。

目、浄化槽事業特別会計繰入金、浄化槽事業特別会計繰入金の11万6,000円につきましては、浄化槽事業特別会計からの繰入金増額分を計上したものでございます。

項、基金繰入金、財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金のマイナス1億8,770万9,000円、こちらは財政調整基金繰入金減額分を計上したものでございます。後ほど歳出のほうで、不用額、契約差金等のご説明をさせていただきますけれども、財政調整基金の取り崩しを予定しておりましたものが、1億8,770万9,000円少なくて済んだというものでございます。

続きまして目、ふるさと寄附基金繰入金、ふるさと寄附基金繰入金の84万円につきましては、平成28年度に寄附をいただきました84万円を基金から取り崩し、事業充当するために

計上させていただいたものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の956万3,000円につきましては、繰越金増額分を計上したものでございます。この計上によりまして、平成28年度から平成29年度に一般会計におきまして繰り越された金額を全額予算化したというところでございます。

諸収入、雑入、雑入、雑入のマイナス46万1,000円につきましては、雑入の減額分でございますが、こちらは東京都の農林水産振興財団からの補助金の減額分を計上させていただいたものでございます。

歳入合計、既定額50億3,585万8,000円、補正額マイナス1億6,408万1,000円、計48億7,177万7,000円。

歳入につきましては以上でございます。

151の9、10ページをお開きください。

歳出につきましても、歳入同様の説明をさせていただきます。

総務費、総務管理費、一般管理費、報償費のマイナス96万8,000円から、使用料及賃借料のマイナス1,315万6,000円、計マイナス2,042万8,000円につきましては、先ほど歳入のほうでも一部触れてございますけれども、硫黄島の訪島事業の経費減額分、こちらがマイナス1,515万9,000円。それから同じく硫黄島の遺骨収容事業の経費の減額分、こちらが526万9,000円の減額。それぞれ内訳がこのようになってございます。また、繰入金を充当した関係で財源更正を行っております。

目、財務管理費、工事請負費、こちらのマイナス1,200万円につきましては、職員住宅管理経費減額分を計上したものでございます。

目、企画費、委託料のマイナス494万7,000円につきましては、地域住宅政策推進事業費の減額分、こちらは契約に伴う残額ということで、マイナスの494万7,000円減額をしてございます。

目、航空路開設推進費の委託料、マイナス828万5,000円につきましては、調査費の減額分でございます。

また、目、防災諸費、需用費のマイナス90万円につきましては、災害備蓄品の購入に伴って発生しました契約差金を減額してございます。また、委託料のマイナス583万円につきましては、防災施設の整備費の減額分、また、管理費の減額分、それぞれマイナス513万円、管理費につきましてはマイナス70万円、トータルの583万円を減額計上してございます。

目、地籍調査費、旅費のマイナス4万円、委託料のマイナス734万2,000円、こちらにつき

ましては、地籍調査費の事業費の減額分を計上したものでございます。

目、自然環境保全対策費、こちらは繰入金充当に伴いまして財源更正を行ってございます。

項、徴税費、税務総務費、報酬のマイナス310万8,000円、共済費のマイナス48万9,000円、旅費のマイナス40万円、こちらトータルでマイナス399万7,000円の減額となつてございます。こちらは、税務徴収員、それから固定資産評価補助員の採用を予定してございましたけれども、今年度につきましても採用に至らず、今回減額をさせていただくものでございます。

項、戸籍住民基本台帳費、151の11、12ページをお開きください。

目も戸籍住民基本台帳費の委託料、マイナス477万4,000円につきましては、総合行政システム経費の減額分を計上したものでございます。

項、選挙費、都議会議員選挙費、職員手当等から工事請負費までの7節、マイナス64万1,000円につきましては、都議会議員選挙実施に伴って生じた経費の減額分を計上したものでございます。

目、衆議院議員選挙費、報酬から工事請負費までの7節、合計マイナス111万4,000円でございますけれども、こちらは衆議院議員選挙執行に伴いまして、発生した不用額、こちらを減額計上したものでございます。

項、統計調査費、統計調査総務費、需用費のマイナス8万円につきましては、こちらは商業統計の準備事務というのが予定されてございましたけれども、その事務が中止になりました関係で、8万円の減額を計上してございます。

民生費、社会福祉費、老人福祉費、負担金補助及交付金のマイナス48万4,000円につきましては、ゲートボール大会参加助成金の減額分を計上したものでございます。

目、有料老人ホーム運営費、負担金補助及交付金のマイナス240万円につきましては、職員人件費の減額分を計上したものでございます。

続きまして目、国民健康保険費繰出金のマイナス3,271万3,000円につきましては、国民健康保険会計への繰出金減額分を計上したものでございます。

151の13、151の14ページをお開きください。

内訳が、基盤安定の繰出金の減額分として110万8,000円、その他一般会計繰出金の減額分として3,160万5,000円でございます。

目、介護保険費、繰出金のマイナス22万円、こちらは介護保険（保険事業勘定）特別会計への繰出金の減額分でございます。

項、児童福祉費、保育所費、負担金補助及交付金につきましては、職員人件費の減に伴いましてマイナス390万円を減額させていただいております。また、繰入金の充当に伴い財源更正を実施してございます。

衛生費、保健衛生費、シロアリ対策費、旅費、マイナス25万8,000円、委託料、マイナス166万9,000円、負担金補助及交付金、マイナス92万8,000円、トータルマイナス285万5,000円につきましては、シロアリ対策事業費の減額分を計上したものでございます。

目、診療所運営費、負担金補助及交付金のマイナス500万円につきましては、職員人件費の減額分を計上したものでございます。

項、清掃費、目に下水道費と浄化槽費とございます。節はともに繰出金でございます。下水道費につきましては、マイナス99万2,000円、浄化槽費につきましては、マイナス201万6,000円、こちらはそれぞれ特別会計への繰出金減額分を計上したものでございます。

項、上水道費、簡易水道費、繰出金、こちらもマイナス3,424万8,000円、こちらにつきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金減額分を計上したものでございます。繰出金が減額となった大きな理由は、平成29年度当初に昨年度から今年度初めにかけて、渇水によっていろいろ簡水への経費の増が見込まれていたことから、予定しておりました繰り出しの一部が今回減額できるということになったところでございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費、委託料、こちらのマイナス48万5,000円につきましては、農林水産物の認証取得制度の講習委託事業費の差額を減額させていただいたものでございます。

151の15、16ページをお開きください。

項、水産業費、水産業振興費、負担金補助及交付金のマイナス77万9,000円、こちらは漁港大会への不参加ということでマイナスの14万円、離島漁業再生支援事業費の減額分として63万9,000円、それぞれ減額を計上させていただいております。

土木費、道路橋りょう費、道路橋りょう総務費の旅費、マイナス51万6,000円、旅費の減額分を計上させていただいております。

目、道路維持費、工事請負費、マイナス221万2,000円、こちらは母島沖村5号線の舗装改修を予定してございましたけれども、検証の結果まだ大丈夫ということから、今回減額をさせていただいたものでございます。

目、道路整備費、旅費のマイナス29万6,000円、工事請負費のマイナス455万2,000円、こちらは市町村土木補助事業費の工事差金ということで、今回減額をさせていただいたもの

でございます。

消防費、消防費、非常備消防費、工事請負費のマイナス100万円につきましては、夏場の台風によりまして、母島の消防車庫災害復旧が生じましたけれども、9月に補正で準備しておりました金額を下回る金額で契約ができたことから、今回減額補正をさせていただいておるものでございます。

教育費、教育総務費、事務局費、給料の40万円、職員手当等の40万円、合計80万円につきましては、職員人件費の増額分を計上したものでございます。

項、小学校費、学校管理費、備品購入費のマイナス38万円につきましては、小笠原小学校におきましての事業費の減額が見込まれるということから、マイナス38万円の計上をしてございます。

項、保健体育費、体育施設費、工事請負費のマイナス150万円につきましては、奥村グラウンドのフェンスの改修を昨年、今年と続けて行っておりますけれども、今年度の事業費、工事契約差金ということで、150万円の減額を計上してございます。また、繰入金の充実に伴いまして財源更正を行っております。

公債費、151の17、18ページをお開きください。

項、公債費、利子、償還金利子及割引料のマイナス187万5,000円につきましては、年度当初に一時借入れを行った際の利子として計上しておりました経費を、今回減額させていただいておるものでございます。

諸支出金、基金費、財政調整基金費、積立金として735万7,000円増額計上をしております。

目、減債基金費積立金の956万3,000円、こちらも減債基金への増額分を計上させていただいております。

目、その他基金費の積立金、こちらは先ほど歳入でもご説明しましたけれども、農道維持管理の基金の積立金の減額分を計上させていただいております。

歳出合計、既定額50億3,585万8,000円、補正額マイナス1億6,408万1,000円、計48億7,177万7,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長(池田 望君) 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(池田 望君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

議案第16号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号から議案第23号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第17、議案第17号から日程第23、議案第23号までの議案7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認め、議案7件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長(森下一男君) 議案第17号から第23号までを一括して提出させていただきます。

議案第17号は平成29年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)、議案第18号は平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)(案)、議案第19号は平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)(案)、議案第20号は平成29年度小笠原村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)(案)、議案第21号は平成29年度小笠原村介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第3号)(案)、議案第22号は平成29年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)、議案第23号は平成29年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算(第3号)(案)でございます。

詳細については担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、7つの特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

154ページをお開きください。

平成29年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算、予算総則。

平成29年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,874万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,350万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月7日。小笠原村長、森下一男。

155ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の155ページに歳出がございます。

156の3、156の4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正。歳入歳出のそれぞれ総括でございます。

続きまして156の5、156の6ページをお開きください。

一般会計同様に、この後特別会計につきましても説明をさせていただきます。

国民健康保険会計のまず歳入でございます。

国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金、現年度分の1,142万1,000円につきましては、現年度分増額分を計上したものでございます。

目、高額医療費共同事業国庫負担金、高額医療費共同事業国庫負担金のマイナス71万7,000円につきましては、国庫負担金減額分を計上したものでございます。

項、国庫補助金、システム開発費等補助金、制度関係業務準備事業費補助金のマイナス162万6,000円につきましては、補助金の減額分を計上したものでございます。

都支出金、都負担金、高額医療費共同事業都負担金、高額医療費共同事業都負担金のマイナス71万7,000円につきましては、こちらは高額医療費共同事業の都の負担金の減額分を計

上したものでございます。

共同事業交付金、共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金の444万円につきましては、高額医療費共同事業交付金増額分を計上したものでございます。

目、保険財政共同安定化事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の117万1,000円につきましては、保険財政共同安定化事業交付金増額分を計上したものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金のマイナス110万9,000円、その他一般会計繰入金のマイナス3,160万5,000円、それぞれ一般会計からの繰入金を減額計上させていただいたものでございます。

歳入合計、既定額4億9,224万9,000円、補正額マイナス1,874万2,000円、計4億7,350万7,000円。

156の7、8ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費、賃金のマイナス42万5,000円、委託料のマイナス364万3,000円、こちらは、その他事務費及びシステム経費のそれぞれ減額分を計上したものでございます。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費、こちらは特定財源が減額したことに伴いまして財源更正を行ってございます。

目、高額療養費、一般被保険者高額療養費、こちらにつきましては、国庫負担金、また都負担金の減額に伴いまして財源更正をしてございます。

共同事業拠出金、共同事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、負担金補助及交付金のマイナス370万2,000円につきましては、共同事業拠出金減額分を計上したものでございます。

目、保険財政共同安定化事業拠出金、負担金補助及交付金のマイナス1,097万2,000円につきましては、共同安定化事業拠出金減額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額4億9,224万9,000円、補正額マイナス1,874万2,000円、計4億7,350万7,000円。

続きまして159ページをお開きください。

平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,261万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,538万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

平成30年3月7日。小笠原村長、森下一男。

160ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の160ページに歳出の記載がございます。

162ページをお開きください。

第2表 継続費の補正でございます。

款建設改良費、項建設改良費、事業名第2原水調整池築造、補正前と補正後で変更がございますのが、まず総額でございますけれども、5億923万2,000円を5億3,400万2,000円に変更。また、年度でございますけれども、平成29年度、平成30年度を平成30年度、平成31年度の2カ年にそれぞれ変更してございます。

続きまして、次の163ページをお開きください。

第3表 繰越明許費でございます。

建設改良費、建設改良費の簡易浄水場整備事業費、こちらの2億7,968万2,000円を平成29年度から平成30年度へ繰り越しをさせていただくための補正でございます。

続きまして予算説明書に移ります。

163の3ページ、4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正。歳入歳出のそれぞれ総括でございます。

163の5、6ページをお開きください。

まず歳入でございます。

分担金及負担金、負担金、工事負担金、工事負担金の2,638万4,000円につきましては、工事負担金を計上したものでございます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金のマイナス3,424万8,000円、簡易水道事業基金繰入金のマイナス474万6,000円。こちらはそれぞれ一般会計からの繰入金、簡易水道事業基金からの繰入金を減額計上したものでございます。

歳入合計、既定額12億5,799万6,000円、補正額マイナス1,261万円、計12億4,538万6,000円。

163の7、8ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、業務管理費の需用費のマイナス375万3,000円、委託料のマイナス543万8,000円、工事請負費のマイナス341万9,000円、合計マイナス1,261万円につきましては、父島における湧水対策事業費の減額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額12億5,799万6,000円、補正額マイナス1,261万円、計12億4,538万6,000円。

166ページをお開きください。

平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算、予算総則。

平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ715万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ973万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月7日。小笠原村長、森下一男。

167ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款項ごとの歳入の補正内訳。次の167ページに歳入の記載がございます。

168の3、4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正。歳入歳出の総括でございます。

168の5、6ページをお開きください。

歳入でございます。

事業収入、土地売払収入、土地売払収入、宅地売払収入のマイナス265万8,000円、宅地造成負担金のマイナス450万1,000円。合計でマイナス715万9,000円でございますけれども、宅地売り払いに伴い今年度契約に至らなかった部分につきましては、今回減額させていただいております。

歳入合計、既定額1,689万6,000円、補正額マイナス715万9,000円、計973万7,000円。

168の7、8ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、業務管理費、委託料のマイナス13万1,000円、工事請負費のマイナス54万円、計マイナス67万1,000円につきましては、業務管理費減額分を計上したものでございます。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金のマイナス648万8,000円につきましては、一般会計繰出金の減額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額1,689万6,000円、補正額マイナス715万9,000円、計973万7,000円。

続きまして171ページをお開きください。

平成29年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算、予算総則。

平成29年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ482万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,226万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月7日。小笠原村長、森下一男。

172ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の173ページに歳出の内訳の記載がございます。

続きまして173の3、173の4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正。歳入歳出の総括でございます。

173の5、6ページをお開きください。

まず歳入でございます。

都支出金、都補助金、介護保険費都補助金、現年度分の22万円につきましては、現年度分増額分を計上したものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金のマイナス22万円につきましては、一般会計からの繰入金減額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の482万5,000円につきましては、繰越金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額8,744万4,000円、補正額482万5,000円、計9,226万9,000円。

歳入は以上でございます。

173の7、8ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費、こちらは都の補助金の増額に伴いまして財源更正を行ってございます。

保険給付費、介護サービス等諸費、介護サービス等給付費、こちらは一般会計からの繰入金が減額になったことに伴いまして財源更正を行ってございます。

基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金、積立金の170万6,000円につきましては、介護給付費準備基金積立金増額分を計上したものでございます。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の311万9,000円につきましては、一般会計からの繰出金を計上したものでございます。

歳出合計、既定額8,744万4,000円、補正額482万5,000円、計9,226万9,000円。

以上でございます。

続きまして176ページをお開きください。

平成29年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算、予算総則。

平成29年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ412万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,272万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月7日。小笠原村長、森下一男。

続きまして177ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款項ごとの歳入の補正内訳がございます。次の178ページに歳出の記載がございます。

続きまして178の3、178の4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正。総括でございます。

178の5、178の6ページをお開きください。

歳入でございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の412万2,000円につきましては、繰越金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額1億7,860万3,000円、補正額412万,000円、計1億8,272万5,000円。

続きまして178の7、8ページをお開きください。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の412万2,000円につきましては、一般会計繰出金増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額1億7,860万3,000円、補正額412万2,000円、計1億8,272万5,000円。

以上でございます。

続きまして181ページをお開きください。

平成29年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成29年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ99万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,813万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月7日。小笠原村長、森下一男。

182ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の183ページに歳出の記載がございます。

183の3、183の4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正。歳入歳出のそれぞれ総括でございます。

183の 5、183の 6 ページをお開きください。

まず歳入でございます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金のマイナス99万2,000円につきましては、一般会計からの繰入金減額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額 3 億5,912万8,000円、補正額マイナス99万2,000円、計 3 億5,813万6,000円。

183の 7、8 ページをお開きください。

総務費、総務管理費、総務管理費、職員手当等の37万5,000円、共済費の37万5,000円、計75万円につきましては、職員人件費の増額分を計上したものでございます。

目、業務管理費、工事請負費のマイナス174万2,000円につきましては、母島のし尿処理施設の管理経費減額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額 3 億5,912万8,000円、補正額マイナス99万2,000円、計 3 億5,813万6,000円。

以上でございます。

186ページをお開きください。

平成29年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算、予算総則。

平成29年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ167万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,452万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 3 月 7 日。小笠原村長、森下一男。

187ページをお開きください。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の188ページに歳出の記載がございます。

続きまして188の 3、188の 4 ページをお開きください。

第 1、歳入歳出予算補正。歳入歳出のそれぞれ総括でございます。

188の 5、188の 6 ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金のマイナス201万6,000円につきましては、一般会計からの繰入金の減額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の34万1,000円につきましては、繰越金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額1,619万5,000円、補正額マイナス167万5,000円、計1,452万円。

歳入は以上でございます。

188の7、8ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、総務管理費の職員手当等の12万5,000円、共済費の12万5,000円、トータル25万円につきましては、職員人件費の増額分を計上したものでございます。

目、業務管理費、工事請負費のマイナス204万1,000円につきましては、浄化槽施設の管理経費を減額したものでございます。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金の繰出金11万6,000円につきましては、一般会計への繰出金増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額1,619万5,000円、補正額マイナス167万5,000円、計1,452万円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 1点だけお願いします。

156の8、一般管理費です。

一般管理費の5番の国保システムの経理減額分というのがあるんですが、364万3,000円、これはどこか委託料の関係というふうに言えるんですが、この減額はどのような減額なのか教えてください。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 総合行政システムの部分でも出てきたんですけども、当初の予算見積もり、業者との打ち合わせによって予算計上していたんですけども、実際のシステムの改修、その内容等々で実際の契約により差金が生じたというところでございます。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第17号から議案第23号までの議案7件を一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第17号から議案第23号までに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号から議案第32号までの上程、説明

○議長（池田 望君） 日程第24、議案第24号から日程第32、議案第32号までの議案9件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、議案9件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第24号から第32号までを一括して提出させていただきます。

議案第24号は平成30年度小笠原村一般会計予算（案）、議案第25号は平成30年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）、議案第26号は平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）、議案第27号は平成30年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）、議案第28号は平成30年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）、議案第29号は平成30年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）、議案第30号は平成30年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）、議案第31号は平成30年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）、議案第32号は平成30年度小笠原村後期高齢者医療特別

会計予算（案）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、平成30年度の予算につきまして説明をさせていただきます。

一般会計から順次説明をさせていただきます。

192ページをお開きください。

平成30年度小笠原村一般会計予算、予算総則。

平成30年度小笠原村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億76万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高限度額は、3億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

平成30年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

193ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算。

これから各会計の歳入歳出の予算を読み上げさせていただきますけれども、それぞれ款の金額の読み上げをもちまして説明にかえさせていただきますと存じます。

まず、一般会計の歳入でございます。

村税4億6,931万円、地方譲与税719万6,000円、利子割交付金81万2,000円、配当割交付金390万4,000円、株式等譲渡所得割交付金270万2,000円、地方消費税交付金5,505万3,000円、自動車取得税交付金416万2,000円、国有提供施設等所在市町村助成交付金1億1,440万8,000円、地方特例交付金55万9,000円。

194ページをお開きください。

地方交付税14億4,852万5,000円、分担金及負担金559万7,000円、使用料及手数料2億8,600万4,000円、国庫支出金2億5,591万3,000円、都支出金9億178万3,000円、財産収入4,415万1,000円、寄附金177万6,000円、繰入金1億3,348万5,000円、繰越金790万円、諸収入6,122万1,000円。

195ページをお開きください。

村債3億9,630万円、歳入合計42億76万1,000円でございます。

196ページをお開きください。

続いて歳出でございます。

議会費6,077万9,000円、総務費14億9,102万5,000円、民生費6億6,264万8,000円、衛生費10億2,511万6,000円、農林水産業費8,345万5,000円、商工費1億2,741万6,000円、土木費1億3,648万9,000円。

197ページをお開きください。

消防費1,216万5,000円、教育費2億3,336万6,000円、公債費2億9,254万4,000円、諸支出金6,575万8,000円、予備費1,000万円、歳出合計42億76万1,000円。

198ページをお開きください。

第2表 債務負担行為。

事項、地域福祉センター指定管理料。期間、平成30年度から平成32年度まで。限度額6,456万5,000円。

事項、奥村運動場指定管理料。同じく平成30年度から平成32年度まで。限度額1,756万7,000円。

事項、ローズ記念館指定管理料。期間、平成30年度から平成32年度まで。限度額968万

4,000円でございます。

199ページをお開きください。

第3表 村債。

番号1、起債の目的、防災施設整備債、起債の限度額2億5,600万円。番号2、臨時財政対策債8,340万円。番号3、児童福祉施設整備債1,550万円。番号4、看護師宿舎整備債3,580万円。番号5、道路整備債560万円。

起債の方法、償還の方法、その他につきましては、右側に記載のとおりでございます。

一般会計の合計の村債が3億9,630万円でございます。

続きまして202ページをお開きください。

平成30年度小笠原村国民健康保険特別会計予算、予算総則。

平成30年度小笠原村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,990万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

203ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算。

まず歳入でございます。一般会計同様の説明をさせていただきます。

国民健康保険税8,682万3,000円、一部負担金2,000円、使用料及手数料2,000円、療養給付費交付金1,000円、都支出金1,895万1,000円、寄附金1,000円、繰入金4,410万8,000円、繰越金2,000円、諸収入1万2,000円、歳入合計1億4,990万2,000円。

204ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費995万3,000円、保険給付費911万1,000円、国民健康保険事業費納付金1億2,137万2,000円、財政安定化基金拠出金1,000円、共同事業拠出金1,000円、保健事業費816万円、諸支出金30万4,000円、予備費100万円、歳出合計1億4,990万2,000円。

続きまして207ページをお開きください。

平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算、予算総則。

平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,905万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

208ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

分担金及負担金1,000円、使用料及手数料1億634万5,000円、国庫支出金2億6,460万1,000円、都支出金1億6,343万9,000円、財産収入5,000円、繰入金1億560万1,000円、繰越金1,000円、諸収入6万1,000円、村債1億1,900万円、歳入合計7億5,905万4,000円。

209ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費1億5,432万円、建設改良費5億2,920万2,000円、公債費7,502万6,000円、諸支出金6,000円、予備費50万円、歳出合計7億5,905万4,000円。

第2表 村債でございます。

番号1、起債の目的、建設改良債。起債の限度額1億1,900万円。起債の方法、償還の方法、その他につきましては、右側に記載のとおりでございます。合計で1億1,900万円でございます。

213ページをお開きください。

平成30年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算、予算総則。

平成30年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ442万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

214ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

事業収入55万9,000円、繰入金386万円、繰越金1,000円、諸収入1,000円、歳入合計442万1,000円。

215ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費432万1,000円、予備費10万円、歳出合計442万1,000円。

続きまして218ページをお開きください。

平成30年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算、予算総則。

平成30年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,761万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

219ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

保険料1,191万4,000円、使用料及手数料2,000円、国庫支出金1,186万8,000円、支払基金交付金1,403万3,000円、都支出金868万5,000円、財産収入1万4,000円、寄附金1,000円、繰入金2,098万8,000円、繰越金10万円、諸収入7,000円。

220ページをお開きください。

村債1,000円、歳入合計6,761万3,000円。

221ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費884万5,000円、保険給付費5,100万5,000円、地域支援事業費714万1,000円、財政安定化基金拠出金1,000円、基金積立金1万5,000円、諸支出金10万5,000円、公債費1,000円、予備費50万円、歳出合計6,761万3,000円。

続きまして224ページをお開きください。

平成30年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算、予算総則。

平成30年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,307万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

225ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。

サービス収入2,854万3,000円、寄附金1,000円、繰入金1億4,452万7,000円、繰越金1,000円、諸収入2,000円、歳入合計1億7,307万4,000円。

226ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費409万8,000円、サービス事業費1億6,797万3,000円、諸支出金3,000円、予備費100万円、歳出合計1億7,307万4,000円。

229ページをお開きください。

平成30年度小笠原村下水道事業特別会計予算、予算総則。

平成30年度小笠原村下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,016万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

230ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

分担金及負担金1,000円、使用料及手数料5,203万4,000円、国庫支出金7,321万円、繰入金8,911万9,000円、繰越金1,000円、諸収入2,000円、村債6,580万円、歳入合計 2億8,016万7,000円。

231ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費8,671万4,000円、建設改良費 1億4,642万円、公債費4,603万2,000円、諸支出金1,000円、予備費100万円、歳出合計 2億8,016万7,000円。

232ページをお開きください。

第2表 村債。

番号1、起債の目的、建設改良債。起債の限度額6,580万円。合計も6,580万円でございます。

起債の方法、償還の方法、その他につきましては右側に記載のとおりでございます。

235ページをお開きください。

平成30年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算、予算総則。

平成30年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,325万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

236ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

分担金及負担金1,000円、使用料及手数料437万2,000円、国庫支出金364万3,000円、都支

出金61万円、繰入金1,143万円、繰越金1,000円、諸収入2,000円、村債320万円、歳入合計2,325万9,000円。

237ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費982万7,000円、建設改良費820万4,000円、公債費422万7,000円、諸支出金1,000円、予備費100万円、歳出合計2,325万9,000円。

238ページをお開きください。

第2表 村債。

番号1、起債の目的、建設改良債。起債の限度額320万円。合計も320万円でございます。

起債の方法、償還の方法、その他につきましては右側に記載のとおりでございます。

241ページをお開きください。

平成30年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算、予算総則。

平成30年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,646万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月7日提出。小笠原村長、森下一男。

242ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

後期高齢者医療保険料868万円、繰入金1,676万9,000円、繰越金1,000円、諸収入101万3,000円、歳入合計2,646万3,000円。

243ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費500万7,000円、広域連合納付金1,862万4,000円、保健事業費75万円、保険給付費35万円、諸支出金23万2,000円、予備費150万円、歳出合計2,646万3,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） 提案者の説明が終わりました。

◎平成30年度予算特別委員会設置の動議

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 議長、動議を提出いたします。

平成30年度小笠原村各会計予算（案）につきましては、平成30年度予算特別委員会を設置し、同委員会に付託して審査されることを提案いたします。

○議長（池田 望君） ただいまの動議を議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

平成30年度予算特別委員会設置の動議を議題といたします。

要綱（案）は、お手元に配付してあります。

朗読は省略いたします。

本件は、動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、平成30年度予算特別委員会を設置し、平成30年度小笠原村各会計予算（案）については、同委員会に付託することに決定いたしました。

委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りします。

平成30年度予算特別委員会を招集するため、暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午後5時50分）

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午後 6 時)

◎予算特別委員会から報告

○議長（池田 望君） 平成30年度予算特別委員会から報告があります。

安藤重行君。

○2 番（安藤重行君） ご報告します。

平成30年度予算特別委員会において、私、安藤重行が委員長に、杉田一男君が副委員長に選出されましたので、ご報告します。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

◎発言の訂正

○議長（池田 望君） 次に、村民課長から先ほどの答弁の訂正がありますので。

村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 大変申しわけございません。

先ほど議決いただいた国民健康保険税条例の一部改正の中でのご質問がございまして、その中で一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

どの程度上昇するのかという中では、一番所得の高い部分が 9 万 9,000 円程度ということで、それを 5 カ年で割って 2 万円弱というところなんですけれども、平均的なという部分で、5 で割り返して 2,000 円程度という答弁をしてしまったんですけれども、この 2,000 円程度というのは一番低い所得の額でございまして、その他中間的な部分、それぞれ所得区分に応じて、あと世帯の構成によって、一概にここで口頭でというのは難しいので、まず中間層、平均的に 2,000 円というのを訂正させていただきたいと思います。

一番低い世帯で 2,000 円ということで、その中間、その他の区分につきましては資料がございまして、後ほどご提示させていただきたいと思います。

大変申しわけございませんでした。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎日程の順序の変更

○議長（池田 望君） それでは、お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第34、同意第1号及び日程第35、同意第2号を先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、日程第34、同意第1号及び日程第35、同意第2号を先に審議することに決定いたしました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第34、同意第1号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 同意第1号 小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任について。
上記について同意されたい。

平成30年3月7日。提出者、小笠原村長、森下一男。

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき、議会の同意を得る必要があるためのものでございます。

詳細については担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 2ページをご覧ください。

小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき下記のとおり選任する。

氏名、小高常義、菊池聰彦、金子 隆の3名でございます。

それぞれの方の住所、生年月日は記載のとおりでございます。

また、任期につきましては平成30年5月1日から平成33年4月30日まででございます。

説明は以上でございます。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

同意第1号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第35、同意第2号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 同意第2号 小笠原村教育委員会委員の選任について。

上記について同意されたい。

平成30年3月7日。提出者、小笠原村長、森下一男。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、小笠原村教育委員会委員の選任につき、議会の同意を得る必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 4ページをお開きください。

小笠原村教育委員会委員の選任について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき下記のとおり選任する。

氏名、佐藤文彦、鈴木直子、綱島 修の3名でございます。

それぞれの住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

同意第2号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎散会の宣告

○議長（池田 望君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を終了します。

委員会審議のため、明日3月10日から3月14日までの5日間を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、3月10日から3月14日までの5日間を休会することに決定いたしました。

次回は3月15日午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ありがとうございました。

（午後6時8分）

平成30年第1回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成30年3月15日（木曜日）午後2時開議

- 第 1 議案第24号 平成30年度小笠原村一般会計予算（案）
- 第 2 議案第25号 平成30年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）
- 第 3 議案第26号 平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）
- 第 4 議案第27号 平成30年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）
- 第 5 議案第28号 平成30年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 6 議案第29号 平成30年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）
- 第 7 議案第30号 平成30年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）
- 第 8 議案第31号 平成30年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）
- 第 9 議案第32号 平成30年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）
- 第10 議案第33号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成26年度～平成30年度）（案）
- 第11 発議第 1号 議員の派遣について（案）

出席議員（7名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯉 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
8 番	池 田 望 君		

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	渋谷 正 昭 君
教 育 長	松 本 隆 君	総 務 課 長	セーボレー 孝 君
総務課副参事	杉 本 重 治 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
環 境 課 長	深 谷 雪 雄 君	建設水道課長	繁 藝 則 仁 君
建設水道課 副 参 事	岩 本 弘 幸 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
教 育 課 長	持 田 憲 一 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 津 源 君	書 記	萩 原 佳 代 君
---------	---------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（池田 望君） これより本日の会議を開きます。

（午後２時）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎村長の発言

○議長（池田 望君） 初めに、村長、森下一男君から発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

去る３月８日、東京都国民健康保険団体連合会の福永理事長がご逝去されました。

皆様ご承知のとおり、氏は東京都在職中、行政部長、総務局長、副知事等を歴任され、多摩・島しょの振興に大変大きな尽力をなされた方でございます。また、本村には、プライベートも含めたびたびご来島をいただき、父島・母島の村民の皆様とも交流をしていただいたところでございます。

氏の生前のご遺徳をしのび、会議の前に黙禱をささげることによってご冥福をお祈りしたいと、このように考えているところでございますが、議長の取り計らいをよろしくお願いをするところでございます。

発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございました。

○議長（池田 望君） 村長の発言のとおり、冥福をお祈りしたいと思います。皆様、ご協力をお願いいたします。

起立をお願いします。

（起立・黙禱）

○議長（池田 望君） ご協力ありがとうございました。

◎議案の訂正

○議長（池田 望君） それでは、本日の会議を開きます。

初めに、財政課長から発言がありますので、よろしくお願いいたします。

財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、本定例会の中でご審議いただきました簡易水道事業会計の補正予算につきまして、1つ訂正をさせていただきたく、この場でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今、お手元に用意させていただきました3枚の用紙、ページ数が入ってございますのがご審議いただいた内容でございます。その後ろに修正後という形での資料を用意させていただいております。修正前の2枚目、継続費の補正というものを載せておったところなんですけれども、継続費の補正にかける前に、当該年度平成29年度終了後にもう一手続必要であるということがわかりましたので、この予算総則の中の第2条、こちらとその次の第2表を削除させていただきたく、よろしくお願いいたします。大変失礼いたしました。

○議長（池田 望君） よろしいでしょうか。何かご質問あれば、いいですか。

お手元に配付されてある5枚のうちの3枚のほうがもとの分ということで、訂正後はこの2枚の部分になります。よろしくお願いいたします。

◎議案第24号から議案第32号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） それでは、日程に入ります。

日程第1、議案第24号から日程第9、議案第32号までの議案9件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、議案9件を一括議題とします。

平成30年度予算特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、安藤重行君。

○予算特別委員長（安藤重行君） 平成30年度予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会に付託された平成30年度小笠原村各会計予算（案）は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

平成30年3月15日。平成30年度予算特別委員会委員長、安藤重行。

小笠原村議会議長、池田 望様。

1、議案第24号から議案第32号までの平成30年度小笠原村各会計予算（案）9件は、原案

のとおり可決するものと決定しました。

2番、意見。

教育、医療、福祉分野での子育て支援、障害児、障害者支援に関するニーズへの対応は、新たに求められる行政課題への取り組み等により、その負担は益々増加していくが、着実な対応を進められたい。

現在、見込める財源は確実に収入することはもとより、新たな財源確保についてあらゆる可能性を模索していただきたい。

予算執行にかかる契約不調は、当村にとって重要な問題となっている。オリンピック等の建設工事などの諸課題に左右されない入札方法を検討されるとともに、建設工事等の着実な予算執行を滞りなく進められたい。

老朽化した各施設における補修と更新の優先順位の見極めは、防災の観点からも重要な課題となっているので、適切な手立てを確実に講じられるよう、一層努力されたい。

小笠原村の特殊事情を抱えている硫黄島については、毎年実施してきた訪島事業を速やかに復活させるよう、また小笠原村平和都市宣言を世界へ発信するよう努力されたい。

なお、本予算特別委員会の審議の中で、予算審議を可決した経緯も考慮し、各委員からの指摘や要望、意見があった事項については、今後の施策、財政運営に確実に反映させ、村民生活の安定・向上のために予算を確実に執行されたい。

以上でございます。

○議長（池田 望君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本報告に反対の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第24号から議案第32号までの議案9件を一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

本予算案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

議案第24号から議案第32号までを委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を

求めます。

(起立多数)

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本予算案は委員長報告のとおり可決されました。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第24号から議案第32号までの平成30年度小笠原村各会計予算案につきまして、ただいま可決、ご承認をいただき、まことにありがとうございます。

承認に当たって付されました意見、また審議でいただきました数々のご指摘、これらを念頭に置きながら、執行部一同、予算の執行に努めてまいりたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） それでは、日程第10、議案第33号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第33号 小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成26年度～平成30年度）（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年3月7日。提出者、小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、ご説明させていただきます。

245ページをお開きください。

公共施設の整備計画でございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、財政上の特別措置等を受けるため、辺地に係る総合整備計画を策定するものでございます。

この計画に掲載されました事業につきましては、辺地対策事業債が起債できるようになりまして、後の年度の元利償還金につきましては地方交付税の算定基礎額に算入されまして、元利償還金の約8割を国から地方交付税として交付されることとなります。

小笠原村父島辺地、小笠原村母島辺地の今回策定いたしました平成26年度から平成30年度までの整備計画及び昭和54年度から平成30年度までの全体計画の記載がこのページにございますが、詳細につきましては次のページからの総合整備計画書によりまして説明のほうをさせていただきたいと存じます。

246ページをお開きください。

総合整備計画書。東京都小笠原村父島辺地でございます。

辺地の人口、2,073人。こちらは、今月末、平成30年3月31日の予測の数値となっております。

辺地の概況、2番目の公共的施設の整備を必要とする事情、3番目の公共的施設の整備計画、この3項目になってございますけれども、辺地の概況、それから整備を必要とする事情につきましては記載のとおりでございます。

辺地の概況の中に、辺地度点数というのがございますけれども、この点数が100点を超えますと辺地として認定をされるところでございます。父島の平成26年度から平成30年度までの5年間、こちらの区分、事業費、財源内訳、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を、読み上げをもって説明とさせていただきたいと思います。

施設名、村道扇浦地域線、大村奥村地域線。事業主体名、小笠原村。事業費1億2,397万円。財源内訳、特定財源7,438万1,000円、一般財源4,958万9,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額810万円。

施設名、防災無線。事業主体名、小笠原村。事業費1億7,920万円。財源内訳、特定財源はございません。一般財源が1億7,920万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1億7,920万円でございます。

施設名、看護師住宅。事業主体名、小笠原村。事業費3,580万円。財源内訳、特定財源はございません。一般財源が3,580万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額3,580万円。

施設名、し尿処理施設。事業主体名、小笠原村。事業費8,593万1,000円。財源内訳、特定財源はございません。一般財源8,593万1,000円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額8,590万円。

合計でございますが、事業費が4億2,490万1,000円。財源内訳、特定財源7,438万1,000円、

一般財源 3 億5,052万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 3 億900万円でございます。

続きまして、247ページをお開きください。

総合整備計画書。東京都小笠原村母島辺地。

辺地の人口、469人。

辺地の概況。辺地度点数、345点。

公共的施設の整備を必要とする事情。こちらは記載のとおりでございます。

3 番、公共的施設の整備計画。平成26年度から平成30年度までの 5 年間。父島と同様、説明をさせていただきたいと存じます。

施設名、村道沖村地域線。事業主体名、小笠原村。事業費5,352万6,000円。財源内訳、特定財源3,211万6,000円、一般財源2,141円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1,060万円。

施設名、防災無線。事業主体名、小笠原村。事業費7,680万円。財源内訳は、一般財源のみ7,680万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額7,680万円。

施設名、児童福祉施設。事業主体名、小笠原村。事業費5,399万9,000円。財源内訳、特定財源2,208万9,000円、一般財源3,191万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額2,210万円。

合計。事業費 1 億8,432万5,000円。財源内訳、特定財源5,420万5,000円、一般財源 1 億3,012万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 1 億950万円。

当初予算の中で、新規事業として計上させていただいております防災無線の整備、また看護師住宅の整備がこの整備計画書に新たに盛り込まれた部分でございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第33号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（池田 望君） 日程第11、発議第1号を議題とします。

会議規則第122条の規定により、議員の派遣についてお諮りします。

事務局長に内容を説明させます。

事務局長。

○事務局長（大津 源君） 発議第1号 議員の派遣について（案）。

次のとおり議員を派遣する。

1、東京都町村議会議長会主催「議員講演会」出席及び情報・意見交換等。

（1）派遣目的です。議員活動の一助とするため、東京都町村議会議長会主催の議員講演会に出席するとともに、行政関係部署等と村政諸課題の解決に向けた情報・意見交換等を行うため。

（2）派遣場所。都内（東京グリーンパレス、国・都関係部署ほか）でございます。

（3）派遣期間。平成30年5月17日から5月26日まで。講演会は5月23日、情報・意見交換等はその他の日程でございます。

（4）派遣議員。池田議長をはじめ議員7名でございます。

2、第79回黒船祭出席。

（1）派遣目的は、ペリー艦隊の来航を通じて、当村とゆかりのある静岡県下田市で開催の「黒船祭」に出席し、関係者との交流を図るため。

（2）派遣場所は、静岡県下田市でございます。

（3）派遣期間は、平成30年5月17日から5月26日。そのうち黒船祭は5月18日から19日でございます。

（4）派遣議員は、杉田副議長、安藤議員、清水議員でございます。

3、全国町村議会議長会主催「町村議会議長・副議長研修会」出席。

(1) 派遣目的は、議員の資質向上のためでございます。

(2) 派遣場所は、都内（東京国際フォーラム）でございます。

(3) 派遣期間は、平成30年5月17日から6月2日、そのうち研修会は5月28日でございます。

(4) 派遣議員は、池田議長、杉田副議長の2名でございます。

説明は以上でございます。

○議長（池田 望君） ただいまの説明のとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、発議第1号は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（池田 望君） 次に、議会運営委員会、総務委員会、硫黄島調査特別委員会、小笠原航空路開設推進特別委員会から所管の事務及び調査中の事件について、各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

本件はお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（池田 望君） 以上をもって本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第1回小笠原村議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

（午後2時23分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年 月 日

議 長 池 田 望

副 議 長 杉 田 一 男

署 名 議 員 清 水 良 一

署 名 議 員 安 藤 重 行

議案等審議結果表

第 1 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 3 0 年 3 月 7 日）

議決月日（平成 3 0 年 3 月 9 日）

議案番号	件 名	審議結果
議案第 1 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 2 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 3 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 4 号	小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 5 号	小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 6 号	小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 7 号	小笠原村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（案）	原案可決
議案第 8 号	小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 9 号	小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 1 0 号	小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 1 1 号	東京都後期高齢者医療広域連合規約変更について（案）	原案可決
議案第 1 2 号	小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決

議案番号	件 名	審議結果
議案第 1 3 号	小笠原村給水条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 1 4 号	小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 1 5 号	小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 1 6 号	平成 2 9 年度小笠原村一般会計補正予算（第 5 号）（案）	原案可決
議案第 1 7 号	平成 2 9 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）	原案可決
議案第 1 8 号	平成 2 9 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）	原案可決
議案第 1 9 号	平成 2 9 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 2 0 号	平成 2 9 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）（案）	原案可決
議案第 2 1 号	平成 2 9 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）（案）	原案可決
議案第 2 2 号	平成 2 9 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）	原案可決
議案第 2 3 号	平成 2 9 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）	原案可決
同意第 1 号	小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任について	同 意
同意第 2 号	小笠原村教育委員会委員の選任について	同 意

第 1 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 3 0 年 3 月 7 日、1 5 日）

議決月日（平成 3 0 年 3 月 1 5 日）

議案番号	件 名	審議結果
議案第 2 4 号	平成 3 0 年度小笠原村一般会計予算（案）	原案可決
議案第 2 5 号	平成 3 0 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）	原案可決
議案第 2 6 号	平成 3 0 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 2 7 号	平成 3 0 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 2 8 号	平成 3 0 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
議案第 2 9 号	平成 3 0 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
議案第 3 0 号	平成 3 0 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 3 1 号	平成 3 0 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）	原案可決
議案第 3 2 号	平成 3 0 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）	原案可決
議案第 3 3 号	小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成 2 6 年度～平成 3 0 年度）（案）	原案可決
発議第 1 号	議員の派遣について（案）	原案可決

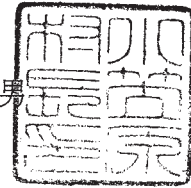
別

冊

29小笠原総第2038号
平成30年2月21日

小笠原村議会議長
池 田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成30年第1回小笠原村議会定例会の招集について（通知）

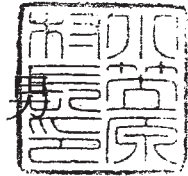
本日、別紙写しのとおり、平成30年第1回小笠原村議会定例会を招集する
告示をしたので、通知いたします。

小笠原村告示第1号

平成30年第1回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年2月21日

小笠原村長 森 下 一



記

1 期 日 平成30年3月7日

2 場 所 小笠原村議会議事堂

29小笠原議第123号
平成30年2月21日

議 員 各 位

小笠原村議会
議長 池 田 望

平成30年第1回小笠原村議会定例会の招集について

平成30年2月21日付29小笠原総第2038号により、平成30年小笠原村告示第1号をもって、平成30年3月7日、平成30年第1回小笠原村議会定例会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第9条第1項の規定により、午前10時開会といたします。

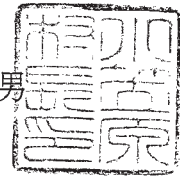
記

- 1 開催日時 平成30年3月7日 (水) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

29小笠原総第2068号
平成30年2月26日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



議案の送付について

平成30年第1回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

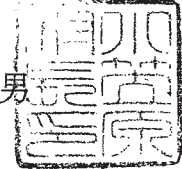
- 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例 (案)
- 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例 (案)
- 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第4号 小笠原村消防団条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第5号 小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正
する条例 (案)
- 議案第6号 小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第7号 小笠原村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条
例 (案)
- 議案第8号 小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第9号 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第10号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第11号 東京都後期高齢者医療広域連合規約変更について (案)
- 議案第12号 小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
(案)
- 議案第13号 小笠原村給水条例の一部を改正する条例(案)

- 議案第14号 小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第15号 小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第16号 平成29年度小笠原村一般会計補正予算(第5号)(案)
- 議案第17号 平成29年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第18号 平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)(案)
- 議案第19号 平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)(案)
- 議案第20号 平成29年度小笠原村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第21号 平成29年度小笠原村介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第22号 平成29年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第23号 平成29年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第24号 平成30年度小笠原村一般会計予算(案)
- 議案第25号 平成30年度小笠原村国民健康保険特別会計予算(案)
- 議案第26号 平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算(案)
- 議案第27号 平成30年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算(案)
- 議案第28号 平成30年度小笠原村介護保険(保険事業勘定)特別会計予算(案)
- 議案第29号 平成30年度小笠原村介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計予算(案)
- 議案第30号 平成30年度小笠原村下水道事業特別会計予算(案)
- 議案第31号 平成30年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算(案)
- 議案第32号 平成30年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算(案)
- 議案第33号 小笠原村父島辺地及び母島辺地にかかる公共的施設の総合整備計画(平成26年度～平成30年度)について

29小笠原総第2071号
平成30年2月26日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



同意案件の送付について

平成30年第1回小笠原村議会定例会に提出するため、下記同意案件を送付します。

記

- | | |
|-------|-------------------------|
| 同意第1号 | 小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意 |
| 同意第2号 | 小笠原村教育委員会委員の選任の同意 |

29小笠原議第124号
平成30年2月21日

小笠原村長
森 下 一 男 殿

小笠原村議会
議長 池 田 望

説明員の出席要求について

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、平成30年第1回小笠原村議会定例会に平成29年1月4日付29小笠原総第1457号及び29小笠原総第1458号により通知された説明員の出欠を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

- 1 開催日時 平成30年3月7日 (水) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

29小笠原議第124号
平成30年2月21日

小笠原村教育委員会
教育長 松 本 隆 殿

小笠原村議会
議長 池 田 望

説明員の出席要求について

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、平成30年第1回小笠原村議会定例会に平成29年1月4日付29小笠原教第579号により通知された説明員の出欠を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

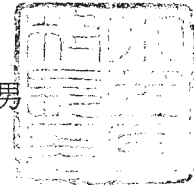
記

- 1 開催日時 平成30年3月7日 (水) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

29小笠原総第2059号
平成30年2月23日

小笠原村議会議長
池 田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成30年2月21日付29小笠原議第124号により要求のありました平成30年第1回村議会定例会説明員の出欠席につきましては、下記のとおりです。

記

出 席	
村 長	森 下 一 男
副村長	渋谷 正 昭
総務課長	セーボレー 孝
総務課副参事	杉 本 重 治
総務課企画政策室長	樋 口 博
財政課長	江 尻 康 弘
村民課長	村 井 達 人
医療課長	佐々木 英 樹
産業観光課長	牛 島 康 博
環境課長	深 谷 雪 雄
建設水道課長	繁 藝 則 仁
建設水道課副参事	岩 本 弘 幸
母島支所長	湯 村 義 夫

29小笠原教第648号
平成30年2月26日

小笠原村議会
議長 池田 望 殿

小笠原村教育委員会
教育長 松本 隆



説明員の出席要求について(回答)

標記の件について、平成30年2月21日付29小笠原議第124号
(平成30年第1回小笠原村議会定例会)で要求のありました説明員は、
下記のとおりです。

記

教育長 松本 隆

教育課長 持田 憲一

平成 30 年度予算特別委員会設置に関する動議

別紙の要綱(案)に基づき、平成 30 年度予算特別委員会を設置されたい。

平成 30 年 3 月 9 日

提出者 小笠原村議会議員 安藤重行 

平成 30 年度予算特別委員会設置要綱(案)

(設 置)

第 1 条 小笠原村議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、平成 30 年度予算特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、平成 30 年度小笠原村各会計歳入歳出予算(案)について、その行政効果、財政構造等、大局的な見地から審査を行う。

(構 成)

第 3 条 委員会は 6 名の委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員会を招集し、その議事を主宰する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

平成 30 年度予算特別委員会委員名簿(案)

稲垣 勇

杉田一男

鯉江 満

一木重夫

安藤重行

清水良一

平成 30 年 3 月 6 日

小笠原村議会議長
池田 望 様

議会運営委員会
委員長 稲垣 勇



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

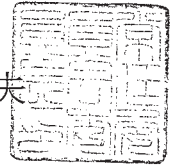
記

- 1 事 件 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

平成 30 年 3 月 9 日

小笠原村議会議長
池田 望 様

総務委員会
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の所管事務について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 特定事件継続調査事項にかかる事件

特定事件継続調査事項表

総務委員会

1 村政全般

総合計画について
財政について
社会福祉について
保健衛生について
環境衛生について
防災について
教育について
農林水産業について
商工観光業について
環境保全について
土木建築について
上下水道事業について
宅地造成事業について
その他

平成 30 年 3 月 9 日

小笠原村議会議長
池田 望 様

小笠原航空路開設推進特別委員会
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

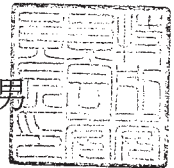
記

1 事 件 小笠原航空路開設の推進について

平成 30 年 3 月 9 日

小笠原村議会議長
池田 望 様

硫黄島調査特別委員会
委員長 杉田一男



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

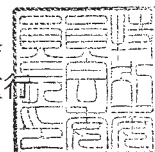
1 事 件 硫黄島についての総合的な調査・研究

平成30年度 予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託された平成30年度各会計予算（案）は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成30年3月15日

平成30年度予算特別委員会
委員長 安藤重行



小笠原村議会議長
池田 望 様

1 件 名

議案番号	件 名	審査結果
第24号	平成30年度小笠原村一般会計予算（案）	原案可決
第25号	平成30年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）	原案可決
第26号	平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）	原案可決
第27号	平成30年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）	原案可決
第28号	平成30年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
第29号	平成30年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算（案）	原案可決
第30号	平成30年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）	原案可決
第31号	平成30年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）	原案可決
第32号	平成30年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）	原案可決

2 意 見

教育・医療・福祉分野での子育て支援・障害児(者)支援に関するニーズへの対応は、新たに求められる行政課題への取組み等により、その負担は益々増加していくが、着実な対応を進められたい。

現在見込める財源は確実に収入することはもとより、新たな財源確保について、あらゆる可能性を模索されたい。

予算執行にかかる契約不調は、当村にとって重要な問題となっている。オリンピック等の建設・工事などの諸課題に左右されない入札方法を検討されるとともに、建設・工事等の着実な予算執行を滞りなく進められたい。

老朽化した各施設における補修と更新の優先順位の見極めは、防災の観点からも重要な課題となっているので、適切な手立てを確実に講じられるよう一層努力されたい。

小笠原村の特殊事情を抱えている硫黄島については、毎年実施してきた訪島事業を速やかに復活させるよう、また小笠原村平和都市宣言を世界へ発信するよう努力されたい。

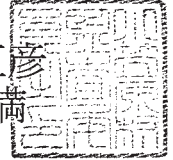
なお、本予算特別委員会の審議の中で、予算審議を可決した経緯も考慮し、各委員からの指摘や要望・意見があった事項については、今後の施策、財政運営に確実に反映させ、村民生活の安定・向上のために予算を確実に執行されたい。

29 小笠原監第 31 号
平成29年12月26日

小笠原村議会
議長 池田 望 殿

小笠原村監査委員

稲垣 直彦
鯉江 満



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を別紙のとおり実施したので報告いたします。

例月出納検査結果報告書

1 検査日時 平成29年12月26日（火）
午後3時00分から4時30分まで

2 検査会場 小笠原村議会議事堂

3 出席者 稲垣直彦 監査委員
鯉江 満 監査委員

補助者 萩原 佳代 監査委員書記

説明者 菊池 元弘 会計室会計管理者

4 検査対象 平成29年10月分
一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計、介護保険（保険事業勘定）特別会計、介護保険（サービス事業勘定）特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、以上の現金、預金、一時借入金等出納保管状況。
抽出科目： 一般会計・教育費社会教育費社会教育総務費委託料
資金前渡管理者： 村民課長

5 検査手続 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金、借入金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。
なお、抽出科目のうち、天然記念物農作物被害防除対策施設設置委託については、詳細に書類審査を行い、内容・執行状況等を検査した。

7 検査結果 会計別現金出納簿、収支報告書兼預金明細書、歳入現金出納簿状況記載の計数と関係帳簿、証書類により計数審査を行い、検査対象月の指定金融機関の口座を照合した。その結果、各会計及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

8 その他 次回の検査日 平成30年1月17日 午後3時
小笠原村議会議事堂
検査対象 平成29年11月分



29 小笠原監第 37 号
平成30年1月17日

小笠原村議会
議長 池田 望 殿

小笠原村監査委員

稲垣 直彦
鯉江 満



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を
別紙のとおり実施したので報告いたします。

例月出納検査結果報告書

1 検査日時 平成30年1月17日 (水)
午後3時から3時45分まで

2 検査会場 小笠原村議会議事堂

3 出席者 稲垣直彦 監査委員
鯉江 満 監査委員

補助者 大津 源 監査委員書記副参事

説明者 菊池 元弘 会計室会計管理者

4 検査対象 平成29年10月分

一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計、介護保険(保険事業勘定)特別会計、介護保険(サービス事業勘定)特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、以上の現金、預金、一時借入金等出納保管状況。

抽出科目: 一般会計・総務費総務管理費一般管理費負担金補助及交付金
資金前渡管理者: 総務課長

5 検査手続 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金、借入金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

なお、抽出科目のうち、返還50周年記念事業実行委員会事業補助金については、詳細に書類審査を行い、内容・執行状況等を検査した。

6 検査結果 会計別現金出納簿、収支報告書兼預金明細書、歳入現金出納簿状況記載の計数と関係帳簿、証書類により計数審査を行い、検査対象月の指定金融機関の口座を照合した。その結果、各会計及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

7 その他 次回の検査日 平成30年2月28日 午後3時
小笠原村議会議事堂
検査対象 平成29年11月分

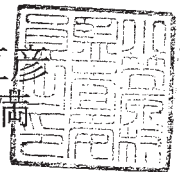


29 小笠原監第 39 号
平成30年2月28日

小笠原村議会
議長 池田 望 様

小笠原村監査委員

稲垣 直彦
鯉江 満



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を別紙のとおり実施したので報告いたします。

例月出納検査結果報告書

1 検査日時 平成30年2月28日 (水)
午後3時から4時まで

2 検査会場 小笠原村議会議事堂

3 出席者 稲垣直彦 監査委員
鯉江 満 監査委員

補助者 大津 源 監査委員書記副参事

説明者 菊池 元弘 会計室会計管理者

4 検査対象 平成29年12月分
一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計、介護保険(保険事業勘定)特別会計、介護保険(サービス事業勘定)特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、以上の現金、預金、一時借入金等出納保管状況。
抽出科目： 一般会計・教育費保健体育費保育施設費工事請負費
資金前渡管理者： 医療課長

5 検査手続 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金、借入金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。
なお、抽出科目のうち、奥村運動場フェンス改修工事(その2)については、詳細に書類審査を行い、内容・執行状況等を検査した。

6 検査結果 会計別現金出納簿、収支報告書兼預金明細書、歳入現金出納簿状況記載の計数と関係帳簿、証書類により計数審査を行い、検査対象月の指定金融機関の口座を照合した。その結果、各会計及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

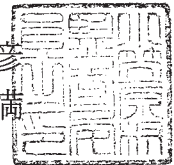
7 その他 次回の検査日 平成30年3月22日 午後3時
小笠原村議会議事堂
検査対象 平成30年1月分



29 小笠原監第 36 号
平成 30 年 1 月 22 日

小笠原村議会議長
池 田 望 様

監査委員 稲垣 直彦
監査委員 鯨江 満



平成 29 年度定期監査実施について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 29 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり報告いたします。

平成 30 年 1 月 22 日

平成 29 年度定期監査の結果について

1 実施日時

平成 30 年 1 月 15 日(月) 9:30～16:45
1 月 16 日(火) 9:00～16:45
1 月 17 日(水) 9:00～11:45

2 実施会場 小笠原村議会議事堂

3 実施対象

- (1) 平成 29 年度各会計事務事業執行状況
- (2) 平成 29 年度外部業務委託（年間委託）の状況及び予算執行状況
- (3) 平成 28 年度未執行事業の対応状況
- (4) 平成 29 年度各会計予備費の執行状況

4 監査結果

(1) 平成 29 年度各会計事務事業執行状況

ア 歳入（11 月 30 日現在の税徴収率について）

歳入予算各会計の合計執行率は 39.7%で、前年度と比較して 4.9 ポイント低下した。村税の現年度分徴収率は 65.2%、滞納繰越分の徴収率は 22.2%で、それぞれ前年度と比べて 1.2 ポイント及び 15.9 ポイント低下した。引き続き徴収率の向上に努力されたい。

イ 歳出（11 月 30 日現在の事務事業執行率について）

歳出予算各会計の合計執行率は 37.7%で、前年度と比較して 1.3 ポイント低下した。引き続き計画的な予算執行に努められたい。

ウ 次の事務事業を抽出して監査を行った結果、それぞれ概ね適正に執行されていると認められた。

【振興開発事業】

- ① 斜面对策及び敷地造成基本設計委託（母島保育施設）
- ② 自然環境調査委託（母島保育施設）
- ③ 地質調査委託（母島保育施設）
- ④ 土地売買契約（母島字元地 195 番 1、196 番 1、船見台 28 番 3）
- ⑤ 脱水機改良工事
- ⑥ し尿処理場 1 系水処理棟改修工事（土木）
- ⑦ 水処理設備改良工事（その 1）

【新規事業】

- ① 東日本大震災被災地交流事業
- ② 防災看板設置工事

- ③ 丸山トンネル支障移設工事
- ④ 小笠原動物協議会運営費補助
- ⑤ 保育園モルタル造形遊具補修
- ⑥ 受入供給設備補修その他工事
- ⑦ 海洋センター ふ化場拡張工事
- ⑧ 扇浦レストハウスブース取替工事
- ⑨ 小中学校通路整備工事（特別支援教育関係）
- ⑩ 小学校トイレ改修工事（特別支援教育対応）

（２）平成 29 年度外部業務委託（年間委託）の状況及び予算執行状況

次の外部業務委託を抽出して監査を行った結果、それぞれ概ね適正に執行されていると認められた。

- ① メーター検針業務委託
- ② 道路敷き伐開作業委託(単価契約)
- ③ 庁舎清掃委託（母）
- ④ 清掃委託（庁舎・休憩施設）
- ⑤ ネコ捕獲作業委託
- ⑥ 小笠原村居場所づくり事業業務委託
- ⑦ 小笠原イベント映像制作委託
- ⑧ 小笠原村第 2, 3, 4, 5 期分譲地伐開作業委託
- ⑨ BS 一括受信設備(光関連機器)保守委託

（３）平成 28 年度未執行事業の対応状況

次の未執行事業を抽出して監査を行った結果、それぞれ概ね適正に対応されていると認められた。

- ① 父島テレビ局舎改修工事
- ② 丸山トンネル支障移設工事
- ③ 小笠原村住宅ビジョン策定支援業務委託
- ④ 1 系水処理棟改修工事（土木）
- ⑤ 母島し尿処理場外装改修工事

（４）平成 29 年度各会計予備費の執行状況（11 月 30 日現在）

各会計予備費の予算執行状況について監査を行なった結果、適正に執行されていると認められた。引き続き安易な補填財源の使途としての充当にならないよう留意されたい。

議 案 の 部

議案第 1 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村議会議員の期末手当にかかる規定を改正する必要性が生じたため。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和54年条例第7号）（次条において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 2 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村特別職の期末手当にかかる規定を改正する必要性が生じたため。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 3 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村職員の給与を改正し、また等級別基準職務表の一部を改正する必要があるため。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)説明資料

(1) 給料表の改正

別表第 1～別表第 3 の改正

平均 0.2%の引き上げ

平成 29 年 4 月 1 日から適用

(2) 初任給調整手当の改正(医師・歯科医師)

第 8 条の改正

支給上限を 414,300 円に改正(改正前 413,800 円)

平成 29 年 4 月 1 日から適用

(3) 勤勉手当支給割合の改正①

第 21 条の改正

勤勉手当の基準となる支給割合を年間 1.8 月分に改正(改正前 1.7 月分)

平成 29 年 12 月支給分から適用

(4) 勤勉手当支給割合の改正②

第 21 条の改正

勤勉手当の基準となる支給割合を 6 月期と 12 月期の間で調整

年間支給割合 1.8 月分は変更なし

平成 30 年 4 月 1 日から施行

(5) 等級別基準職務表への職種の追加

別表第 4 の改正

下表のとおり

平成 30 年 4 月 1 日施行

オ 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

職務の級	職務
1級	准看護師の職務【追加】
2級	1 保健師の職務 2 看護師の職務 3 助産師の職務
3級	係長(看護師長)又は主査の職務
4級	課長補佐の職務

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和50年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「413,800円」を「414,300円」に改める。

第21条第2項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105）」の次に「、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては100分の115）」を加え、同条第4項中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50）」の次に「、12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては100分の55）」を加える。

第22条の2の2第2項中「（昭和37年法律第160号）」を「（平成26年法律第68号）」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900

	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000

	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200
	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000

	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200
	77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500
	78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800
	79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100
	80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400
	81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600
	82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900
	83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200
	84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400
	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600
	86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900
	87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200
	88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400
	89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600
	90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900
	91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200
	92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400
	93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600
	94		294,400	342,200		
	95		294,800	342,700		
	96		295,200	343,100		
	97		295,400	343,200		
	98		295,700	343,700		
	99		296,100	344,100		
	100		296,500	344,400		
	101		296,700	344,700		
	102		297,000	345,100		
	103		297,400	345,500		
	104		297,700	345,900		

	105		297,900	346,400		
	106		298,200	346,800		
	107		298,600	347,200		
	108		298,900	347,600		
	109		299,100	348,100		
	110		299,500	348,500		
	111		299,900	348,800		
	112		300,200	349,100		
	113		300,300	349,600		
	114		300,600			
	115		300,900			
	116		301,300			
	117		301,500			
	118		301,700			
	119		302,000			
	120		302,300			
	121		302,700			
	122		302,900			
	123		303,200			
	124		303,500			
	125		303,800			
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300

備考：この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円
以外の職員	1	128,900	180,300	202,000
	2	129,800	181,800	203,400
	3	130,800	183,300	204,800

	4	131,700	184,800	206,100
	5	132,700	186,100	207,400
	6	133,700	187,600	208,800
	7	134,700	189,000	210,200
	8	135,700	190,300	211,600
	9	136,500	191,700	213,000
	10	137,500	192,900	214,600
	11	138,500	194,200	216,200
	12	139,600	195,300	217,600
	13	140,400	196,500	218,900
	14	141,400	197,600	220,400
	15	142,400	198,700	221,900
	16	143,400	199,800	223,200
	17	144,500	200,900	224,100
	18	145,700	202,000	224,900
	19	146,900	203,000	225,800
	20	148,100	204,000	226,800
	21	149,200	205,000	227,700
	22	150,400	206,100	229,200
	23	151,600	207,200	230,500
	24	152,800	208,200	231,600
	25	154,000	209,100	233,100
	26	155,500	210,000	234,400
	27	157,000	210,700	235,700
	28	158,500	211,600	237,000
	29	159,900	212,500	238,000
	30	161,400	213,700	239,200
	31	162,900	214,700	240,500
	32	164,400	215,600	241,700
	33	165,900	216,300	242,800
	34	167,700	217,500	244,100

	35	169,500	218,600	245,200
	36	171,300	219,800	246,400
	37	173,100	220,500	247,700
	38	174,800	221,700	248,900
	39	176,500	222,900	250,200
	40	178,200	224,000	251,500
	41	179,800	224,900	252,500
	42	181,200	226,100	253,800
	43	182,600	227,100	254,900
	44	184,000	228,200	256,200
	45	185,500	229,300	257,100
	46	186,900	230,400	258,200
	47	188,300	231,500	259,400
	48	189,700	232,500	260,400
	49	191,000	233,500	261,600
	50	192,200	234,600	262,800
	51	193,300	235,700	264,000
	52	194,500	236,900	264,900
	53	195,600	238,000	265,900
	54	196,700	239,000	267,000
	55	197,800	239,900	268,200
	56	198,900	240,700	269,400
	57	200,000	241,600	270,200
	58	201,000	242,600	271,200
	59	202,000	243,600	272,300
	60	203,000	244,500	273,300
	61	204,100	245,400	274,400
	62	205,000	246,300	275,500
	63	205,900	247,200	276,300
	64	206,800	248,100	277,400
	65	207,500	248,900	278,200

	66	208,300	249,700	279,000
	67	209,000	250,500	279,800
	68	209,800	251,200	280,600
	69	210,200	252,000	281,300
	70	210,800	252,600	282,100
	71	211,100	253,000	282,900
	72	211,700	253,400	283,600
	73	211,900	253,600	284,400
	74	212,500	254,000	285,100
	75	213,000	254,500	285,900
	76	213,800	255,000	286,700
	77	214,000	255,400	287,300
	78	214,700	255,800	287,800
	79	215,200	256,300	288,300
	80	215,800	256,800	288,700
	81	216,500	257,100	289,100
	82	217,000	257,400	289,500
	83	217,600	257,700	290,000
	84	218,300	258,000	290,500
	85	218,900	258,200	290,900
	86	219,400	258,400	291,500
	87	219,900	258,700	292,100
	88	220,600	259,000	292,700
	89	221,100	259,200	293,000
	90	221,700	259,400	293,500
	91	222,300	259,800	294,000
	92	222,800	260,000	294,400
	93	223,200	260,300	294,800
	94	223,700	260,700	295,300
	95	224,200	261,000	295,800
	96	224,700	261,300	296,300

	97	225,200	261,500	296,600
	98	225,700	261,800	297,000
	99	226,200	262,000	297,500
	100	226,700	262,300	298,000
	101	227,100	262,600	298,400
	102	227,600	262,800	298,800
	103	228,200	263,100	299,100
	104	228,800	263,400	299,400
	105	229,200	263,600	299,700
	106	229,700	263,800	300,100
	107	230,000	264,100	300,500
	108	230,400	264,300	300,900
	109	230,600	264,600	301,200
	110	231,000	264,900	301,600
	111	231,500	265,200	302,000
	112	232,000	265,400	302,300
	113	232,200	265,600	302,500
	114	232,700	265,900	302,800
	115	233,200	266,100	303,100
	116	233,700	266,300	303,300
	117	234,000	266,600	303,500
	118	234,400	266,900	303,800
	119	234,800	267,200	304,100
	120	235,200	267,500	304,300
	121	235,600	267,600	304,500
	122		267,900	304,800
	123		268,200	305,100
	124		268,500	305,300
	125		268,600	305,500
	126		268,900	305,800
	127		269,200	306,100

	128		269,500	306,300
	129		269,600	306,500
	130		269,900	306,800
	131		270,200	307,100
	132		270,500	307,300
	133		270,600	307,500
	134		270,900	
	135		271,200	
	136		271,500	
	137		271,600	
再任用職員		193,200	204,300	222,800

備考：この表は、一般技能職員、給食調理等の職員で小笠原村規則で定める者に適用する。

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円
以外の職員	1	246,400	331,800	396,700
	2	248,900	334,800	399,600
	3	251,400	337,700	402,500
	4	253,900	340,700	405,300
	5	256,200	343,400	408,000
	6	260,000	346,700	410,700
	7	263,800	349,800	413,500
	8	267,600	352,900	416,200
	9	271,200	355,700	418,600
	10	275,200	358,600	421,300
	11	279,200	361,700	423,900

	12	283,200	364,900	426,600
	13	287,000	367,900	429,000
	14	291,000	371,500	431,500
	15	294,900	374,700	433,900
	16	298,800	378,400	436,400
	17	302,600	382,000	438,500
	18	306,200	384,700	440,900
	19	309,700	387,500	443,200
	20	313,300	390,200	445,600
	21	316,900	393,100	447,200
	22	320,600	395,700	449,600
	23	324,100	398,300	452,000
	24	327,600	400,700	454,300
	25	331,100	402,900	456,300
	26	333,900	405,200	458,600
	27	336,500	407,400	460,800
	28	339,100	409,700	463,100
	29	341,900	412,000	465,300
	30	344,000	414,100	467,600
	31	346,200	416,100	469,900
	32	348,600	418,200	472,100
	33	350,900	420,200	474,100
	34	353,300	422,100	476,200
	35	355,500	423,900	478,300
	36	358,000	425,900	480,400
	37	360,400	427,800	482,500
	38	362,800	429,800	484,300
	39	365,200	431,800	486,100
	40	367,400	433,800	487,900
	41	369,700	435,600	489,600
	42	371,100	437,400	491,400

	43	372,600	439,100	493,200
	44	374,000	440,900	495,000
	45	375,300	442,800	496,600
	46	376,700	444,600	498,300
	47	378,200	446,400	500,100
	48	379,700	448,100	501,900
	49	380,900	449,900	503,500
	50	381,900	451,600	504,800
	51	382,900	453,400	506,100
	52	383,800	455,200	507,400
	53	384,700	457,100	508,500
	54	385,600	458,300	509,800
	55	386,300	459,500	511,100
	56	387,200	460,700	512,400
	57	388,000	461,900	513,400
	58	388,900	462,900	514,200
	59	389,700	463,900	515,000
	60	390,500	464,900	515,800
	61	391,100	465,700	516,700
	62	391,600	466,400	517,500
	63	392,000	467,100	518,400
	64	392,500	467,800	519,200
	65	392,800	468,500	520,100
	66		469,200	521,000
	67		469,900	521,700
	68		470,600	522,600
	69		470,900	523,500
	70		471,600	524,300
	71		472,300	525,200
	72		473,000	526,100
	73		473,400	526,900

	74		474,000	527,800
	75		474,700	528,700
	76		475,400	529,400
	77		475,800	530,200
	78		476,400	531,100
	79		477,000	532,000
	80		477,500	532,900
	81		478,100	533,700
	82		478,600	534,600
	83		479,100	535,500
	84		479,600	536,400
	85		480,000	537,200
	86		480,600	538,100
	87		481,000	539,000
	88		481,500	539,900
	89		482,000	540,700
	90		482,600	
	91		483,200	
	92		483,600	
	93		484,100	
	94		484,700	
	95		485,300	
	96		485,900	
	97		486,400	
再任用職員		295,800	338,200	392,600

備考:この表は、医師、歯科医師等の職員で小笠原村規則で定める者に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000
	2	148,900	187,000	222,500	248,300
	3	150,300	188,600	224,100	249,500
	4	151,700	190,200	225,700	250,900
	5	152,900	191,700	227,100	252,100
	6	154,700	193,300	228,700	253,300
	7	156,400	194,900	230,200	254,500
	8	158,100	196,400	231,800	255,600
	9	159,800	198,000	233,000	256,900
	10	161,500	199,700	234,500	257,900
	11	163,200	201,300	235,900	258,900
	12	165,000	203,000	237,100	259,900
	13	166,500	204,600	238,800	261,200
	14	168,400	206,200	240,200	262,700
	15	170,400	207,800	241,400	264,300
	16	172,300	209,400	242,800	265,700
	17	174,200	210,900	243,800	267,200
	18	176,100	212,500	245,000	269,000
	19	177,900	214,200	246,200	270,800
	20	179,800	215,900	247,400	272,600
	21	181,700	217,200	248,800	274,400
	22	183,200	218,700	249,800	276,200
	23	184,700	220,100	250,800	278,000
	24	186,200	221,600	251,900	279,700
	25	187,800	223,000	253,100	281,500
	26	189,300	224,400	254,500	283,400
	27	190,800	225,700	255,900	285,300
	28	192,200	227,000	257,400	287,100
	29	193,700	228,400	258,800	289,000
	30	195,000	229,800	260,500	290,800

	31	196,300	231,300	262,200	292,600
	32	197,600	232,700	263,800	294,500
	33	199,000	233,900	265,300	296,200
	34	200,400	235,200	267,100	297,900
	35	201,800	236,200	268,800	299,700
	36	203,200	237,500	270,500	301,500
	37	204,300	238,900	272,000	302,900
	38	205,600	240,200	273,700	304,600
	39	206,900	241,300	275,400	306,100
	40	208,200	242,600	277,000	307,700
	41	209,400	243,900	278,600	309,400
	42	210,600	245,100	280,200	311,100
	43	211,800	246,300	281,900	312,700
	44	213,000	247,400	283,600	314,400
	45	214,200	248,500	285,100	315,400
	46	215,300	249,900	286,800	316,800
	47	216,300	251,400	288,500	318,300
	48	217,400	252,800	290,100	319,900
	49	218,400	254,400	291,400	321,300
	50	219,400	255,800	293,000	322,600
	51	220,300	257,200	294,300	323,800
	52	221,300	258,500	295,900	325,100
	53	221,800	259,600	297,200	326,200
	54	222,700	261,000	298,700	327,200
	55	223,400	262,400	300,100	328,300
	56	224,400	263,700	301,600	329,300
	57	225,100	264,600	302,700	329,800
	58	226,000	265,900	303,900	330,700
	59	226,700	267,200	305,100	331,500
	60	227,500	268,500	306,500	332,400
	61	228,400	269,400	307,800	333,200

	62	229,200	270,600	309,000	333,500
	63	230,100	271,900	310,300	334,100
	64	231,200	273,200	311,500	334,800
	65	231,800	274,100	312,900	335,400
	66	232,600	275,200	313,700	336,100
	67	233,400	276,100	314,500	336,800
	68	234,200	277,200	315,300	337,500
	69	234,900	278,200	315,900	338,200
	70	235,600	279,200	316,600	338,700
	71	236,300	280,300	317,300	339,300
	72	236,900	281,400	317,900	339,900
	73	237,600	282,100	318,600	340,200
	74	238,400	282,800	318,800	340,800
	75	239,200	283,300	319,400	341,300
	76	239,900	284,100	320,000	341,900
	77	240,400	284,900	320,600	342,400
	78	241,000	285,500	321,100	342,900
	79	241,600	286,100	321,600	343,400
	80	242,200	286,700	322,100	343,800
	81	242,500	287,400	322,700	344,100
	82	242,900	287,900	323,200	344,400
	83	243,300	288,300	323,600	344,800
	84	243,700	288,700	324,100	345,100
	85	244,000	288,900	324,600	345,600
	86		289,100	325,000	345,900
	87		289,300	325,200	346,200
	88		289,500	325,600	346,500
	89		289,900	326,000	346,900
	90		290,100	326,400	347,200
	91		290,300	326,800	347,600
	92		290,500	327,200	347,900

	93		290,900	327,500	348,300
	94		291,100	327,700	348,600
	95		291,300	328,100	348,900
	96		291,600	328,400	349,200
	97		292,000	328,600	349,500
	98		292,300	328,900	349,900
	99		292,500	329,200	350,300
	100		292,800	329,500	350,700
	101		293,100	329,700	351,200
	102		293,300	330,000	351,600
	103		293,500	330,400	352,000
	104		293,800	330,600	352,400
	105		294,100	330,700	352,900
	106			331,000	
	107			331,400	
	108			331,600	
	109			331,800	
	110			332,200	
	111			332,600	
	112			333,000	
	113			333,200	
再任用職員		188,300	214,900	243,100	256,500

備考:この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、理学療法士、歯科衛生士、
歯科技工士等の職員で小笠原村規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円
以外の職員	1	161,300	188,800	237,200	260,000
	2	162,700	190,900	239,000	261,000

	3	164,200	193,000	240,800	261,900
	4	165,600	195,000	242,600	263,000
	5	167,100	197,100	244,000	263,700
	6	168,600	199,400	245,300	264,700
	7	170,100	201,700	246,500	265,500
	8	171,600	204,000	247,800	266,500
	9	172,900	206,400	248,800	267,600
	10	174,600	207,800	249,900	268,400
	11	176,200	209,200	250,800	269,500
	12	177,700	210,500	251,700	270,700
	13	179,200	211,900	253,000	272,000
	14	181,200	213,400	254,100	273,300
	15	183,200	214,900	254,900	274,500
	16	185,200	216,100	255,900	275,900
	17	187,400	217,500	256,600	277,200
	18	189,500	219,000	257,500	278,600
	19	191,600	220,500	258,500	279,800
	20	193,700	222,000	259,400	281,200
	21	195,800	223,400	260,300	282,800
	22	198,000	225,100	261,300	284,400
	23	200,200	226,800	262,200	285,900
	24	202,400	228,500	263,200	287,300
	25	204,400	229,900	264,400	288,600
	26	205,700	231,600	265,700	290,400
	27	207,000	233,300	266,900	292,200
	28	208,300	235,000	268,100	293,900
	29	209,500	236,600	269,300	295,400
	30	210,700	238,000	270,800	297,000
	31	212,000	239,300	272,400	298,600
	32	213,200	240,400	273,800	300,300
	33	214,500	241,600	275,400	301,700

	34	215,800	242,700	276,900	303,200
	35	217,100	243,600	278,200	304,800
	36	218,400	244,700	279,500	306,400
	37	219,800	245,800	281,100	307,800
	38	221,200	246,900	282,500	309,200
	39	222,500	247,800	284,000	310,600
	40	223,900	248,900	285,400	312,200
	41	224,900	249,500	286,900	313,700
	42	226,300	250,400	288,400	315,100
	43	227,700	251,300	289,900	316,500
	44	229,100	252,200	291,500	318,000
	45	230,300	253,000	292,800	318,900
	46	231,700	254,000	294,200	320,300
	47	233,000	254,900	295,700	321,700
	48	234,300	255,900	297,200	323,200
	49	235,300	256,900	298,400	324,300
	50	236,400	258,100	299,700	325,700
	51	237,400	259,300	300,900	327,000
	52	238,500	260,500	302,300	328,300
	53	239,600	261,600	303,700	329,700
	54	240,700	263,100	305,000	331,100
	55	241,700	264,500	306,400	332,500
	56	242,700	265,900	307,800	333,800
	57	243,500	267,500	308,700	334,700
	58	244,500	269,100	309,900	336,000
	59	245,200	270,600	311,100	337,200
	60	246,200	272,100	312,500	338,500
	61	247,100	273,500	313,600	339,600
	62	248,100	275,000	314,900	340,500
	63	248,900	276,500	316,200	341,700
	64	249,900	277,800	317,400	343,000

	65	250,800	279,300	318,700	344,100
	66	251,800	280,800	320,000	345,300
	67	252,900	282,300	321,300	346,500
	68	253,800	283,800	322,600	347,600
	69	254,600	284,900	323,300	348,600
	70	255,700	286,400	324,400	349,600
	71	256,800	287,900	325,500	350,700
	72	258,000	289,300	326,400	351,800
	73	259,400	290,400	327,700	352,600
	74	260,700	291,800	328,400	353,700
	75	262,000	293,000	329,500	354,800
	76	263,200	294,300	330,700	355,900
	77	264,200	295,700	331,800	356,600
	78	265,300	297,000	333,000	357,400
	79	266,600	298,200	334,100	358,200
	80	267,800	299,500	335,300	358,900
	81	268,800	300,100	336,400	359,500
	82	269,800	301,300	337,500	360,000
	83	270,900	302,400	338,500	360,600
	84	272,000	303,600	339,600	361,100
	85	272,800	304,700	340,500	361,700
	86	273,700	305,900	341,500	362,200
	87	274,800	307,100	342,400	362,800
	88	275,900	308,200	343,400	363,300
	89	276,800	309,500	344,400	363,700
	90	277,700	310,700	345,200	364,100
	91	278,500	311,900	346,000	364,700
	92	279,500	313,100	346,800	365,200
	93	280,400	313,900	347,400	365,500
	94	281,400	314,600	348,000	366,000
	95	282,300	315,300	348,700	366,400

	96	283,300	315,900	349,300	366,700
	97	284,000	316,600	349,700	367,300
	98	284,800	316,900	350,100	367,800
	99	285,400	317,500	350,600	368,300
	100	286,300	318,200	351,000	368,800
	101	287,100	318,600	351,500	369,400
	102	287,900	319,200	351,900	369,900
	103	288,700	319,800	352,400	370,400
	104	289,500	320,400	352,800	370,800
	105	290,200	320,800	353,100	371,400
	106	290,700	321,300	353,600	371,900
	107	291,200	321,800	354,000	372,400
	108	291,700	322,300	354,300	372,900
	109	291,900	322,700	354,800	373,500
	110	292,200	323,100	355,300	373,900
	111	292,400	323,400	355,800	374,400
	112	292,800	323,700	356,300	374,900
	113	293,100	324,100	356,800	375,500
	114	293,300	324,500	357,300	
	115	293,700	324,900	357,800	
	116	294,000	325,200	358,200	
	117	294,300	325,400	358,600	
	118	294,600	325,700	359,000	
	119	294,900	326,100	359,500	
	120	295,300	326,300	360,000	
	121	295,600	326,500	360,400	
	122	296,000	326,800	360,900	
	123	296,300	327,100	361,400	
	124	296,700	327,400	361,900	
	125	296,900	327,600	362,200	
	126	297,100	327,900		

	127	297,400	328,300		
	128	297,800	328,500		
	129	298,000	328,600		
	130	298,300	328,900		
	131	298,700	329,300		
	132	299,100	329,500		
	133	299,300	329,800		
	134	299,600	330,200		
	135	300,000	330,600		
	136	300,300	331,000		
	137	300,500	331,300		
	138	300,800	331,700		
	139	301,200	332,100		
	140	301,500	332,500		
	141	301,700	332,800		
	142	302,100	333,200		
	143	302,500	333,500		
	144	302,800	333,900		
	145	302,900	334,200		
	146	303,200	334,600		
	147	303,500	335,000		
	148	303,900	335,400		
	149	304,100	335,700		
	150	304,300	336,100		
	151	304,600	336,500		
	152	304,900	336,900		
	153	305,300	337,200		
	154	305,500			
	155	305,700			
	156	306,000			
	157	306,300			

	158	306,600			
	159	306,900			
	160	307,200			
	161	307,600			
	162	307,900			
	163	308,200			
	164	308,500			
	165	308,900			
	166	309,200			
	167	309,500			
	168	309,800			
	169	310,200			
再任用職員		234,700	255,000	262,200	272,400

備考：この表は、保健師、看護師等の職員で小笠原村規則で定める者に適用する。

別表第3 福祉職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	156,100	206,400	252,300	273,400
	2	157,300	208,200	253,900	275,200
	3	158,500	210,000	255,300	276,800
	4	159,700	211,700	256,900	278,300
	5	160,700	213,400	258,000	280,100
	6	162,200	215,200	259,300	282,200
	7	163,600	217,000	260,700	284,300
	8	165,000	218,700	262,100	286,600
	9	166,300	220,600	263,300	288,600
	10	167,700	222,100	264,800	290,700
	11	169,100	223,500	266,100	292,900
	12	170,600	224,900	267,200	295,000

	13	172,100	226,400	268,500	296,800
	14	173,600	228,000	270,200	299,100
	15	175,100	229,600	271,900	301,300
	16	176,500	231,200	273,600	303,500
	17	178,100	232,600	275,200	305,600
	18	179,900	234,200	277,100	307,900
	19	181,600	235,700	278,900	310,100
	20	183,300	237,200	280,500	312,400
	21	184,800	238,300	282,100	314,400
	22	186,500	239,800	283,900	316,500
	23	188,200	241,100	285,500	318,700
	24	189,800	242,500	287,200	320,800
	25	191,400	244,000	289,100	322,800
	26	193,200	245,700	290,800	324,800
	27	195,000	247,200	292,600	326,900
	28	196,700	248,900	294,400	328,900
	29	198,500	250,300	295,800	330,800
	30	200,000	251,600	297,500	332,900
	31	201,500	252,900	299,200	334,800
	32	202,900	254,300	300,800	336,900
	33	204,400	255,600	302,300	338,500
	34	205,700	256,900	303,900	340,400
	35	207,000	258,200	305,400	342,300
	36	208,200	259,400	307,000	344,200
	37	209,500	260,800	308,600	345,500
	38	210,900	262,400	310,100	347,400
	39	212,300	264,000	311,500	349,300
	40	213,700	265,500	313,100	351,100
	41	214,700	266,900	314,400	353,000
	42	215,900	268,500	316,000	354,800
	43	217,000	270,100	317,500	356,600

	44	218,200	271,600	319,000	358,300
	45	219,100	273,300	320,100	360,100
	46	220,200	274,900	321,300	361,500
	47	221,100	276,500	322,500	363,000
	48	222,100	278,100	323,700	364,400
	49	223,000	279,600	324,700	365,400
	50	224,100	281,200	325,700	366,500
	51	225,200	282,800	326,600	367,600
	52	226,000	284,300	327,600	368,700
	53	226,600	285,800	328,500	369,600
	54	227,700	287,300	329,200	370,200
	55	228,400	288,700	330,000	371,000
	56	229,300	290,200	330,800	371,800
	57	230,100	291,600	331,400	372,600
	58	231,000	293,000	331,900	373,400
	59	231,800	294,500	332,500	374,200
	60	232,700	296,000	333,000	375,000
	61	233,700	297,200	333,500	375,900
	62	234,600	298,700	333,700	376,600
	63	235,500	299,900	334,300	377,300
	64	236,300	301,400	334,900	378,000
	65	237,200	302,500	335,200	378,300
	66	238,200	303,800	335,700	378,900
	67	239,400	304,900	336,200	379,500
	68	240,500	306,200	336,700	380,200
	69	241,500	307,000	337,200	380,600
	70	242,600	308,100	337,700	381,300
	71	243,700	309,300	338,100	381,900
	72	244,600	310,500	338,600	382,500
	73	245,300	311,800	338,800	382,900
	74	246,400	312,500	339,300	383,500

	75	247,500	313,200	339,800	384,100
	76	248,500	313,800	340,300	384,700
	77	249,400	314,600	340,600	385,100
	78	250,400	315,300	341,000	385,600
	79	251,400	316,000	341,500	386,100
	80	252,400	316,700	341,900	386,700
	81	253,300	317,000	342,100	387,200
	82	254,000	317,300	342,400	387,600
	83	255,000	317,900	342,900	388,000
	84	256,000	318,200	343,300	388,400
	85	256,700	318,600	343,600	388,600
	86	257,500	318,900	343,900	388,800
	87	258,200	319,300	344,400	389,100
	88	259,100	319,600	344,800	389,400
	89	259,700	320,100	345,100	389,600
	90	260,500	320,500	345,500	389,900
	91	261,300	320,800	345,900	390,200
	92	262,100	321,100	346,100	390,400
	93	262,600	321,600	346,400	390,600
	94	263,300	322,000		
	95	263,800	322,200		
	96	264,500	322,600		
	97	265,200	323,000		
	98	265,900	323,400		
	99	266,600	323,800		
	100	267,300	324,200		
	101	267,800	324,400		
	102	268,300	324,700		
	103	268,700	325,000		
	104	269,200	325,300		
	105	269,300	325,700		

	106	269,600	325,900	
	107	269,900	326,200	
	108	270,200	326,600	
	109	270,600	327,000	
	110	270,900	327,300	
	111	271,300	327,700	
	112	271,600	328,000	
	113	271,900	328,300	
	114	272,200	328,700	
	115	272,500	329,000	
	116	272,900	329,200	
	117	273,200	329,300	
	118	273,500	329,700	
	119	273,900	330,100	
	120	274,300	330,500	
	121	274,500	330,700	
	122	274,700		
	123	275,100		
	124	275,400		
	125	275,600		
	126	275,900		
	127	276,300		
	128	276,700		
	129	276,900		
	130	277,300		
	131	277,700		
	132	278,000		
	133	278,200		
	134	278,500		
	135	278,900		
	136	279,200		

	137	279,400			
	138	279,700			
	139	280,000			
	140	280,300			
	141	280,500			
	142	280,700			
	143	280,900			
	144	281,200			
	145	281,600			
	146	281,800			
	147	282,100			
	148	282,400			
	149	282,700			
	150	282,900			
	151	283,200			
	152	283,400			
	153	283,700			
再任用職員		201,100	240,600	254,900	288,000

備考：この表は、介護福祉士、保育士等の職員で小笠原村規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「においては」を「には」に改める。

第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の85」を「100分の90」に、「100分の105」を「100分の110」に改め、同条第4項中「、6月に支給する場合には100分の40」を「100分の42.5」に、「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第4オ医療職給料表（3）等級別基準職務表1級の項を次のように改める。

1 級	准看護師の職務
-----	---------

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第40号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第2条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第2条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(平成30年4月1日における号給の調整)

第3条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において職員の給与に関する条例第5条第4項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して小笠原村規則で定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして小笠原村規則で定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(小笠原村規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、小笠原村規則で定める。

議案第 4 号

小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

小笠原村消防団の定数を増員し、また部長職を新設するための条文を改正する。

小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村消防団条例（昭和44年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「60」を「93」に改める。

第4条の2中「分団長」の次に「、部長」を加える。

別表1の分団長の項の次に次のように加える。

部長	年額	50,000 円
----	----	----------

附 則

（施行期日）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 5 号

小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

F T T H 網更新整備により宅内設置機器等の接続構成を変更した事により、該当条文を改正する必要性が生じたため。

小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例（平成19年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) D-ONU インターネット接続サービスを提供するために村が設置する光終端装置をいう。

第2条第1項第3号中「通信機器」を「D-ONU」に改める。

第2条第1項第4号を次のように改める。

(4) 通信機器 インターネット接続サービスを利用する為、D-ONU に接続する機器をいう。

第4条第1項中「光ケーブル網」を「基幹光ケーブル網」に改める。

第9条第1項第1号中「伝送設備、IP 告知端末」を「D-ONU、伝送設備」に改め、同項第2号中「情報通信末端装置」を「通信機器」に改める。

第10条中「IP 告知端末」を「D-ONU」に改める。

第13条第1項中「引込線、IP 告知端末及び伝送設備」を「宅内の伝送設備及び D-ONU」に改める。

第14条中「IP 告知端末及び宅内伝送設備」を「宅内の伝送設備及び D-ONU」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 6 号

小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

F T T H 網更新整備により宅内設置機器等の接続構成を変更した事により、該当条文を改正する必要性が生じたため。

小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村ケーブルテレビ条例（平成２３年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第４号、及び第５号中「映像用光端末回線装置」を「映像用光終端装置」に改める。

第３条第１項に次の１号を加える。

(8) FM 告知端末 小笠原村が各戸に設置する音声告知端末をいう。

第５条第１項第６号中「V—ONU の設置」の次に「、FM 告知端末の設置」を加える。

第７条第３項中「V—ONU」の次に「及び FM 告知端末」を加える。

第１１条第１項第２号中「及び V—ONU」を「、V—ONU 及び FM 告知端末」に改める。

第１３条第１項第１号中「及び V—ONU」を「V—ONU 及び FM 告知端末」に改め、同項第３号、及び第４号中「V—ONU」の次に「及び FM 告知端末」を加える。

第１５条第１項中「V—ONU」の次に「及び FM 告知端末」を加える。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

議案第 7 号

小笠原村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する
条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

平成 2 6 年の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）改正において、保険者機能の強化という観点から、市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市町村に移譲されることとなったため、必要な条例を制定する。

小笠原村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例
(案) 説明資料

第1章 総則

第1条 趣旨

第2条 用語の意義

第3条 基本方針

- ・ 自立生活を営むことの配慮。
- ・ 総合的かつ効率的にサービスが提供される配慮。
- ・ 公正中立に行う。
- ・ 事業者は、連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

第4条 従業者の配置の基準

- ・ 常勤介護支援専門員を規則基準で配置すること。

第5条 管理者

- ・ 管理者（常勤主任介護支援専門員）の配置。

第3章 運営に関する基準

第6条 設備及び備品等

- ・ 必要な設備及び備品等設置。

第7条 管理者の責務

- ・ 一元的な管理と、必要な指揮命令を行うこと。

第8条 運営規定

- ・ 運営方針等の運営規程を定める。

第9条 勤務体制の確保等

- ・ 介護支援専門員の勤務体制整備及び、研修機会を確保。

第10条 内容及び手続の説明及び同意

- ・ 利用申込者等への説明、同意義務及び入院時の適切な対応。
- ・ 電磁的方法による説明。

第11条 提供拒否の禁止

- ・ サービス提供拒否の原則禁止。

第12条 サービス提供困難時の対応

- ・ 他事業者の紹介措置。

第13条 受給資格の確認

- ・ 被保険者証による確認義務。

第14条 要介護認定の申請に係る援助

- ・認定申請時の協力・援助対応。

第15条 法定代理受領サービスに係る報告

- ・法定代理受領サービスの区市町村への提出義務。

第16条 身分を証する書類の携行

- ・介護支援専門員への証明書の携行規定。

第17条 利用料等の受領

- ・利用料額と、計画額との差額の考え方及び、交通費の扱い

第18条 保険給付の請求のための証明書の交付

- ・証明書の交付対応。

第19条 指定居宅介護支援の基本取扱方針

- ・要介護状態の軽減又は悪化の防止。
- ・医療サービスとの連携考慮。
- ・質の評価と改善への取組。

第20条 指定指定居宅介護支援の具体的方針

- ・管理者への方針。
- ・利用者等への説明義務。
- ・介護支援専門員への方針。

第21条 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付

- ・事業者の別事業者への計画書類の交付。

第22条 利用者に関する区市町村への通知

- ・事業者の利用者不正行為等時の区市町村への通知対応。

第23条 従業者の健康管理等

- ・事業者の従業者への勤務環境等管理。

第24条 掲示

- ・事業者の重要事項等の適切な掲示。

第25条 秘密保持等

- ・秘密保持の原則、管理、個人情報利用の同意に関すること。

第26条 広告

- ・虚偽、誇大広告の禁止。

第27条 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等

- ・特定のサービス事業者等利用の指示及び利益收受の禁止。

第28条 苦情処理

- ・苦情の適切な対応及び記録の作成等。
- ・国民健康保険団体連合会への苦情申立てに関する援助、指導改善。

第29条 事故発生時対応

- ・事故発生時、損害賠償への対応。

第30条 会計の区分

- ・会計区分への対応。

第31条 記録の整備

- ・整備する記録の項目と保管期間。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

第32条 準用

- ・基準該当居宅介護支援の事業への準用。

附 則

第1条 施行期日

- ・施行期日を平成30年4月1日。(一部、平成30年10月1日)

第2条 管理者に係る経過措置

- ・介護支援専門員の管理者配置は平成33年3月31日まで可能。

小笠原村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する 条例（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、小笠原村の区域における指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 指定居宅介護支援 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。
- （2） 指定居宅介護支援事業者 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。
- （3） 指定居宅サービス等 法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。
- （4） 指定居宅サービス事業者 法41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。
- （5） 指定介護予防支援事業者 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。
- （6） 利用料 居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。
- （7） 基準該当居宅介護支援 法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。
- （8） 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合における当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態となった場合、

可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、必要な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

- 第4条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを村規則(以下「規則」という。)で定める基準により置かなければならない。

(管理者)

- 第5条 指定居宅介護支援事業者は、各指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援事業所を管理する者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。
- 2 管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。
 - 3 管理者は、専ら当該指定居宅介護支援事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この

限りでない。

- (1) 管理者が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第3章 運営に関する基準

(設備及び備品等)

第6条 指定居宅介護支援事業所は、事業を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(管理者の責務)

第7条 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、各指定居宅介護支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、各指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員その他の従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、各指定居宅介護支援事業所において、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員によって指定居宅介護支援を提供しなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第一項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、第1項の重要事項を電子情報処理組織(指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。
- 5 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

- 6 第4項後段の同意を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第4項後段の同意をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

- 第11条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

- 第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認める場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第14条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

- 第15条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、区市町村(法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に

対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、区市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(身分を証する書類の携行)

- 第16条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第17条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行った場合には、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第18条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

- 第19条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第20条 指定居宅介護支援の具体的な取扱いは、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行うこと。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を居宅サービス計画に含めるよう努めるとともに、当該利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等の置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握すること。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。
- (6) 介護支援専門員は、第4号に規定する課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (7) 介護支援専門員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当

該アセスメントにより把握された課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、当該サービスの種類、内容及び利用料並びに当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。

- (8) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(利用者及びその家族の参加を原則とし、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
- (9) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第28条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めること。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握(当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じ変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (12の2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利

用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

- (13) 介護支援専門員は、第12号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、少なくとも一月に一回、当該利用者の居宅を訪問し当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録すること。
- (14) 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
- (15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (16) 介護支援専門員は、必要な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。
- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等からの退院又は退所を希望する要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。
- (17の2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ること。
- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。

- (18の2) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。
- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り行うとともに、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは当該留意事項を尊重して行うこと。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者にその趣旨(同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。
- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

(25) 指定居宅介護支援事業者は、法115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者による居宅介護支援の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する区市町村への通知)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が正当な理由なく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。

(従業者の健康管理等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第25条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘

密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第27条 指定居宅介護支援事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(以下「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
(事故発生時の対応)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、各指定居宅介護支援事業所において経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から二年間保存しなければならない。

(1) 第20条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

イ 居宅サービス計画

ロ 第20条第6号に規定するアセスメントの結果の記録

ハ 第20条第8号に規定するサービス担当者会議等の記録

- ニ 第20条第13号に規定するモニタリングの結果の記録
- ホ 第22条に規定する区市町村への通知に係る記録
- ヘ 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- ト 第29条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第32条 第3条、第2章及び第3章(第28条第5項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第17条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、基準第20条第17号の2の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

第2条 平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。

議案第 8 号

小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 3 0 年政令 2 7 号）が公布されたことに伴い、小笠原村国民健康保険条例の該当条文を改正する必要があるため。

小笠原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村国民健康保険条例（昭和43年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行なう国民健康保険」を「行う国民健康保険の事務」に改める。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 9 号

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

国民健康保険税の税率等について、所要の改正を行うとともに規定の整備をするため。

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村国民健康保険税条例（昭和 43 年 条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

（１） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

（２） 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

（３） 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 2 項中「前項」の次に「第 1 号」を加え、同条第 3 項中「第 1 項」の次に「第 2 号」を加え、同条第 4 項中「第 1 項」の次に「第 3 号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第 5 条の 2 第 1 号中「（昭和 33 年法律第 192 号）」を削り、「12,600 円」

を「14,600 円」に改め、同条第 2 号中「6,300 円」を「7,300 円」に改め、同条第 3 号中「9,450 円」を「10,950 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 1.1」を「100 分の 1.18」に改める。

第 7 条の 3 第 1 号中「5,000 円」を「6,000 円」に改め、同条第 2 号中「2,500 円」を「3,000 円」に改め、同条第 3 号中「3,750 円」を「4,500 円」に改める。

第 8 条中「100 分の 0.42」を「100 分の 0.62」に改める。

第 9 条の 2 中「5,800 円」を「6,600 円」に改める。

第 9 条の 3 中「3,200 円」を「4,500 円」に改める。

第 23 条第 1 号イ(1)中「8,820 円」を「10,220 円」に改め、同号イ(2)中「4,410 円」を「5,110 円」に改め、同号イ(3)中「6,615 円」を「7,665 円」に改め、同号エ(1)中「3,500 円」を「4,200 円」に改め、同号エ(2)中「1,750 円」を「2,100 円」に改め、同号エ(3)中「2,625 円」を「3,150 円」に改め、同号オ中「4,060 円」を「4,620 円」に改め、同号カ中「2,240 円」を「3,150 円」に改め、同条第 2 号イ(1)中「6,300 円」を「7,300 円」に改め、同号イ(2)中「3,150 円」を「3,650 円」に改め、同号イ(3)中「4,725 円」を「5,475 円」に改め、同号エ(1)中「2,500 円」を「3,000 円」に改め、同号エ(2)中「1,250 円」を「1,500 円」に改め、同号エ(3)中「1,875 円」を「2,250 円」に改め、同号オ中「2,900 円」を「3,300 円」に改め、同号カ中「1,600 円」を「2,250 円」に改め、同条第 3 号イ(1)中「6,300 円」を「2,920 円」に改め、同号イ(2)中「3,150 円」を「1,460 円」に改め、同号イ(3)中「4,725 円」を「2,190 円」に改め、同号エ(1)中「1,000 円」を「1,200 円」に改め、同号エ(2)中「500 円」を「600 円」に改め、同号エ(3)中「750 円」を「900 円」に改め、同号オ中「1,160 円」を「1,320 円」に改め、同号カ中「640 円」を「900 円」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の小笠原村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の保険税について適用し、平成29年度分までの保険税については、なお従前の例による。

議案第 10 号

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

介護保険の第 7 期事業計画期間における、第 1 号被保険者の適正な保険料額を定めるため。

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村介護保険条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第10号中「介護予防訪問介護」を削り、同条第13号中「介護予防通所介護」を削る。

第7条第1項中「平成27年度から平成29年度までの」を「平成30年度から平成32年度までの」に改め、同項第1号中「27,840円」を「20,244円」に改め、同項第2号及び第3号中「41,760円」を「30,366円」に改め、同項第4号中「50,112円」を「36,439円」に改め、同項第5号中「55,680円」を「40,488円」に改め、同項第6号中「66,816円」を「48,585円」に改め、同項第7号中「72,384円」を「52,634円」に改め、同項第8号中「83,520円」を「60,732円」に改め、同項第9号中「94,656円」を「68,829円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度までの」を「平成30年度から平成32年度までの」に、「25,056円」を「18,219円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 附則第7条第2項中、村長が定める日を平成30年3月31日とする。

3 附則第7条第3項中、村長が定める日を平成30年3月31日とする。

4 附則第7条第4項中、村長が定める日を平成30年3月31日とする。

（経過措置）

第2条 改正後の小笠原村介護保険条例第7条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

東京都後期高齢者医療広域連合規約変更について（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

平成 3 0 年 1 月 1 1 日の東京都後期高齢者医療広域連合協議会において、後期高齢者医療保険料について、低所得者の保険料の軽減に係る経費を、構成区市町村の一般財源から分賦金として支弁することとするため、東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 3 月 1 日東京都知事許可）の変更（案）について了承された。

本規約の変更にあたっては、地方自治法に基づき各区市町村議会による議決を経る必要があるため。

東京都後期高齢者医療広域連合規約変更について（案）

記

後期高齢者医療保険料について、低所得者の保険料の軽減に係る経費を、構成区市町村の一般財源から分賦金として支弁することとするため、別記規約のとおり変更する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「平成28年度分及び平成29年度分」を「平成30年度分及び平成31年度分」に、「平成28年4月1日現在」を「平成30年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、平成30年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、平成29年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

議案第 1 2 号

小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
(案)

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

建設発生土置場の管理に係る形態の変化や労務費の上昇に伴い、公共料金の適切な対応を行う必要があるため。

小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例（案）

小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年条例第6号）
の一部を次のように改正する

別表4中「864円」を「1,620円」に改める。

附 則
（施行期日）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 13 号

小笠原村給水条例の一部を改正する条例(案)

上記の議案を提出する。

平成30年3月7日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

平成30年4月16日施行予定の「小笠原村給水条例の一部を改正する条例」について、減免に関する条項についても見直したため。

小笠原村給水条例の一部を改正する条例(案)

小笠原村給水条例(平成10年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「その者の基本料金」の次に「と使用水量10立方メートルまでの水量料金の合計額」を加える。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月16日から施行する。

議案第 14 号

小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例(案)

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

平成 30 年 4 月 16 日施行予定の「小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例」について、減免に関する条項についても見直したため。

小笠原村地域し尿処理施設条例の一部を改正する条例(案)

小笠原村地域し尿処理施設条例(平成24年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「その者の基本使用料」の次に「と汚水量 10 m³までの従量使用料の合計額」を加える。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月16日から施行する。

議案第 15 号

小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例(案)

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

平成 30 年 4 月 16 日施行予定の「小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例」について、減免に関する条項についても見直したため。

小笠原村浄化槽条例の一部を改正する条例(案)

小笠原村浄化槽条例(平成24年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「その者の基本使用料」の次に「と汚水量 10 m³までの従量使用料の合計額」を加える。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月16日から施行する。

議案第 16 号

平成 29 年度小笠原村一般会計補正予算（第 5 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 9 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 5 号)

(別紙)

平成 29 年度小笠原村
一般会計補正予算
予算 総 則

平成 29 年度小笠原村一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 164,081 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,871,777 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 村 税		453,553	41,848	495,401
	1. 村 民 税	264,840	41,848	306,688
15. 国 庫 支 出 金		320,568	△9,013	311,555
	1. 国 庫 負 担 金	36,381	△126	36,255
	3. 国 庫 委 託 金	19,061	△8,887	10,174
16. 都 支 出 金		912,970	△20,018	892,952
	1. 都 負 担 金	26,278	△707	25,571
	2. 都 補 助 金	827,832	△10,577	817,255
	3. 都 委 託 金	58,860	△8,734	50,126
19. 繰 入 金		715,671	△186,000	529,671
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	37,787	869	38,656
	2. 基 金 繰 入 金	677,884	△186,869	491,015
20. 繰 越 金		175,600	9,563	185,163
	1. 繰 越 金	175,600	9,563	185,163
21. 諸 収 入		85,080	△461	84,619
	6. 雑 入	71,776	△461	71,315
歳 入 合 計		5,035,858	△164,081	4,871,777

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 総 務 費		1,464,280	△70,378	1,393,902
	01. 総 務 管 理 費	1,367,840	△59,772	1,308,068
	02. 徴 税 費	21,848	△3,997	17,851
	03. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	64,723	△4,774	59,949
	04. 選 挙 費	8,291	△1,755	6,536
	05. 統 計 調 査 費	344	△80	264
03. 民 生 費		757,059	△39,717	717,342
	01. 社 会 福 祉 費	510,558	△35,817	474,741
	02. 児 童 福 祉 費	243,288	△3,900	239,388
04. 衛 生 費		1,147,592	△45,111	1,102,481
	01. 保 健 衛 生 費	618,497	△7,855	610,642
	02. 清 掃 費	348,011	△3,008	345,003
	03. 上 水 道 費	181,084	△34,248	146,836
05. 農 林 水 産 業 費		73,511	△1,264	72,247
	01. 農 業 費	21,541	△485	21,056
	02. 水 産 業 費	51,970	△779	51,191
07. 土 木 費		188,373	△7,576	180,797
	02. 道 路 橋 り ょ う 費	132,093	△7,576	124,517
08. 消 防 費		16,972	△1,000	15,972
	01. 消 防 費	16,972	△1,000	15,972
09. 教 育 費		241,118	△1,080	240,038
	01. 教 育 総 務 費	54,022	800	54,822
	02. 小 学 校 費	70,129	△380	69,749
	05. 保 健 体 育 費	38,834	△1,500	37,334
11. 公 債 費		731,271	△1,875	729,396
	01. 公 債 費	731,271	△1,875	729,396

議案第 17 号

平成 29 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 9 年 度 小 笠 原 村

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 3 号)

(別紙)

平成 29 年度 小笠原村
国民健康保険特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 29 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 18,742 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 473,507 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 国 庫 支 出 金		107,756	9,078	116,834
	1. 国 庫 負 担 金	83,672	10,704	94,376
	2. 国 庫 補 助 金	24,084	△1,626	22,458
7. 都 支 出 金		41,222	△717	40,505
	1. 都 負 担 金	34,298	△717	33,581
9. 共 同 事 業 交 付 金		100,681	5,611	106,292
	1. 共 同 事 業 交 付 金	100,681	5,611	106,292
11. 繰 入 金		107,848	△32,714	75,134
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	107,848	△32,714	75,134
歳 入 合 計		492,249	△18,742	473,507

議案第 18 号

平成 29 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 9 年 度 小 笠 原 村

簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 4 号)

(別紙)

平成 29 年度 小笠原村
簡易水道事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 29 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 12,610 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,245,386 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 30 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 分 担 金 及 負 担 金		1	26,384	26,385
	1. 負 担 金	1	26,384	26,385
6. 繰 入 金		204,549	△38,994	165,555
	1. 繰 入 金	204,549	△38,994	165,555
歳 入	合 計	1,257,996	△12,610	1,245,386

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		262,403	△12,610	249,793
	01. 総 務 管 理 費	262,403	△12,610	249,793
歳 出 合 計		1,257,996	△12,610	1,245,386

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
2. 建設改良費	1. 建設改良費	簡易浄水場整備事業	279,682

議案第 19 号

平成 29 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 9 年 度 小 笠 原 村

宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 1 号)

(別紙)

平成 29 年度 小笠原村
宅地造成事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 29 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 7,159 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,737 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

歲入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 事 業 収 入		16,893	△7,159	9,734
	1. 土 地 売 払 収 入	16,334	△7,159	9,175
合 計		16,896	△7,159	9,737

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		4,186	△671	3,515
	01. 総 務 管 理 費	4,186	△671	3,515
02. 諸 支 出 金		12,610	△6,488	6,122
	01. 繰 出 金	12,610	△6,488	6,122
歳 出 合 計		16,896	△7,159	9,737

議案第 20 号

平成 29 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算
（第 3 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 9 年 度 小 笠 原 村

介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算

（第 3 号）

(別紙)

平成 2 9 年 度 小 笠 原 村
介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 2 9 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,825 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 92,269 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
5. 都 支 出 金		8,512	220	8,732
	3. 都 補 助 金	122	220	342
8. 繰 入 金		20,205	△220	19,985
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	20,203	△220	19,983
9. 繰 越 金		14,814	4,825	19,639
	1. 繰 越 金	14,814	4,825	19,639
歳 入 合 計		87,444	4,825	92,269

議案第 21 号

平成 29 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計
補正予算（第 3 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 9 年 度 小 笠 原 村

介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算

（第 3 号）

(別紙)

平成 29 年度 小笠原村
介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 29 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,122 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 182,725 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 繰越金		4,682	4,122	8,804
	1. 繰越金	4,682	4,122	8,804
歳入合計		178,603	4,122	182,725

議案第 2 2 号

平成 2 9 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 9 年 度 小 笠 原 村

下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 3 号)

(別紙)

平成 29 年度 小笠原村
下水道事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 29 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 992 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 358,136 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		143,006	△992	142,014
	1. 繰 入 金	143,006	△992	142,014
歳 入 合 計		359,128	△992	358,136

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		135,034	△992	134,042
	01. 総 務 管 理 費	135,034	△992	134,042
歳 出 合 計		359,128	△992	358,136

議案第 23 号

平成 29 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 9 年 度 小 笠 原 村

浄化槽事業特別会計補正予算

(第 3 号)

(別紙)

平成 29 年度 小笠原村
浄化槽事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 29 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,675 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 14,520 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 3 月 7 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
5. 繰 入 金		10,375	△2,016	8,359
	1. 繰 入 金	10,375	△2,016	8,359
6. 繰 越 金		1,444	341	1,785
	1. 繰 越 金	1,444	341	1,785
歳 入	合 計	16,195	△1,675	14,520

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		10,298	△1,791	8,507
	01. 総 務 管 理 費	10,298	△1,791	8,507
04. 諸 支 出 金		894	116	1,010
	01. 繰 出 金	894	116	1,010
歳 出 合 計		16,195	△1,675	14,520

議案第 2 4 号

平成 3 0 年度小笠原村一般会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 4 号議案

平 成 3 0 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 予 算

(別紙)

平成 30 年度 小笠原村
一般会計 予算
予算 総 則

平成 30 年度小笠原村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,200,761 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高限度額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

平成 30 年 3 月 7 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 村 税		469,310
	1. 村 民 税	281,879
	2. 固 定 資 産 税	156,215
	3. 軽 自 動 車 税	9,216
	4. 村 た ば こ 税	22,000
2. 地 方 譲 与 税		7,196
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,925
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	5,270
	3. 地 方 道 路 譲 与 税	1
3. 利 子 割 交 付 金		812
	1. 利 子 割 交 付 金	812
4. 配 当 割 交 付 金		3,904
	1. 配 当 割 交 付 金	3,904
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		2,702
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,702
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		55,053
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	55,053
8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		4,162
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	4,162
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		114,408
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	70,699
	2. 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	43,709
10. 地 方 特 例 交 付 金		559
	1. 地 方 特 例 交 付 金	559

款	項	金 額
11. 地 方 交 付 税		1,448,525
	1. 地 方 交 付 税	1,448,525
13. 分 担 金 及 負 担 金		5,597
	1. 負 担 金	5,597
14. 使 用 料 及 手 数 料		286,004
	1. 使 用 料	267,884
	2. 手 数 料	18,120
15. 国 庫 支 出 金		255,913
	1. 国 庫 負 担 金	41,118
	2. 国 庫 補 助 金	195,681
	3. 国 庫 委 託 金	19,114
16. 都 支 出 金		901,783
	1. 都 負 担 金	26,213
	2. 都 補 助 金	827,855
	3. 都 委 託 金	47,715
17. 財 産 収 入		44,151
	1. 財 産 運 用 収 入	44,150
	2. 財 産 売 払 収 入	1
18. 寄 附 金		1,776
	1. 寄 附 金	1,776
19. 繰 入 金		133,485
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	6
	2. 基 金 繰 入 金	133,479
20. 繰 越 金		7,900
	1. 繰 越 金	7,900
21. 諸 収 入		61,221

款	項	金 額
	1. 延滞金加算金及過料	1
	2. 村 預 金 利 子	29
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	2,529
	4. 受 託 事 業 収 入	7,521
	5. バ ス 事 業 収 入	3,480
	6. 雑 入	47,661
22. 村 債		396,300
	1. 村 債	396,300
歳 入	合 計	4,200,761

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 議 会 費		60,779
	01. 議 会 費	60,779
02. 総 務 費		1,491,025
	01. 総 務 管 理 費	1,429,942
	02. 徴 税 費	19,067
	03. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	38,780
	04. 選 挙 費	230
	05. 統 計 調 査 費	1,761
	06. 監 査 委 員 費	1,245
03. 民 生 費		662,648
	01. 社 会 福 祉 費	442,432
	02. 児 童 福 祉 費	216,980
	03. 国 民 年 金 費	3,236
04. 衛 生 費		1,025,116
	01. 保 健 衛 生 費	624,514
	02. 清 掃 費	298,931
	03. 上 水 道 費	101,671
05. 農 林 水 産 業 費		83,455
	01. 農 業 費	26,393
	02. 水 産 業 費	57,062
06. 商 工 費		127,416
	01. 商 工 費	127,416
07. 土 木 費		136,489
	01. 土 木 管 理 費	11,539
	02. 道 路 橋 り ょ う 費	92,599
	03. 河 川 費	8,486

款	項	金 額
	04. 都 市 計 画 費	3,803
	05. 公 園 費	16,202
	06. 住 宅 費	3,860
08. 消 防 費		12,165
	01. 消 防 費	12,165
09. 教 育 費		233,366
	01. 教 育 総 務 費	53,611
	02. 小 学 校 費	77,900
	03. 中 学 校 費	59,818
	04. 社 会 教 育 費	23,490
	05. 保 健 体 育 費	18,547
11. 公 債 費		292,544
	01. 公 債 費	292,544
12. 諸 支 出 金		65,758
	01. 基 金 費	63,355
	02. 諸 費	2,403
13. 予 備 費		10,000
	01. 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	4,200,761

第2表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
地域福祉センター指定管理料	平成30年度から 平成32年度まで	64,565 千円
奥村運動場指定管理料	平成30年度から 平成32年度まで	17,567 千円
ローズ記念館指定管理料	平成30年度から 平成32年度まで	9,684 千円

第3表 村 債

番号	起債の目的	起債の限度額	起債の方法 証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にか わる村債を起こすこともある。 利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金に ついて、利率見直しを行った後においては、当 該見直し後の利率) 償還の方法 政府、東京都、その他の金融機関について、 その融資条件による。 その他 事業執行状況その他の都合により起債額の 全部又は一部を翌年度に繰延起債すること もある。
1	防災施設整備債	千円 256,000	
2	臨時財政対策債	83,400	
3	児童福祉施設整備債	15,500	
4	看護師宿舎整備債	35,800	
5	道路整備債	5,600	
合 計			396,300

議案第 25 号

平成 30 年度小笠原村国民健康保険特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 5 号議案

平 成 3 0 年 度 小 笠 原 村

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成 3 0 年 度 小 笠 原 村
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算
予 算 総 則

平成 3 0 年 度 小 笠 原 村 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算 は、次 に 定 め る と こ ろ に よ る。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 149,902 千円 と 定 め る。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出
予算」による。

平成 3 0 年 3 月 7 日 提 出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 険 税		86,823
	1. 国 民 健 康 保 険 税	86,823
2. 一 部 負 担 金		2
	1. 一 部 負 担 金	2
3. 使 用 料 及 手 数 料		2
	1. 手 数 料	2
4. 療 養 給 付 費 交 付 金		1
	1. 療 養 給 付 費 交 付 金	1
5. 都 支 出 金		18,951
	1. 都 負 担 金 ・ 補 助 金	18,950
	2. 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
7. 寄 附 金		1
	1. 寄 附 金	1
8. 繰 入 金		44,108
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	44,108
9. 繰 越 金		2
	1. 繰 越 金	2
10. 諸 収 入		12
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 過 料	5
	2. 村 預 金 利 子	1
	3. 受 託 事 業 収 入	1
	4. 雑 入	5
歳 入 合 計		149,902

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		9,953
	01. 総 務 管 理 費	9,883
	02. 徴 税 費	70
02. 保 険 給 付 費		9,111
	01. 療 養 諸 費	567
	02. 高 額 療 養 費	3,720
	03. 移 送 費	51
	04. 出 産 育 児 諸 費	4,623
	05. 葬 祭 費	150
03. 国民健康保険事業費納付金		121,372
	01. 医 療 給 付 費 分	70,610
	02. 後期高齢者支援金等分	35,432
	03. 介 護 納 付 金 分	15,330
04. 財政安定化基金拠出金		1
	01. 財政安定化基金拠出金	1
05. 共 同 事 業 拠 出 金		1
	01. 共 同 事 業 拠 出 金	1
06. 保 健 事 業 費		8,160
	01. 特定健康診査等事業費	8,160
08. 諸 支 出 金		304
	01. 償 還 金 及 還 付 金	303
	02. 繰 出 金	1
09. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	149,902

議案第 26 号

平成 30 年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 6 号議案

平 成 3 0 年 度 小 笠 原 村

簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成30年度小笠原村
簡易水道事業特別会計予算
予算 総 則

平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ759,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年3月7日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 負 担 金		1
	1. 負 担 金	1
2. 使 用 料 及 手 数 料		106,345
	1. 使 用 料	106,249
	2. 手 数 料	96
3. 国 庫 支 出 金		264,601
	1. 国 庫 補 助 金	264,601
4. 都 支 出 金		163,439
	1. 都 補 助 金	163,439
5. 財 産 収 入		5
	1. 財 産 運 用 収 入	5
6. 繰 入 金		105,601
	1. 繰 入 金	105,601
7. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
8. 諸 収 入		61
	1. 村 預 金 利 子	1
	2. 雑 入	60
9. 村 債		119,000
	1. 村 債	119,000
歳 入	合 計	759,054

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		154,320
	01. 総 務 管 理 費	154,320
02. 建 設 改 良 費		529,202
	01. 建 設 改 良 費	529,202
03. 公 債 費		75,026
	01. 公 債 費	75,026
04. 諸 支 出 金		6
	01. 基 金 費	6
05. 予 備 費		500
	01. 予 備 費	500
歳 出 合 計		759,054

第2表 村 債

番号	起債の目的	起債の限度額	起債の方法
1	建設改良債	千円 119,000	
			証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。 利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) 償還の方法 政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。 その他 事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。
合 計		119,000	

議案第 27 号

平成 30 年度小笠原村宅地造成事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 7 号議案

平 成 3 0 年 度 小 笠 原 村

宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成 3 0 年 度 小 笠 原 村
宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計 予 算
予 算 総 則

平成 3 0 年 度 小 笠 原 村 宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計 予 算 は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,421 千円 と 定 め る。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 0 年 3 月 7 日 提 出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2. 事 業 収 入		559
	2. 土 地 賃 付 収 入	559
3. 繰 入 金		3,860
	1. 繰 入 金	3,860
4. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
5. 諸 収 入		1
	2. 雑 入	1
歳 入 合 計		4,421

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		4,321
	01. 総 務 管 理 費	4,321
03. 予 備 費		100
	01. 予 備 費	100
歳 出 合 計		4,421

議案第 28 号

平成 30 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 8 号議案

平 成 3 0 年 度 小 笠 原 村

介護保険（保険事業勘定）特別会計予算

(別紙)

平成 3 0 年 度 小 笠 原 村
介護保険（保険事業勘定）特別会計予算
予 算 総 則

平成 3 0 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 67,613 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 0 年 3 月 7 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保 険 料		11,914
	1. 介 護 保 険 料	11,914
2. 使 用 料 及 手 数 料		2
	1. 手 数 料	2
3. 国 庫 支 出 金		11,868
	1. 国 庫 負 担 金	9,218
	2. 国 庫 補 助 金	2,650
4. 支 払 基 金 交 付 金		14,033
	1. 支 払 基 金 交 付 金	14,033
5. 都 支 出 金		8,685
	1. 都 負 担 金	7,359
	2. 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3. 都 補 助 金	1,325
6. 財 産 収 入		14
	1. 財 産 運 用 収 入	14
7. 寄 附 金		1
	1. 寄 附 金	1
8. 繰 入 金		20,988
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	18,003
	2. 基 金 繰 入 金	2,984
	3. 介 護 サービス事業勘定繰入金	1
9. 繰 越 金		100
	1. 繰 越 金	100
10. 諸 収 入		7
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 過 料	3

款	項	金 額
	2. 村 預 金 利 子	1
	3. 雜 入	3
11. 村 債		1
	1. 財 政 安 定 化 基 金	1
歲 入	合 計	67,613

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		8,845
	01. 総 務 管 理 費	7,422
	02. 介 護 認 定 審 査 会 費	1,423
02. 保 険 給 付 費		51,005
	01. 介 護 サービス 等 諸 費	51,005
03. 地 域 支 援 事 業 費		7,141
	01. 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	974
	02. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	6,167
04. 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		1
	01. 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	1
05. 基 金 積 立 金		15
	01. 基 金 積 立 金	15
06. 諸 支 出 金		105
	01. 償 還 金 及 還 付 金	103
	02. 繰 出 金	2
07. 公 債 費		1
	01. 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
08. 予 備 費		500
	01. 予 備 費	500
歳 出	合 計	67,613

議案第 29 号

平成 30 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計
予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 2 9 号議案

平 成 3 0 年 度 小 笠 原 村

介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算

(別紙)

平成 30 年度 小笠原村
介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算
予 算 総 則

平成 30 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 173,074 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 30 年 3 月 7 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. サービス収入		28,543
	1. 介護給付費収入	22,498
	2. 予防給付費収入	1,628
	3. 自己負担金収入	4,417
2. 寄 附 金		1
	1. 寄 附 金	1
3. 繰 入 金		144,527
	1. 一般会計繰入金	144,526
	2. 保険事業勘定繰入金	1
4. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
5. 諸 収 入		2
	1. 村 預 金 利 子	1
	2. 雑 入	1
歳 入 合 計		173,074

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		4,098
	01. 施 設 管 理 費	4,098
02. サ ー ビ ス 事 業 費		167,973
	01. 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 費	167,973
03. 諸 支 出 金		3
	01. 繰 出 金	2
	03. 還 付 金 及 償 還 金	1
04. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		173,074

議案第 30 号

平成 30 年度小笠原村下水道事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 3 0 号議案

平 成 3 0 年 度 小 笠 原 村

下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成 30 年度小笠原村
下水道事業特別会計予算
予 算 総 則

平成 30 年度小笠原村下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 280,167 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 30 年 3 月 7 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 負 担 金		1
	1. 負 担 金	1
2. 使 用 料 及 手 数 料		52,034
	1. 使 用 料	51,996
	2. 手 数 料	38
3. 国 庫 支 出 金		73,210
	1. 国 庫 補 助 金	73,210
6. 繰 入 金		89,119
	1. 繰 入 金	89,119
7. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
8. 諸 収 入		2
	1. 村 預 金 利 子	1
	2. 雑 入	1
9. 村 債		65,800
	1. 村 債	65,800
歳 入 合 計		280,167

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		86,714
	01. 総 務 管 理 費	86,714
02. 建 設 改 良 費		146,420
	01. 建 設 改 良 費	146,420
04. 公 債 費		46,032
	01. 公 債 費	46,032
05. 諸 支 出 金		1
	01. 繰 出 金	1
06. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	280,167

第2表 村 債

番号	起債の目的	起債の限度額	起債の方法
1	建設改良債	千円 65,800	
			証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。 利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) 償還の方法 政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。 その他 事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。
合 計		65,800	

議案第 3 1 号

平成 3 0 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 3 1 号議案

平 成 3 0 年 度 小 笠 原 村

浄 化 槽 事 業 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成 30 年度小笠原村
浄化槽事業特別会計予算
予 算 総 則

平成 30 年度小笠原村浄化槽事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,259 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 30 年 3 月 7 日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 負 担 金		1
	1. 負 担 金	1
2. 使 用 料 及 手 数 料		4,372
	1. 使 用 料	4,360
	2. 手 数 料	12
3. 国 庫 支 出 金		3,643
	1. 国 庫 補 助 金	3,643
4. 都 支 出 金		610
	1. 都 補 助 金	610
5. 繰 入 金		11,430
	1. 繰 入 金	11,430
6. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
7. 諸 収 入		2
	1. 村 預 金 利 子	1
	2. 雑 入	1
8. 村 債		3,200
	1. 村 債	3,200
歳 入 合 計		23,259

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		9,827
	01. 総 務 管 理 費	9,827
02. 建 設 改 良 費		8,204
	01. 建 設 改 良 費	8,204
03. 公 債 費		4,227
	01. 公 債 費	4,227
04. 諸 支 出 金		1
	01. 繰 出 金	1
05. 予 備 費		1,000
	01. 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	23,259

第2表 村 債

番号	起債の目的	起債の限度額	起債の方法
1	建設改良債	千円 3,200	
			証書借入れにより政府その他より起債する。 本債の起債時期が適当でないときは、本債にかわる村債を起こすこともある。 利率 年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) 償還の方法 政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による。 その他 事業執行状況その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。
合 計		3,200	

議案第 3 2 号

平成 3 0 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

第 3 2 号議案

平 成 3 0 年 度 小 笠 原 村

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算

(別紙)

平成30年度小笠原村
後期高齢者医療特別会計予算
予算 総 則

平成30年度小笠原村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,463千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月7日提出

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		8,680
	1. 後期高齢者医療保険料	8,680
2. 繰 入 金		16,769
	1. 他 会 計 繰 入 金	16,769
3. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
4. 諸 収 入		1,013
	1. 延滞金加算金及過料	2
	2. 償還金及還付加算金	230
	3. 村 預 金 利 子	1
	4. 受 託 事 業 収 入	778
	5. 雑 入	2
歳 入 合 計		26,463

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
01. 総 務 費		5,007
	01. 総 務 管 理 費	5,007
02. 広 域 連 合 納 付 金		18,624
	01. 広 域 連 合 納 付 金	18,624
03. 保 健 事 業 費		750
	01. 保 健 事 業 費	750
04. 保 険 給 付 費		350
	01. 葬 祭 費	350
05. 諸 支 出 金		232
	01. 償 還 金 及 還 付 加 算 金	230
	02. 繰 出 金	1
	03. 広 域 連 合 返 納 金	1
06. 予 備 費		1,500
	01. 予 備 費	1,500
歳 出 合 計		26,463

議案第 33 号

小笠原村父島辺地及び母島辺地に係る公共的施設の総合整備計画
(平成 26 年度～平成 30 年度) (案)

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

公 共 施 設 の 整 備 計 画

(千円)

辺地名	策定年度	区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 事業費の 予定額	事業内 容
		施設名	事業主体名		特定財源	一般財源		
東京都小笠原村父島辺地	平成26年度	村道(大村奥村扇浦地域線)	小笠原村	123,970	74,381	49,589	8,100	改修548m、その他
	～	防災無線	小笠原村	179,200	0	179,200	179,200	防災無線設備更新
	平成30年度	看護師住宅	小笠原村	35,800	0	35,800	35,800	敷地造成設計、建築設計
	～	し尿処理施設	小笠原村	85,931	0	85,931	85,900	水処理棟改修
	(今回策定)	計		424,901	74,381	350,520	309,000	
	昭和54年度	村道(大村奥村扇浦地域線)	小笠原村	3,471,967	2,327,521	1,144,446	561,700	改修14,244m、その他
	～	教職員住宅	小笠原村	235,354	142,927	92,427	75,600	9戸
	平成30年度	社会体育施設	小笠原村	210,731	104,700	106,031	65,800	グラウンド、テニスコート3面、ゲートボールコート1面、その他
	～	防災無線	小笠原村	704,040	61,450	642,590	582,200	デジタル化整備、防災無線設備更新
	～	情報通信基盤	小笠原村	621,593	274,138	347,455	224,800	基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末
	～	診療所建物	小笠原村	1,598,240	1,185,498	412,742	396,400	用地買収及び造成、建物設計、建設工事
	～	福祉施設建物	小笠原村	619,581	369,788	249,793	237,000	建物実施設計、用地造成工事、建設工事
	～	看護師住宅	小笠原村	246,967	103,150	143,817	140,400	10戸、4戸
	～	診療所備品	小笠原村	33,983	16,983	17,000	17,000	CT装置整備
	～	集会施設	小笠原村	323,400	322,271	1,129	0	建設工事
	～	し尿処理施設	小笠原村	85,931	0	85,931	85,900	水処理棟改修
東京都小笠原村母島辺地	(全体計画)	計		8,151,787	4,908,426	3,243,361	2,386,800	
	平成26年度	村道(沖村地域線)	小笠原村	53,526	32,116	21,410	10,600	橋りょう点検・補修設計・補修、新設
	～	防災無線	小笠原村	76,800	0	76,800	76,800	防災無線設備更新
	平成30年度	児童福祉施設	小笠原村	53,999	22,089	31,910	22,100	用地買収、地質調査、斜面对策設計、用地造成設計他
	(今回策定)	計		184,325	54,205	130,120	109,500	
	昭和54年度	村道(沖村地域線)	小笠原村	1,071,481	723,232	348,249	182,700	改修・新設3,352m、その他
	～	教職員住宅	小笠原村	55,000	36,666	18,334	17,500	2戸
	平成30年度	社会体育施設	小笠原村	424,178	210,733	213,445	184,900	グラウンド、テニスコート2面、その他
	～	防災無線	小笠原村	218,612	25,756	192,856	168,800	デジタル化整備、防災無線設備更新
	～	情報通信基盤	小笠原村	151,973	72,325	79,648	68,900	基幹光ケーブル網、基幹情報システム、告知端末
	～	診療所備品	小笠原村	91,535	57,588	33,947	33,900	X線装置、CT装置整備
	～	児童福祉施設	小笠原村	53,999	22,089	31,910	22,100	用地買収、地質調査、斜面对策設計、用地造成設計他
	(全体計画)	計		2,066,778	1,148,389	918,389	678,800	

総合整備計画書

東京都小笠原村父島辺地
(辺地の人口 2,073人：面積 23.45km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称
東京都小笠原村父島
- (2) 地域の中心の位置
東京都小笠原村父島字東町
- (3) 辺地度数
174点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本村の公共的施設は、昭和43年6月にアメリカ合衆国より施政権が返還されて以来、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づく各計画により整備されてきたが、本土より海上1,000km隔てられた外海孤立離島であり、本土との交通を週に約1便の船便にのみ頼っているため、いまだに計画目標に達し得ず、本土との格差は正が急がれているところである。
父島辺地区の、振興・発展及び住民の生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)整備、防災無線・し尿処理施設の更新、また、住民福祉の向上のための看護師住宅等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成26年度から平成30年度まで5年間					(千円)	
施設名	区分	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
村道 (扇浦地域線・大村奥村地域線)		小笠原村	123,970	74,381	49,589	8,100
防災無線		小笠原村	179,200	0	179,200	179,200
看護師住宅		小笠原村	35,800	0	35,800	35,800
し尿処理施設		小笠原村	85,931	0	85,931	85,900
合計			424,901	74,381	350,520	309,000

総合整備計画書

東京都小笠原村母島辺地
(辺地の人口 469人：面積 19.88km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称
東京都小笠原村母島
- (2) 地域の中心の位置
東京都小笠原村母島字元地
- (3) 辺地度数
345点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

母島辺地区は、父島辺地区よりさらに50km南方海上にあり、父島との交通は週5便程度の定期船にのみ頼っている状況であり、父島辺地区より厳しい状況に置かれているため、小笠原諸島復興、振興、及び振興開発特別措置法に基づき各計画によって進められてきた公共的施設の整備も、いまだに計画目標に達し得ず、本土及び父島との格差は正が急がれているところである。
母島辺地区の、振興・発展及び住民の福祉・生活環境の向上を図るためには、生活基盤施設としての道路(村道)の整備、防災無線の更新や住民福祉の向上のため、児童福祉施設の整備等、公共的施設の整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画

平成26年度から平成30年度まで5年間

(千円)

施設名	区分	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
村道(沖村地域線)		小笠原村	53,526	32,116	21,410	10,600
防災無線		小笠原村	76,800	0	76,800	76,800
児童福祉施設		小笠原村	53,999	22,089	31,910	22,100
合 計			184,325	54,205	130,120	109,500

同意第 1 号

小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任について

上記について同意されたい。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき、議会の同意を得る必要があるため。

小笠原村固定資産評価審査委員会委員の選任について(案)

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき下記のとおり選任する。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日	任 期
小 高 常 義	小笠原村母島字元地	昭和 11 年 4 月 5 日	平成 30 年 5 月 1 日から 平成 33 年 4 月 30 日まで
菊 池 聰 彦	小笠原村父島字東町	昭和 22 年 3 月 22 日	
金 子 隆	小笠原村父島字清瀬 清瀬都住 1－104	昭和 43 年 9 月 18 日	

同意第 2 号

小笠原村教育委員会委員の選任について

上記について同意されたい。

平成 3 0 年 3 月 7 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 4 条第 2 項の規定に基づき、小笠原村教育委員会委員の選任につき、議会の同意を得る必要があるため。

小笠原村教育委員会委員の選任について（案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律 1 6 2 号）
第 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり選任する。

記

氏名	住所	職業
佐藤 文彦	小笠原村父島字清瀬 清瀬都住 2 5 - 1	観光業
鈴木 直子	小笠原村父島字清瀬 清瀬都住 1 - 5 0 1	N P O 職員
綱島 修	小笠原村母島字元地 沖村第二都住 2 - 1 0 2	造園業

議員の派遣について（案）

次のとおり議員を派遣する。

1 東京都町村議会議長会主催「議員講演会」出席及び情報・意見交換等

- （1）派遣目的 議員活動の一助とするため、東京都町村議会議長会主催の議員講演会に出席するとともに、行政関係部署等と村政諸課題の解決に向けた情報・意見交換等を行うため
- （2）派遣場所 都内（東京グリーンパレス、国・都関係部署ほか）
- （3）派遣期間 平成30年5月17日（木）～5月26日（土）
（講演会：5月23日（水）、情報・意見交換等：その他の日程）
- （4）派遣議員 池田望、杉田一男、稲垣勇、鯉江満、一木重夫、安藤重行、清水良一

2 第79回黒船祭出席

- （1）派遣目的 ペリー艦隊の来航を通じて、当村と縁のある静岡県下田市で開催の「黒船祭」に出席し、関係者との交流を図るため
- （2）派遣場所 静岡県下田市
- （3）派遣期間 平成30年5月17日（木）～5月26日（土）
（黒船祭：5月18日（金）～19日（土））
- （4）派遣議員 杉田一男、安藤重行、清水良一

3 全国町村議会議長会主催「町村議会議長・副議長研修会」出席

- （1）派遣目的 議員の資質向上のため
- （2）派遣場所 都内（東京国際フォーラム）
- （3）派遣期間 平成30年5月17日（木）～6月2日（土）
（研修会：5月28日（月））
- （4）派遣議員 池田望、杉田一男

一般質問一覧表

一 般 質 問 一 覧 表

氏 名	質 問 項 目
清 水 良 一 議 員	1 来年度の小笠原エネルギービジョンについて 2 小笠原諸島返還50周年について
一 木 重 夫 議 員	1 障害児の福祉と教育について 2 小笠原諸島振興開発特別措置法について
鯨 江 満 議 員	1 硫黄島訪島事業について
安 藤 重 行 議 員	1 障害児・障害者の課題について 2 エネルギービジョンにおける今後の具体的課題について
杉 田 一 男 議 員	1 観光振興について
稲 垣 勇 議 員	1 シロアリの現状について

小笠原村議会会議録

平成30年 第1回定例会

平成30年5月発行

編集・発行 小笠原村議会事務局

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町
電 話(04998)2-3118

印 刷 株式会社 会議録研究所
電 話(03)3267-6051(代表)